

日本書記通釋

飯田武鄉著

中篇之五

17-210

日本書紀通釋卷之三十一

飯田武辨謹撰



十八年春三月。天皇將向京。以巡狩筑紫國。始到夷守。是時於石瀨河邊。人衆聚集。於是天皇遙望之。詔左右曰。其集者何人也。若賊乎。乃遣兄夷守弟夷守二人令覩。乃弟夷守還來而語之曰。諸縣君泉媛。依獻大御食而其族會之。

十八年春三月。類史及契沖本本高校本に。此六字なくて。上の十七年の下に續けたり。さて次の夏四月の上。十八年の三字あり。されと宜しともおもひれど。○將向京。高屋宮に。此年迄七年まじく。○るか。今年倭京に。歸り賜はひとし玉ふなり。○巡狩筑紫國。此も九國の總名に云るなり。

○到夷守。延喜兵部式に筑前國驛馬夷守十五疋とあり。又万葉四ノ天平二年帥大伴卿云々。稻公等以病既瘳上京云々。卿男家壽等相送驛使。共到夷守驛家。聊飲悲別。などある。此は何れも大宰府より京への往來の路なり。今は日向國より肥後國熊野に至り坐る道路なれば。それにはあらま。ここに薩摩國人云。夷守といふ地なり。今日向國諸縣郡霧島山、峰、峰より。子の九分に當りて。夷守嶽といふあり。夷守權現社あり。今難守神祇六柱。男神三。女神三。神あり。故難守六所大權現と。上線板に記したり。社地は。夷守嶽のやかて麓にて。嶽より。寅の方にあたれり。さて同郡小林郷の内。細野村又隣野共應尊山抱光院承和寺の。慈覺大師の開基也。右夷守權現社より。東の方に六七町はかりにて。往昔景行天皇行在の地と云。又御腰掛石と云もあり。本堂を南殿と云ひ。表門を宮門と云と云り。今大隅國桑原郡國分郷の新城をいなし。熊野か居城ありまといふは。よしある事にや。嘯吟郷になれるは素よりにて。襲の高千穂もまぢか。はた肥後國求麻郡も。即てはとなく。旁ゆかりあるに。白馬山權現官とて。祭り奉るは。まさしく倭建尊に

まします。景行天皇の夷守ふものせさせたまひしも。又故あるべし。とある此地なり。されはかの筑前國なるとい。もとより別なり。さて夷守といふ名幾り。重胤云。神名式に美濃國厚見郡比奈守神社。和名抄越後國額城郡夷守郷ある。これにつきて。魏志に倭國官曰多摸。曰卑奴母離。とあるを。白石遺文に。多摸は伴造なり。卑奴母離。即夷守也。と云りしやうに思ゆ。若くは。國造は僻遠に在て。國臣として守衛する由を以て。夷守とも云し事。非るや考ふへしと云り。夷守と云地名。諸國にある。けにもさる職名の古音ありしあるへし。此魏志の文。北史にも出て既に○石瀬河。式上文に次て。石瀬五疋屬遠賀郡。とあれど。此又それにはあらま。かの薩摩國人説に。岩瀬川。小林郷の北の極みなる。球磨郡の白毛シガ峯と云山の水の落来れるに。郷の東つらを。南さまに流れて。末は東海折て。石瀬川に落入。飲肥領赤江の海になかれ出つ。といへり。其間凡二

十余里あるに。大かた岩瀬多き中に。温水村野尻海道渡しの邊より。未
 十余町はかりかほと。殊にめざましき岩瀬なれば。けにも川の名に負
 せたらんかし。岩瀬といふ所のよし也。さてまた小林野東方村の石瀬川
 の形にて。並ひたてり。關守と云り。此る此なる石瀬河ありける。○兄夷守
 弟夷守。夷守は住る土人の兄弟なり。○證。永享本語に作る。本のまゝ
 にてよるし。○諸縣君泉媛。倭名抄日向國諸縣郡牟良加多是なり。記傳云。
 古書にもみな。諸縣と書たるを思へは。本は名曰賀多なりけんを。牟良とは
 やと。故に能れるも知かたけれと。姑々和名抄に依て訓り。賀多は阿賀多と
 と云れたるへし。叔諸縣君未詳。舊事紀に豊國列命日向諸縣君祖。と云るは
 あれと。此泉媛は。必土人の族なるへきこと既に云り。さて名義は。記の
 應神天皇の妃に。日向之泉、長媛あり。記傳よ。泉は和名抄に薩摩國出水
 郡これなるへし。古よ大隅薩摩までかけて。日
 向と云しと上に云るか如し。と云り。此も同じ。應神
 紀に諸縣君牛諸井、女髮長媛。一云。日向諸縣君牛云々。記
 には諸縣君牛諸ともあり。なとみえたり。○

其族會之。泉媛大御食献らんとして。族ともを會へたるは。思ふに當時
 泉媛の高屋宮よ召されて。大御許になつさひ奉仕しか。今んと京へ歸り
 玉ふには。再ひ御幸まきへきにあらねは。うつゝの御列を悲しみ奉るあ
 まりよ。かく族ともを會へて。面立しき大御食をは奉りしものとみえた
 り。さて此大御食奉りし處は。今詳ならねど。かの薩摩國人説に。上よ云
 る小林野細野村承和寺の庭後。山のはらよ。景行天皇御腰掛石と云物あ
 りて。今にまめ繩など引延たり。又此寺より。西の方一町はかりの田地
 の字よ。假屋と唱ふる地。即右の天皇の行宮の跡なるよしをいひ傳へ
 たり。今は其假屋の地を二に分て。内假屋外假屋といへり。と云へり。此
 や今大御食奉る料に。仕奉りし御假屋のあとならんかし。いつれにも。も
 てはなれたる場所にはあらざるへし。

夏四月壬戌朔甲子。到熊縣。其處有熊津彦者兄弟二人。天

皇先使徵兎熊。則使請之。因徵第熊而不來。故遣兵誅之。
壬申自海路泊於葦北小島而進食。時召山部阿弭古之祖小
左。令進冷水。適是時。島中無水。不知所為則仰之祈于天
神地祇。忽寒泉從崖傍涌出。乃酌以獻焉。故号其島曰水島
也。其泉猶今在水島崖也。

甲子。三日也。熊縣。和名抄肥後國球麻郡久万是なり。さて今日向の方
より。越幸坐る地。理は詳ならねど。かの諸縣郡小林郷夷守より。加久藤
大畑などを經て。今の人吉に出て。さて葦北郡に到り坐るなり。○壬申。
十一日也。○自海路云々は。葦北郡の海邊より。御船にて小島に泊玉へる
なり。和名抄肥後國葦北郡阿之木多是なり。さて小島は水島也。次にみ

ゆ。○山部阿弭古。山部は記應神段に。定賜海部山部山守部伊勢部也。と
あり。記傳に。山部は顯宗卷に。噴護於上道臣等。而奉其所領山部。と
見え。山部連と云姓もあり。山守部は山を守るを職とせる一種の部の民
なり。書紀に同御世五年。定海人及山守部。とあり。顯宗卷云々。小楯
謝曰。山官宿所願。乃拜山官。改賜山部連氏。以吉備臣為副。以山守
部為民。また狹々城山。君韓帝宿稱云々。充陵戸。兼守山。削除籍帳。
隸山部連。など見ゆ。これらの趣を思ふに。山部と山守部と。二はあら
ま。同物と聞ゆる。此に別に擧たるはいかにそや。書紀云山部は無きを
正しかるべきと云り。なほ顯宗記阿弭古は。これも記開化段に。依網之阿
毘古。景行段に。木國酒部阿毘古。姓氏錄に。輕我孫などあり。記傳に。
阿弭古のまつは尸なれども。姓氏錄に。たご我孫。攝津國神別又我孫。公。
和泉國雜姓なり。今和泉國和泉郡に我孫子と云處あり。又續後。など云も
記五に。河内國人我孫。公諸成。同姓阿比古。道成と云人見たり。など云も

あれは。尋常の尸とはいさゝか異れるか如し。さて辨意は吾彦と云こと
 よやあらむ。吾とは親みて云。彦さて此山部阿弭古。何れの胤といふま
 群かならむ。あほよく考へし。○小左。名義詳かならむ。○冷水。水を毛比
 と云ること既に云り。神代記○祈于天神地祇。古へのかゝる時には。總て
 真心を以て神に祈白しき。かれ其精神の感けしむる處。忽ち其しるし現
 れき。さて此時小左か功も。また類ひあきものから。我天皇の大御徳に。
 天神地祇等もうつなひまつれる状。まことに尊むへし。かの万葉の哥等
 一。天地も因て奉る。また神も大御食に仕奉るなとよめる。虚言にあらぬ
 ほと思へし。○水島。万葉釋に引ける肥後風土記に。球磨縣、乾七里海中
 有島稍可七十里。名曰水島。々出寒水。逐潮高下。とあり。和名抄に。肥後國
 菊池郡水島とあり
 之時歌二首。如聞真貴久。奇母神左備居賀。許禮能水島。葦北乃野坂乃

浦從。舟出島而。水島爾將去。浪立莫動。などあり。中島廣足云。水島古書に
 北八代郡境の海中にありて。八代につせり云々。野坂の浦は。さたかならぬ
 と。今佐敷の津のあたりをらんと或人云り。記に水島までの海路五里はか
 りあれは。かの舟出してと。或書云。水島は八代の真南少し西にあたりて。
 よみ五へるよも叶ふへし。

今の八代の城よりは。一里半もあるへく。此島廻り五六間もあるへし。大
 方は岩石にて。高き所は五丈程もあるへし。此島一縣に水涌て。其水潔く。
 更に塩氣などなし。水のあく所は。島のめぐりの岩の外さまなる。浪打
 の砂地よりあくよ。四方八方其水の出さる所なしといふ。されは水島の
 名はあるへきなり。木も松の二三本あるに。かつらやうのものあるのみ。
 外には木もなし。又今は八代の新田ふえて。故行あたり
 も出来るよし。新田と水島と五十間ばかりの間に。凡一里余をへたて。白島と
 り出来るあり。右の島の交の方にや當るらん。凡一里余をへたて。白島と
 云島あり。これは島のかきりみなり。又この島にも。水のあく所多
 れと。水島はかりはなしと云り。廻りは凡半里ばかりの島にて。これは水島
 よりも余程たかく。松なとあり。

五月壬辰朔。從葦北發船到火國。於是日没也。夜冥不知著

岸。遙視火光。天皇詔挾抄者曰。直指火處。因指火往之。即得著岸。天皇問其火之光處曰。何謂邑也。國人對曰。是八代縣豐村。亦尋其火。是誰人之火也。然不得主。茲知非人火。故名其國曰火國。

從華北。これ今の華北郡の地なり。肥前風土記に。從華北火流浦。發船幸於火國。度海之間。日没云々。とあり。火流浦未詳。今海邊に日奈久と云所ありそれか。○火國。此は一國の名にはあらて。倭名抄八代郡肥伊。また風土記に。八代郡火邑とある地なり。扱一國の大名に在れるも。云りかくて此地。いまは詳かならむ。中島廣足か不知火考に。八代郡に氷川といへる川あり。火打石の名産也。是火川よて。火邑も其川のあたりにありしにやあらん。和名抄肥後國肥伊郡あり。是則火。郷にて。此中に火邑

はありけんとかほしきなり。又同郡に本野村といへるあり。火村をホノムラと唱へしより。つひに記れるにやといへり。なほよく尋ぬへし。○挾抄者。抄本に抄とあり。されどこれは。本抄なれば。必本よらへし。今仲衣紀持統紀訓同し。和名抄に。楳使舟捷疾也。和名加遲。また在旁。撥水曰。楳。字亦作棹。漢語抄云加伊。また楳。棹竿也。刺。船竹也。和名佐乎。また龍正。船木也。揚氏漢語抄云。楳。船尾也。或作。楳。和名云多伊之。とあり。記傳云。楳。今世云。楳なり。と云り。さて挾抄者は。通證に。今按抄元正紀所謂抄士即是。字彙。船尾。曰。楳。今人謂。高師。爲。楳子。或作。楳。元史。楳五。剪燈新話。楳人。蓋。楳抄。通故曰。挾抄者。舊事紀。楳亦訓。加遲。類篇。楳水抄也。義相通。類聚國史作。挾抄者。楳。楳。俗字。一本作。挾。楳者。楳。楳。異。楳。とあり。未。本。考。本。に。類。史。に。抄。を。楳。に。作。れ。る。は。上。に。引。る。倭。名。抄。に。依。る。に。多。伊。之。に。て。正。船。木。也。と。あ。れ。は。今。世。の。楳。に。て。古。の。加。遲。に。ハ。充。當。ら

そ。字を當たる人の誤なり。○火之光處。本「之」字なし。仙覺抄。詞林采葉に引るにあり。補ふへし。類史帝王傳 ○八代縣豊村。倭名抄肥後國八代郡夜豆志呂。豊村いまはさたかならざる。信友云。今按るに。和名抄に八代郡豊福、躰みえ。兵部式に。豊向、驛とあるも。其處なるへきに。國圖を見るに。八代の部内の海邊に。豊福と云かみえたるり。これならんかと云り。日本書紀に。同郡豊原驛。豊原公と云入みゆ。 又不知火考に。八代郡に。豊原今はアイハあり。是昔の豊村ともあらんか。又下益城郡の海ちかき處に。豊福村といへるもあり。これまたよしありておほゆ。といへり。此豊福は。八代のは。異處なりや。尋ねへし。 ○名其國曰火國。信友云。肥前肥後の本、名火國といへる由縁は。肥後風土記に。肥後國者本與肥前國合爲一國。昔崇神天皇之世。益城郡朝赤名峯有土蜘蛛。名曰「打獲頸殺」。二人率徒衆百八十餘人。陰於峯頂。常逆皇命。不肯降服。天皇勅肥君等。祖健緒組。遣誅殺賊衆。健緒組奉勅到赤名峯。誅夷。

使巡國裏。無察消息。乃到八代郡白髮山。日晚止宿。其夜虛空有火。自然而燎。稍々降下著燒此山。健緒組見之。大憚驚惶。行事既畢。參上朝庭。陳行狀。奏言云云。天皇下詔曰。剪拂賊徒。願無西眷。海上之鯨誰人比之。又火從空下燒山亦怪。火下之國可名火國。と見え。また肥前風土記にも。此事を記して。肥前國者本與肥後國合爲一國。昔者磯城瑞籬宮御宇云々。因火火は之字の誤なるへし曰火國。後分兩國。而爲前後。ともみえたるにて明なり。然るに紀景行天皇十八年五月の下に。故名其國曰火國。と見え。此時に國名を定玉へる由に記されたるは。謬傳に依られたるなり。さるは此故事も。上に擧たる肥後風土記の文に連ねて。又景行天皇誅球磨贈啖。無巡狩諸國云々。幸於火國。渡海之間日沒。夜暗不知所著。忽有火光。遙視行前。天皇勅裨人曰。行前火見。直指而往。隨勅往之。果得著崖。即勅曰。火燎之處。此號何界。所燎之火。亦爲何火。土人奏言。此是

火國八代、野火、邑。但未審火由。干時詔群臣曰。燎之火非俗火也。火國之由。知所以然。と記し。肥前風土記にもまた上文に連ねて。又纏向日代宮御宇云云。今此燎火非是人火。所以号火國。知其由。とみえて。始て國名を定玉へるよはあらざ。知所以然。また其由。と書も文に意を付へし。其は前上崇神天皇の。火國と号。玉へる事をは。知食つれと。その事の由をは。いまたよくもたつね玉はて。そののみ火國と号。玉ひしは。如此る神火の事の由によりて。号け玉ひつらんと。をりにあひて。ふとなほさりに詔ひたりしなるへし。さるを書紀に故名其國曰火國。と記されたるは。そののみ。その御なほさりに言にせかりて。まかひたる謬説のありけるを。正しめへきして。其説によられたるものなるへきこと。上に舉て論らひたること。崇神天皇の御世に。國名を定玉たると。景行天皇の火光を見そなはして。云々と詔へると。兩度の差別。兩國の風土記の傳。相共に合ひ

ていと明らかなり。然るに又肥後の海に。不知火シラヌといふものゝ光るを。かの景行天皇の幸の時の火光これなり。といへる説のきこゆるは。こゝろえかたし。さるのみまつ此不知火の事は。記傳にも見えたる如く。澳の方に見ゆる光にて。澳より陸に就て見ゆるものにあらされは。書紀また兩國の風土記に見えたる。景行天皇の御船中にて。みそなはし玉へる赴の。火光にはさらに合はせ。しかれば不知火は。たと海面の光物にて。別事なるを。よくも考へきして。かの景行天皇の火光により玉へる故事に。おもひあはせたるなほさり説コト之けり。さて又其景行天皇の故事の赴に。なほ思ひ合せ奉らるゝ事は。日本後紀に。延暦十八年五月丙辰。前遣渤海使外從五位下内藏宿禰加茂麻呂等言。歸鄉之日。海中夜闇不識所着。干時速有火光。尋逐其光。忽到島濱。訪之是隱岐國智夫郡。其處無人。或比奈麻治比賣神常有靈驗。商賈之輩漂海中。如揚火光。頼之得全者不可勝

數。神之祐助。食可嘉報。伏望奉預幣例許之。とあり神名帳に。知夫郡比。奈麻治比。賣神社あり。三代實録にも見えたり。或諸國の事記せる書に。此社今も知夫郡島前ありて。恒には火燒權現と稱す。船入暗夜に暴風に遭て。行方よまよへる時。此神は祈れば。忽火を順はして。海路を導き玉へり。といへり。海路にてさる赴なることありしこと。むかしよりきてえ来り。いまの世にも。さることありし由。船人のまのあたりかたれるをも。また人傳にもこれかれと。正しくきける事なり。きと知てある人なほ多かるへし。さて又因に云。肥前肥後も一國ありしよし。風土記に相共に記して。肥前なるは。健甕組の古事をいへる文に連ねて。後分兩國爲前後。といへり。肥後なるも然ありけんを。今本書世に傳はらされは知られき。かくてその二國に分たれし事は。他書ともたの見えき。さてその前後の國号の。古く書よみえたるは。神功紀に火前國松浦縣。推古紀に肥後國葦北津。と記されたり。但し此は後の號を。古よめくらして。云る傳へによりて。書されたらんも知らねとも。

日本紀撰記されたる養老の頃より。はやく前後に分たれし事は著し。かくて此火國の号とは。記傳に。大八島成出津に。筑紫島を有四面四と云て。肥國を其一に取れり。然るに國圖を考るに。肥前と肥後とは。海の隔りて地接かき。正しく二に分れたれば。面一には取かたき國形なり。故考るに。書紀又風土記などの火國の故事は。地名に依るに。皆肥後の國の地あり。然れば肥國と云し。初はたて肥後方のみにて。肥前の地は。本は筑紫の國の内なりしか。やと後に。肥國に屬まよやあらん。と注はれたるは。さることあり。かくて猶考るに。上代に火國といへるは。今の肥後の方なるへきよし云れたるは。まことよさることにて。動きなくきてゆるに。其肥後と離れたる域を。肥前と云しのおほつかなく。さるに合せては。聊かたよはしくたもいふに付て。國圖を考るに。肥後は東の國。岬より。島傳ひに。天草といふ大島を界。肥前はその天草の北面より。

二三里はかりに海を隔てて。島原といふ域より。北東さまに。肥後の西
 面より。筑後の西面かけて。流海をへたてと曲り對ひて。筑後の西方に
 隣れり。上代には。今の肥後の方さまを。火國といひ。後よ今の肥前の方
 かけて。火國に屬られたりしを。又後に今の如く。前後二分たれたるも
 のなるへし。平陸よりいへは。肥後の北の方。筑後に隣りて。その筑後を隔て
 肥前なれば。肥前肥後も合せて。一國ありつるよしいへる。
 風土記の説は。一國とせられたりし事。さうに筑後はしらす。風土記にみ
 えたる火國の故事の地。みな肥後のかたにのみあるは。其國の名も
 号けられたる故事の本土なれば也。肥前の風土記に。其國內ならぬ肥後
 の故事を記せるは。本土の國号の緣由を願さむために。記せるなり。かく
 ては記傳にいはれたる。鈴屋大人の考。まことによく當れりといふへ
 し。以上信友説と云れたるはさる説なれど。なほ按に。信友の云れたる如く。
 平陸よりいへは。海を隔てて現に二國の如くなれば。一國なりとは云か

たきさまなれど。其中間なる海をも加へて。一國としたらんには。前後
 本より一國と見んに。疑ひしからず。殊に久遠なる神代の頃には。今と
 の地勢の甚くかはれりしも知へからず。他の海を隔てて。國を立し例
 に。強てあつむへきにあらざ。上代の事なれば。なほ本のまゝよ見てあ
 るへきあり。この事。重胤も既に云置たる説ありしとおもえられたれど。
 今其文を見出せ。よりにかくおのか説として。姑く識したくものなり。

六月辛酉朔癸亥。自高來縣。渡玉杵名邑。時殺其處之土知
 蛛津類焉。丙子到阿蘇國也。其國郊原曠遠。不見人居。天皇
 曰。是國有人乎。時有二神。曰阿蘇都彥阿蘇都媛。忽化。人以
 遊詣之曰。吾二人在何。無人耶。故号其國曰阿蘇。

癸亥。三日なり。○高來縣。倭名抄肥前國高來郡多加久とあり。肥前風土記に。高來郡昔者纏向。日代宮御宇天皇。在肥後國玉名郡長渚濱之行宮。覽此郡山。曰。彼山之形似於列島。屬陸之山歟。列在之島歟。朕欲知之。仍勅神大野宿禰。遣着之。往到此郡。爰有人迎采曰。僕者此山神。名高來津座。聞天皇使之采。奉迎而已。因曰高來郡。とあり。さて肥後八代縣より。肥前國に渡り玉へる事を。この上に記洩したり。○玉杵名邑。倭名抄肥後國玉名郡多萬伊奈とあり。此より前に。肥前國高來郡に渡り坐るか。又本の肥後國は飯り渡りたまへるなり。かくて肥後風土記に。玉名郡長渚濱。在郡昔者大足彦天皇。誅球磨噲。還駕之時。泊御船於濱云云。又御船左右游魚多之。梓人吉備朝勝以鈎釣之。多有所獲。即獻天皇。勅曰。所獻之魚。此為何魚。朝勝見奏申未解其名。正似鱒魚耳。歷御覽曰。俗見多物。即云爾倍佐爾。今所獻魚甚多有。可謂爾倍魚。今謂爾倍魚。其

縁也。とあるは正しく。此御時の事なるよし。また爾倍魚の。後に腹赤また久知伊之も知。ともいふ魚にて。年まとの御餐に献りしも。此御時の故事によりてなることなど。信友か腹赤考あり。爾倍佐は。當時筑紫あたりの俗言なりしなるへし。下の爾は鱒の殊更。二件の古言を求めて。ものせるなるへし。此外は。さちよきこえぬ爾なるをや。また上に引る肥前風土記。高來郡の下に。昔者纏向日代宮御宇天皇。在肥後國玉名郡長渚濱之行宮云云。と見えたるも。また此頃の御事あること灼然し。考の腹赤考に云。肥後の限本人中島廣足。この腹赤の云ひおこせけらく。彼山。形似於列島云々。と語ひたるは。高來郡温泉山。この山下。四面海に至り。みな田地よて野村あり。但し西の方の海中に。磯は十町ばかり。二里はかり。高き岡のこくよ。陸に續きたるか。長渚はたはのおもむきにたりては。別島のことみゆれは。さは御覽したりしなり。さて今長渚の海邊を。五里はかり南に。伊念といふ處あり。其處を丹倍津ともいへり。然るは古名にて。爾倍魚の故事に由ありて。貝ひひたるなるへし。また長渚に。四王寺宮と稱へる神社あり。景行天皇の皇子四柱を合せ祀り奉る

と云傳へたり。但し其御名は詳ならず。また長渚の渡邊を南へ三里はかりに。女石といふ處に女石神社あり。通証には。名石大明神とあり。承行天皇を祀り奉れり云ふ。其處に天皇の御殿居たまひたりしと。語雖も來たれるるなるへし。と云り。これにつきてなほおもひ奉る。四王子宮は。其時四柱の皇子を幸て。幸したりけん。其御子たちを由ありて祀り奉れるなるへし。また女石は上に注せる行宮の舊蹟にはあらざるか。さて女石としも云ふは。天皇の御殿居の石を。御石と稱へるを。其を地名にも呼ひ。やかて御社の号も稱しなら。○津類。名義未思ひ得き。○丙子。十六日なり

○阿蘇國。和名抄肥後國阿蘇郡阿蘇郷あり。○郊原曠遠。通証。井澤氏曰東西十五里。南北十九里之地。といへり。○阿蘇郡彦阿蘇郡媛。式に肥後國阿蘇郡健磐龍命神社。阿蘇比咩神社あり。記傳に阿蘇郡彦は健磐龍命の神靈なるへし。と云るか如く。社傳に。本宮健磐龍命は。神八井耳命の子なり。阿蘇媛神は。武磐龍神の妃にて。速甕玉命の母なり。といへり。さて玉膳間に云。肥後國の阿蘇山は。麓より三里のほりて。山上に大なる池

ありて。常に湯あきあかりて。玉をちらし。いみしく火のもゆるを。その火のもゆること熾ある時よは。石を飛して。池のほとりに近づきかたし。武辨云。此池のこと。日本後紀に。阿蘇池無故。潤減二十餘丈。また三代實錄。貞觀六年。夜有聲震動。池水沸騰。東西流落。同九年。寺光照耀。山震動。廣五十丈。長二百五十餘丈。神社は山の下なる。宮地村といふにたてたまへり。一宮は。健磐龍命神社。二の宮は阿蘇比咩神社。國造神社は武辨云。武速甕玉命。金凝神社。綏靖天皇にたのしまさなり。大宮司は姓は宇治朝臣といふ。その宅に。件の宮地村をそこしはなれて。大宮司屋敷といふ所に有と。肥後國人のかたれるなり。今思ふ。疵をかめと唱ふるに誤りて。かの御名はやみかたまなるへし。又金凝神社を。綏靖天皇と申さる。神八井耳命を誤れるなるへし。さて大宮司の姓。今宇治朝臣といふ。いかなるよしにて。いつのよりのことならん。古事記に阿蘇君とあるは。この氏とはきこえたれといへり。記に神八井耳命者。阿蘇君

之祖也。國造本紀。阿蘇國造瑞籬朝御世。火國造同祖。神八井耳命孫速履王命。定賜國造。とみえられたれり。社傳の如く。神八井耳命孫。健磐龍命の子。速履王命なるを。科野國造。瑞籬朝御世。神八井耳命孫。建五百建命。定賜國造。とあるはたかへるか如し。瑞籬字は子字の寫誤なるへし。また按て。速履王命の兄弟なるへきか。建と龍とを以て。父子の名を別たるもあへし。然見れば。國造本紀の世數もたうはす。○なほ通証に引る筑紫軍記と此等神社の。此等國一宮。神八井耳命子也。とあり。また同書。阿蘇。○化人。人に化て現れ給ふなり。○何無人耶。通証云。阿與奈通。何之義也。とあり。奈曾を阿曾といへるは。万葉十四に安是加麻可左武。何か將。また安持可母伊波武。何かも將。また安持加安我世年。何か將。また阿是曾母許與比。何とも今。また汝波安持可毛布。汝者何かなり。此外にも多かり。これら奈是にの辭今の俗言といふへきを安是また奈持といふへきを安持といへるなど。安と奈と音の通ざるを以てなり。今も其例にて。奈曾といふへきを。阿曾と言ひしものなり。且を阿曾と訓む。○曰阿蘇。名義何と詔ひしより負へるなり。

秋七月辛卯朔甲午。到筑紫後國御木。居於高田行宮。時有僵樹。長九百七十丈焉。百寮踏其樹而往來。時人歌曰。阿佐志毛能。彌概能佐烏麼志。魔幣菟者彌。伊和哆羅秀暮。彌開能佐烏麼志。爰天皇問之曰。是何樹也。有一老夫曰。是樹者歷木也。嘗未僵之先。當朝日暉。則隱杵島山。當夕日暉。則覆阿蘇山也。天皇曰。是樹者神木也。故是國宜号御木國。

甲午。四日なり。○筑紫後國。筑後國なり。倭名抄に筑紫乃三知乃之里と

あり。服部元彰曰。筑紫は。上古以来載ざる事尤多く。皇極天皇以後。太
宰府も設けられたる國なるに。盡く筑紫と云ひて。一も筑前の名あると
と無し。景行紀より一ヶ所。筑紫後國の名あり疑ふへし。又同紀より。豊前上
總の名あれとも。豊後下總の名一所たよも見ぞ。又神功紀より。前國あれ
とも。肥後の名は。持統紀に至りて始てみゆ。安閑紀を以て証せるときなり。

景行神功紀の名は。みな後より上よ及ぼして。舍人親王の書玉ひしこと
知へし。右の類古事記にり一もなし。此に由て之を觀れば。越前越後越前國
に持統六年より。越前國司の文。一所あるをみるのみ。越中越後の名あるをみず。越
國の名を辨せし者あらん。と云り。あほ考へし○御木。倭名抄三毛郡三計
とあり。本を野といへる。今之三池郡。また三池といふ大名の地もあり。
○高田行宮。此宮處いまりたかならざ。今下妻郡に高田あり。柳川入武
藤原亮か説く。御木のさをはしり。まさしく筑後國三池郡高泉村の地

て。今も其土中よりまれく出る埋木。その質まこと堅實にして。木
理歷木にたかりき。又其地にみゆき橋と唱ふる所あるを思ふに。今の高
泉は。古の高田を訛れるにやあらんといへり。なやよく考ふへし○僵樹
九百七十丈。平田翁云。九百七十丈を町と直しては。大凡二十八町はか
りはあるへし。武野云。守野は今道凡五里半。昔もといへる。こは僵ふれて。
るは。六町一里。つもりていへる。ふか未詳。こは僵ふれて。
幾百年の星霜をか經けん。その間には。梢枝も盡く朽折れて。幹木の
み存れること。言も更あれり。その立木にてありしほどい。一里余りの
高さの必あるへく。本の太さも。陸に五六百尋ほどありけん。といは
れたり○踏其樹云々。守部云。樹を踏は。間道なるを以てなり。其をみて
めつらしくおぼえて。時入の上めるあり。といへり○阿佐志毛能。朝霜
のなり。私記に。朝霜易消也。故欲讀瀧橋之發語也。とあり。万葉集に。
落雪之消長戀師。といへると同じく。落雪も朝霜も。消にいかけたる

にて。藤原の約氣なればなり。○瀨能佐馬度志。瀨能本類史本に載る。今永御木之真小橋なり。守部云。御木は此後文に。天皇曰。是樹者神木云々。宜號御木國。とあれば。此木より地名を成し。佐は真に通ひ。小は小筑波小野などの小にして。稱解なり。此真と小とを重ねたる例は。万葉十四。麻乎まほの。古書記允恭段に佐さ々々ささに。真ま小こ。などいへるか如し。さて此置樹は。此時百寮の巨り始めたるにはあらざ。いと古き時より。置れてありつるは。はやくより。御木、真小橋とは稱へならしむなり。○度弊荒者瀨。前津公にて。天皇の御前に候ふ諸卿といふ。故万葉一に。物部の大臣。孝徳紀に上臣訓多加伎木邊都伎美。などあり。○伊和哆羅秀暮。伊は發語なり。渡るを延てむたらぞといふ。暮の助辭なり。○瀨開能佐馬度志。一首の意は。守部云。常山賤のみ渡る。此偏土の御木、真小橋とは。今日は思ひよらぬ。大官人等の伊渡らともよ。希見まじき事なるかな。

その御木の真小橋をいとなり。といへり。○歷木。中島廣足か歷木并云。和名抄に。本草云釣樟一名烏樟。和名久沼木。また舉樹和名久沼木。日本記私記云歷木。本居翁云。釣樟と舉樹と。共久沼木と記しなから。別に。出せむはあやまりか。とみえ。新撰字鏡よは懸標同久沼木とあり。本居翁云。古書にも懸木と書はして歷と作るも。懸を通字書よ。懸、木名。また文選李善注に。懸與標同あといへり。其はとまれかくまれ。皇國にていよしへ。クヌキに歷木の字を用ひたりし事あるし。仁徳紀に。當荒校松林之南邊。忽生兩歷木。挾路而未合云云。これを久奴木とよめり。万葉には歷木の字をヒキキとも。ハハとも。此木今も三池郡の土中に埋れありて。其きれ輪に出ることあり。かのれも一つ得て見るよ。まこといといと古き埋木にて。色の漆うるしよりもくろく。木理は黒檀くろくなどいふへきさましたり。或人足を印材としてみかまたきて是を得る事。たはやくからき。片岸の崩し所。あるに水底。或は地を深く掘る事あるをりに。まれに入出

て。いつことも定めかたきよしなり。記の本文にて。其ゆるよし灼然し。
くぬきなりし事も決なく。いとくめつらかなるものなり。といへり。あ
ほこの事次に云。○朝日暉。夕日暉。類史一本に暉を光に作れり。さて
夕日暉下に。類史に則字ある補へし。暉河本には。亦 ○杵島山。万葉仙覺
抄に引る肥前風土記に。杵島郡縣南二里有二孤山。從神指良。三峯相連。
是名曰杵島。坤者曰比古神。中者曰比賣神。良者曰御子神。一名軍神。助
辨閭士女提酒抱琴。每歲春秋携手登望。樂飲歌舞。曲盡而歸。歌詞曰。阿
羅禮符綾。者資度加多愷鳩。變織紫彌刀。區鎧刀理我彌氏。伊謀我提陽刀
綾。是杵島曲とあるをおもふに。いと名高き山と見えたり。或人云。今の杵島
山は。肥後の阿蘇山よむかへいふかりの高山にあらざ。故昔の杵島山
と。藤津郡の多良山なるへし。藤津と杵島の郡は。境をまじへたるか上
に。今多良山の神事九秋に。俚民の登りて。酒宴をさす。故いにしへ

樂飲歌舞云々といへる。いとよく似たりといへり。猶よくたつぬへしと。
此も歷水辨よいへり。さて杵島といふ名義は。風土記。杵島郡。昔者遷向
日代宮御宇天皇巡幸之時。御舟泊此郡盤田杵之村。于時從フカガ武歌之穴。
浴水自出。一云。自成一島。天皇御覽詔群臣等曰。此郡可謂武歌島郡。
今謂杵島郡訛之也云云。とあり。皇胤云。此杵島は木島と云事にて。神代に
不播殖。而成青山。とある始自筑紫云々。と物せさせ給ひける地にて在けん。
其神子神の下に。一名軍神助則兵與と有るん。五十猛神の御名よ似着て聞
ゆ。 ○阿蘇山。釋紀に引る筑紫風土記曰。肥後國阿蘇縣。々、坤二十餘
里。有二禿山。曰開宗岳。頂有靈沼。石壁爲垣。計可。縣五十五丈。或二十丈。或十五丈。着
源或二十丈。或十五丈。着
潭百尋。鋪白霧。而爲質。彩浪五色。紅黃金以分間。天下靈奇出茲。峯尖。
時々水瀉。從南溢流入于白川。衆魚醉死。土人號曰苦水。其岳之爲勢也。
中。天而傑峙。色四時。而開基。觸石興雲。爲五岳之最首。濫觴分水。定
群川之巨源。大德鏡々。諒人間之有一。奇形奇々。伊天下之無雙。居在此心。

故曰中岳。所謂開宗神宮是也。とあり。名高き山にて。世々の史等に亦見えたり。○是樹者神木也云々。本に也字あり。今類史に據て補。筑後國風土記にも。此樹の事を記して。三毛郡云々昔者榎木一株生。郡家南。榎木云々。榎木或榎字と云り。一本には榎とあり。平田翁云。今もその遺跡にあり。榎木ありて。底一面の大樹なりと云。その木を。國人西原尾樹より贈れり。實に榎木とありけると云り。其高九百七十丈云々。朝日之影蔽肥前國藤津郡多良之峰。此傳の如くならは。上にいへる。或人の考の。并島山。峰とかけり。これも今。暮日之影。蔽肥後國山鹿郡荒帆之山。因曰榎木國。後人記曰三毛。今以爲郡名。榎木神云。荒帆山いしりかたし。山鹿郡は阿方位はたかはず。里麻云。此下に榎木與榎木名稱各異。故記之。と有て。其木は別なるものから。其高の同じき。右の一傳なるへし。肥前國の并島藤津二郡相隣り。肥後國の阿蘇山鹿兩郡相近きか上り。日の長短に依て。蔽ふ榎も異なる物なりければ。事の異なるは非ざらんぬ。本國神名帳に。三毛郡正六位上。大城神と有。其榎。重を祀れりしとあり。さて古さる大木のおぼかりし事の。古書に見えたる。古事記仁徳の段に河内國免寸河の西に。

高樹ありて。巨日にあたりては。其影淡路島に達ひ。夕日にありて。高安山を越たりしよしみえ。其樹をきりて船につくり。又其船の破壊たる木をもて。琴を作りしよしまもみえたり。此は何の樹といふ事は記されず。肥前風土記にも。佐嘉郡。昔者榎樹一株生。於此村。武辨云。此村上。幹枝秀高莖繁茂。朝日之影蔽。并島郡蒲山郡。暮日之影蔽。養父郡草横山也。日本武尊巡幸之時。御覽樟茂榮。曰。此國可謂桑國。因曰桑郡。後改号佐嘉郡云々。あどあり。此は榎木の歴木の。又近江國栗太郡に語傳へていふ。いにしへ栗の大木ありて。其枝數十里よはひこれり。此栗木といふ。今も地を掘れば栗。實又枝などもあり。又そくもといひて。里人の薪に用るものありて。土中よりほり出す。是も其栗の葉なりといへり。この事今昔物語。此類の語傳へ。なほ國々往々あり。今の世にさら。れもひの外なる大木の。深山。中なとにありあること。こゝかしてに聞ゆれば。まして上代には。殊

なる大木の所々にありしにこと。

丁酉。到八女縣。則越前山。以南望栗岬。詔之曰。其山峯岫重疊且美麗之甚。若神在其山乎。時水沼縣主棟大海奏言。有女神。名曰八女津媛常居山中。故八女國之名。由此而起也。八月到的邑。而進食。是日膳夫等遺蓋。故時人号其忘蓋處曰浮羽。今謂的者訛也。昔筑紫俗号蓋曰浮羽。

丁酉。七日なり。○八女縣。持統紀に上陽群郡とあり。和名抄に。筑後國上妻郡加半豆萬。今カウツマ下妻准上とあり。八女縣也。即この上妻下妻の地なり。上ハ女下ハ女といひしを。二字に。通證に。高良玉垂命社司鏡山氏曰。上妻郡八部村。疑道名。今有縣主祠といへり。筑後國人矢野幸

夫か縣苞と云書に。御座石。新川村栗木野名の山中。星野村へ越る路傍に在り。此所を御座石越と云。傳云。景行天皇筑紫巡幸の時。上妻郡尾生松今をのふと云所なし。尾納の松と云所を経て。此地に至り。石上に御座を設け。矛を建けるより。此名あり。此地より朝田村に下り。筑前國保坂村に移らせ玉ふと云。今按に。三池より藤山を越え。高羅の行宮把前國風記にかゝりして。其後北河内より。横山通にて。栗木野山を越え。生葉行宮把前國風豊後風に。鳳輦を止めさせ玉ひ。其後豊後に遷幸なさせ玉ひし時。保坂村などをは。歴させ給ひしなるへし。と云り○前山。鏡山氏曰。今云御前嶽といへり。或入前山とは。た前山と云ふと。猶地名なるへし。類史永享本中臣本に。藤山と作る。其は御井郡なりと云。○栗岬。本に栗を栗とあり。鏡山氏曰。今云黒岬。今按栗疑栗之誤寫とあり。永享本に栗とあるは依る。○峯岫。通証云。仲哀紀洞訓同。搃粟抄匿路讀久分知義通。○神在其山乎。本

一在と有と作り。考一本に在とあり。改むへし。○水沼縣主。和名抄筑後國三瀨郡美無萬とある地の縣主なり。出自の詳ならず。上に國乳列皇子是水沼別之始祖也。とあるとは異なり。此事なほ上に云り。合せみるべし。○猿大海。名義未思ひえど。○八女津媛。此神如何なる神にまごよか詳かならざる。訓ハ行なり。ここに矢野幸夫云。八女津媛神社上妻郡此。矢野。所祭八女津媛神。あり此は上妻なりしか。混して三瀨に入しなるへし。社傳云。所祭神大日靈貴尊。彦火々出見尊。鸕鷀草葺不合尊。日本武尊。八目津彦尊。八目津媛尊。合て六神。故に六所宮と云。養老三未年造立なり。今按合祭の六坐。時代功業。共に配祀せしき神祇にあらざる。且八目津彦と云稱号。物に見えず。寛文の記云。佛岩屋六所權現。閉基詳ならず。天正十年年。源親直再興。神寶木像六所。本地堂阿彌陀木佛一体。とあり。本の八女津媛一座也しとたもる。按に肥前風土記に。高羅行宮あり。豊後

風土記に生葉行宮あり。然れば御木より。山門下津八女上津八女等の縣を巡り。上廣川庄を経て。藤山を越え。高良の行宮に御坐し。的の邑にてまじとあり。今藤山高良内の境。峙てる兀山を鷲岳と云。遠見岳の誤なるへし。此絶頂より南のかたを望めは。美景本文よ云るか如し。今の山内村より。東西にかけて。總名を川崎の庄と云。本の川瀬組を上廣川庄。江口組を下廣川庄と云。其頃迄は。此邊は大河なりし故。總名を廣川と云なり。其中に川瀬江口等の名もあるにやあらむ。此大河に差出たる岬を川崎と云。所謂衆岬則川崎なるへし。媛の住所を八女郷と云るより。上下八女の郡名は起れるなり。と云り○由此而起。本に而字なし。今永享本中臣本類史本等に據て補ふ。○的邑。倭名抄筑後國生葉郡以久波。鏡山氏曰。生葉郡溝尻村有以久波島。方十間許在田中。同郡妹川邑有御座石。相傳天皇之遺蹟也。といへり。仁徳紀の字をイハと訓むへし。仁徳紀の下に云るをみむへし。

矢野幸夫云。若宮神社。生樂郡若宮村にあり。昔は福富庄竹森村と云り。福富又若宮とも云り。豊後風土記に見えたる生樂行宮。則此地あり。古老傳云。本景行天皇を祭る。思ふに天皇熊襲御平鎮還幸の時。兵器諸調度悉く此行宮の左右に藏め。土を封して。東を日岡。西を月岡と名付られ。其後に岡の中央に社を建。天皇を祭り奉し。鎮西八郎九州平定の後。其靈跡に。其祖義家與州鎮靜の後。岩清水八幡宮を。鎌倉鶴岡に祭られし例に倣ひ。此御社を再興して。八幡宮を配祀せられしならむ。故一録起且古棟札に。久安年中二年一鎮西八郎再建とあり。文化二年二月。月岡を發石櫃を得たり。中央に玉大小數百顆。兩端に刀劍。鏡を藏めたり。櫃外四圍に。甲冑刀鏃馬具鐸鈴磁陶器。其他種々の物類十品あり。上古の物にて。何の用たること辨へざる類多し。又若宮の辰の方。二十餘町。溝尻村あり。此村に生樂島と稱する地あり。即天皇御遊宴の時。膳夫

か御蓋を忘れしにより。惜哉朕酒蓋と宣し所なりと云。此邊に土取石と云地あり。兩岡を築ける時。土を取し所なるへし。天皇此時役夫の勤勞を感覽在せられむ爲。いてまして御遊宴ありしか。還御の後。膳夫か蓋を遺たるを聞食て。歎し玉ひしなくへくれたほゆ。其御座の當りを残して。土を取られは。其地形島に似たるなり。郡名の起れる根本の地なれば。土俗生樂島と稱して。其遺跡を無窮に傳へしなり。日岡は社東。月岡は社西にあり。高五間。根廻り凡八十間。窟中の櫃外に立廻せる武器の中甲冑許多あり。有か中に。略其形狀を可觀者。僅に八領。亮八衣るに金を以てし。飾るに玉を以てそ。鎧以下馬具諸調度。大概貼金。磁などは録を冠せ。其上に劍を施せり。總て美盡し善盡せり。上古質朴の時。凡人よしてかよる花麗を極むへくもあらされは。至尊の御物と云。強言とは云かたし。刀劍矛鏃等。亦無數。頗腐爛凝結して。舊容を存する者甚稀へ。

櫃中に三種を納。櫃外に移しく兵器を藏めたるを思へは。天皇御凱陣の
 時の御しごとと云傳たる。さも有へく思はると。とてもかくても。古
 代の社なることしるければ。重く齋き奉らるへきことなりかし。所開の
製。古冢に似たれば。高貴の人の墓とも云へければ。景行天皇の社の左右ふ
ありて。社説微をまよししもあらねは。今は始古傳に據て天皇の遺跡とす。
 また弓立神社。生葉郡大石村に在。開基詳ならず。所祭景行天皇なり。神
 寶鏡。別は古鏡傳云。天皇的邑行幸の時。石上に弓を立て。天下の安鎮を
 祈給ふ。今の社面の日高見と云地にある二大石是なり。其後武内宿禰古
 例に效ひ。亦祈禱を修し玉ひける。其社を建て。天皇を祭り。弓立大神と
 申奉る。永觀元年木樵靈神を祀祀せ。其故由の社傳に詳なりと云り。み
 な此よしある事なり。○盞は。酒杯なれど。舊訓はウキと訓るによる
 へし。○浮羽。筑後風土記云。昔景行天皇巡國既畢還都之時。膳司在此村。
 息神酒盞云々。天皇勅曰。惜乎朕之酒盞。俗語。酒盞因曰。宇枳波夜。郡。後

人誤號生葉郡とあり。さらハ浮羽の羽は。者也。風土記に惜乎とある。の
 者にて。浮といへるを。盞のことなる。古事記の雄略段哥に。美豆多麻宇
 岐とあるも。みづくしき玉盞といふ義なる事。合せて知へし。さるを
 こくに。号盞曰浮羽とあるは記る傳にて。まことに号盞曰浮。との
 みあるへきあり。たよしかくは又。此記は朕之酒盞者也。なと記ひし神
言なけれは。羽字の義解かたし。あまりに事を略し過て。
かく通えぬ事とはさてかく盞者也と詔ひ出で。惜しみ玉へるハ。尋常の
ありにたるなり。
 御物にはあらし。世に珍き大御酒杯にてそありけらし。又筑紫俗とはあ
れと記の采女か
哥よさへ。宇岐とよめれば。ただ筑紫のみよはあらて。まれおは難よても。さ
ることいひしよもあるへし。故風土記よ。たよ俗語とのみあるもさる意あ
りて
 。

十九年秋九月甲申朔癸卯。天皇至自日向。
 癸卯。二十日なり

二十年春二月辛巳朔甲申。遣五百野皇女。令祭天照大神。

甲申。四日なり。○五百野皇女。上に出。○令祭天照大神。倭姫命世記に。大足彦忍代別天皇二十年庚寅。倭姫命年既老者不能仕。吾日足叔止宣天。齋内親王仁可仕奉。物部八十氏人々定給天。十二司寮官等速波。奉移五百野皇女久須姫命。即春二月辛巳朔甲申。遣五百野皇女於皇太神。乃御杖代止志氏。多氣宮造奉立。齋慎。美令侍。給支。伊勢齋宮群行。始是也。爰倭姫命。宇治。磯殿乃磯宮坐給倍利。奉日神祀古止無倦焉。とあり。通證に。今按。伊勢國安濃郡有五百野村。相傳皇女之遺蹟。今猶小祠存矣。多氣宮在多氣郡多氣鄉齋宮村。とあり。按。久須姫命は五百野皇女の御名なり。奉りし御名にて。まことの御名は。久須姫と申すなり。へ。かくて此皇女。此時天照大神を齋祭玉ふは。倭姫命に替り給へるにはあらず。並坐て仕奉玉ひしものなる事。世記に見えたるか如し。なや下四十年の處に云をも見合さへし。

二十五年秋七月庚辰朔壬午。遣武内宿禰。令察北陸及東方諸國之地形。且百姓之消息也。

壬午の。三日○令察北陸及云々。通證よ。今按此乃按察使之起源。詳見于天武十三年紀。とあり。○地形の訓。濟明紀に國、體勢を。クニノナリと訓るにより。消息は。上にアルカタチと訓るによれり。

二十七年春二月辛丑朔壬子。武内宿禰自東國還之奏言。東夷之中。有日高見國。其國人男女。並椎結文身。爲人勇悍。是總曰蝦夷。亦土地沃壤而曠之。擊可取也。

壬子は。十二日○自東國還。武内宿禰北陸より東方へ廻りて。還來れるなるへし。さて東夷の事を言と申ししか故よ。自東國還とは記せしむ

のなるへし。より見されは。比陸の方へは行かて。東國より選り來れるかことし。たもふへし。○日高見國は。釋紀に。公望私記曰。常陸風土記云。信太郡云々。此地本日高見國。又景行天皇之時。日本武尊征討蝦夷之時云。蝦夷既平。自日高見國還之云云。又中臣解除文云々。四方之國中。止。大倭日高見之國乎。安國止定奉止云々。公望竊案。四方望高。遠之地。可謂日高見國。歟。持似不可言一處之稱謂。耳とあり。重胤云。日高見之國の號は。其始高千穗宮よて。稱初たるならし。其は古事記に。皇孫命御天降の處に。天降坐。千竺紫。日向之高千穗之久士布流多氣云々。朝日之直刺國。夕日之日照國也。故此地甚吉地。詔而。於底津石根。宮柱布斗斯理。於高天原永祿多迦斯理而坐。とある。朝日之直刺國。夕日之日照國と詔へる大御言を。日高見之國と云語の起とは聞はたる。然れは日高見の號は。此傳を以て説へし。如此く四方は皆晴て。朝日より夕日迄。天津日の甚能く見ゆるか故に。此地を吉地と

詔玉ひて。大宮柱太敷き坐り。此に因て日高見の國の号起れるなり。日高とは。天日を云事なり。天を高と云事。古今に多き事なり。然れは天日の能見ゆる所と云ふ幾と。心得て然るへし。若て神武天皇大和國。皇大宮を建させ玉ふにも。其制度に因准せ玉ひて。日高見之國なる地に。都爲玉へり。橿原宮此あり。皆日高見之國とは。四方は皆打晴たる地の内よて。小高き所はしも。天日のおよく見ゆる地には。何所にも云事と聞えたり。此に東夷之中有日高見國。また蝦夷已平。自日高見國還。と見えたる。此は式に陸奥國桃生郡日高見神社あれば。其邊なるへし。常陸風土記に。信太郡古老曰。難波長柄。豊前。大宮。取宇天皇之世云々。分筑波茨城郡八百戸。置信太郡。此地本日高見國也と有は。地形に依て日高見國と云るに非ぞ。地名なれど。元來地形に依て号る所なるへし。記傳に。伊國阿提飯高半瀨三郡とある飯高を。和名抄ふは日高郡とあり。又置飯國の郡名日高は。比多と和名抄に見ゆ。風土記よは。日田と有り。是よ因て思へ

は。飛彈國も日高國かと云れたるは。然る言なり。現存六帖。日出る日の高見の國を安國と。祈る本を神や照さむと詠るは。後釋に日高見國とは。山遠くして。日の高く見ゆる地を云也。山の遠き地にては。山と空の日の間を以て。如此云り。何れの國に云るも。皆同じ事ありと云れたるは。能と云れり。夫郡あたりまでは。既く開けて。國造をも置かせ玉ひしかと。能生郡あり。さ
 夫郡あたりまでは。既く開けて。國造をも置かせ玉ひしかと。能生郡あり。さて其國人の事は次に云ふへし。○推結。本に推結と作るは誤なり。今改め訂せり。通證。漢書注結讀曰。鬻。為鬻如推形也。とあり。○文身。通證に具原氏曰。毛登呂分與麻陀良可通。魏志曰。倭人好沈沒捕魚。給文身亦厭大魚水禽。後漢書注曰。倭國男子皆黥面文身。今按黥面文身是蝦夷之風俗。今尚爾。而謬為我國俗也。然我邦學者亦甘受此辱可笑哉。と云りさる言心。今も蝦夷人に此風あり。○為人勇悍。是總曰蝦夷。總字永本下二十八條にも。朕聞其東夷也。識性暴強。凌犯為宗。村之

無長。毛之無首。各食封塚。並相盜略云々。東夷之中蝦夷是尤強焉。男女交居父子無別云々。或聚黨類而犯邊界。或伺農桑以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以来未遑王化云々。とあり。さて此は陸奥に雜居る蝦夷どもの事也。陸奥のあへての人民を云ふあらそ。此文に其國人男
 女並云々とあるは。陸奥の國人は。皆蝦夷なりし如く聞ゆれとも然には非也。もとよりの陸奥人は。良民にてありし中に。雜居る蝦夷どもの。男女並と云事なり。さるは上古に。良民の中。土蜘蛛熊襲など。其他の賤種も雜り生りてありし。此を稱して蝦夷とも云しあり。詔傳。皇國の雜りて。生るべき由なしと云れたるは。思ひ落されたる也。大さて此蝦夷の後國にさへ土蜘蛛熊襲などの。雜り生りしさまなるをや。さて此蝦夷の最多く住著きて。其本國とも云へき也。今の陸奥の南部津輕あたりよりかけて。松前など。所謂其國なりけれは。齊明紀なる伊吉連博徳書も。速者名都加留次者名鹿蝦夷。近者名熟蝦夷。など云るにこそ。此文は彼記

此文は彼記より詳説り。

後に多賀城の碑を建て。去蝦夷國界一百二十里。とあるも一百二十里を今道にては。纔に十里はかりなるへければ。今の桃生郡のあたり。上古より蝦夷人種の。最多く集ひ居し事もよく知られたり。○擊可取。とは右に引る。或聚黨類而犯邊界。或伺農桑以略人民。擊則云々などあるか如く。其邊界なる人民の害をのぞかんとしてなり。

秋八月熊襲亦反之。侵邊境不止。冬十月丁酉朔己酉。遣日本武尊令擊熊襲。時年十六。於是日本武尊曰。吾得善射者。欲與行。其何處有善射者焉。或者啓之曰。美濃國有善射者。曰第彦公。於是日本武尊遣葛城人宮戸彦。喚第彦公。故第彦公便率石占横立。及尾張田子之稻置。乳近之稻置而來。則

從日本武尊而行之。

己酉。十三日なり。○令擊熊襲云々。記云。西方有熊曾建二人。是不伏死。禮人等。故取其人等而遣。當此之時。其御髮結願也。とあり。此紀には此御髮の事は無れど。時年十六とあるにて。御齡をしらせたるは同じ。其は。崇峻紀母。古俗年少兒年十五六間。束髮於願。とあるにて知へし。さて舊事紀よは。二十年冬十月遣日本武尊。令擊熊襲。時年十六。とあり。此は誤なるよし。大日本史よ云れたり。○何處訓ウツコ他に見あたらせ。○第彦公。天孫本紀に。火明命九世孫第彦命。命の子也。また十四世孫尾治。第彦連あり。通證よ。尾張與美濃隣。とあれば此人等ならんか。但し第彦命のさるを記に。日本武尊の御兄大碓命の御子に。押黒第日子王。と云かありて。御母は美濃國造の祖神大根王の女第比賣なるよ就て。また此王は半宜都君等之國武藝郡。記傳よ。從日本武尊行之とあるは。此王なるへし。美濃國人と

あれはなり。但し此は倭建命の御甥に坐るものを。記しよまのよそけに聞え。又公とあるなどは。傳の異なるなり。又倭建命の十六歳の時。大碓命の御子にては。年の違へることはいふか。し。と云れたれといか。とあらむ。翁は此記の年代にはすへて拘らさず。論はれし。も。但し公字を。本にミコと舊く訓めるをおもへは。先輩も弟日子王と。一に見られたりしにもあるへけれど。證とそへくもあらねば。今の記傳にキミとよめるよ。从ひつ。豊前志に。田川郡乙彦公神社。猪熊村にあり。此處に此人の墓と云あり。七月熊襲を征し給ひんとて。部下向の時。皇后日葉州坂。神津郡本限にて。大碓(日本武尊也)小碓の二皇子を。同胞双生し玉へりと云ひ。日本武尊美濃より。弓の達人なる乙彦公を召も。上伊田の山に陣して。凶賊猪折を誅し玉ひ。州運命は。大碓小碓の御母に非ず。又猪折を誅ひ玉ひしは。十二年乙。葛城人宮戸彦。尾張のもと大倭ある葛城。高尾張より出て。由あることども。神武紀に己に云り。されり今葛城人を遣そとあるを以ても。弟彦公

のもと尾張人なるか。故ありて此時美濃に住居せし事知られたり。宮戸は未詳。地名か尋ねへし。大和志葛上郡に宮戸村あり。○石占横立。續紀天平十二年十一月に。伊勢國桑名郡石占頓宮あり。考證よ。石占所在未詳。紫景行紀有石占横立。姓氏録蕃別有石占忌寸。疑皆因此地命姓。とあり。万葉歌に。ヲケトヒイシウラマテ夕衢問石ト以而云々。古く石以てト云法あれり。其より起れる地名なるへし。横立名義未詳。さて集解に。此人を蓋美濃國人、姓名とあれと押當なり。地名に依る時は伊勢人とすへし。又按じ。石占たしかにイシウラと訓し例を見されは。イソラとも訓へきか。神樂歌に。磯等か崎に。鯛釣海人の云々。これは弓立哥よ。伊勢島やいそらか崎云々。あともよみて志摩國也。伊勢名所もの。志摩國志の崎也といへり。されと是は定めては云かたし。○田子之稻置。集解に。按愛智郡大喜村。南有蛸池。相傳昔曰田光莊。民家千戸甚殷富。あり。駿河にも。田子と云る地。名義ハ字の意の如なるへし。田に下立て。苗を植るもの也。

○稻置。倭名抄尾張國丹羽郡稻木。式稻木神社などあれとも。此は國造縣主などの類にて。土地を治る職名なり。名義記傳に伊良君の意ならむか。良と那とい通へる例也。さて伊良の郎女などの伊良なりと云り。栗田寛云。北史倭傳に有軍尼一百二十人。猶中國收率。八十戸置一伊尼。其如令里長也。十伊尼其屬一軍尼。とある軍尼は即國造。伊尼其。即稻置なり。と云れたるにはさる言なり。但しかくきはやかた。制めら。○乳近。集解に。按智多郡有近崎村。與田光阻數村相近蓋此地。と云り。名義未詳。

十二月。到於熊襲國。因以伺其消息及地形之險易。時熊襲有魁帥者。名取石鹿文。亦曰川上梟師。悉集親族而欲宴。於是日本武尊解髮作童女姿。以密伺川上梟師之宴時。仍劍佩裊裏。入於川上梟師之宴室居女人之中。川上梟師感

其童女容姿。則携手同席。舉杯令飲而戲弄。干時也更深入。關川上梟師且被酒。

驗易の訓は通証に、下文訓同。清寧紀風俗訓に於保牟多加良乃阿利加多とあり。されと上の消息をアルカタチと訓れば。此を古本の訓よ。タカサヒキサと訓るもよろし。又たりにクニノナリともよむへし。○取石鹿文。川上梟師。取石川上何れも地名と通えたり。取石。續紀九ノ和泉國所。石頓宮あり。こゝもトロ爾國肝屬郡名川上あり。大鹿文の意は上に同じ。○宴。天智紀にも宴。允恭紀には謀をも訓り。記に此を於是言動爲御室樂。設備食物とある御室は。新室の誤にて。麿粟宮段にも例あり。上には作室とあるも其よしなり。記傳云。紀よ此を悉集親族而欲宴とある宴字を。ニヒムロウタケと訓る。校紀の文には。新室の事は見えざるに。如此訓るは記の古

本に新室樂とありしに。依る物とこそおほゆれ。さて宇多且は拍上の切まりたる名なり。書紀顯宗卷に。縮見^{シノミ}兜倉首。縦賞新室云々。夜深酒酣次第儼訖云々。天皇次起爲室壽^{シヨ}曰云々。手掌探亮拍上賜。吾常世等。とある是なり。釋。拍上賜者。飲酒之儀也。酒を飲樂みて。手を拍上るより云る名なり。今世にも酒宴して。と云り。云る例を引れたり。今略けり。○解髮作童女姿。記云。當此之時。其御髮結額也云々。爾臨其樂日。如童女之髮。梳垂其結。御髮服其姨之御衣御裳。既成童女之姿云々とあり。童女の姿よなりて。事を度らむと思わし構へたる也。記傳云。其御髮結額。崇峻卷に。是時厩戸皇子束髮於額而隨軍後とありて。細注に。古俗年少兒年十五六間束髮於額。十七八間分爲角子。今亦然之。とあるか如し。かくて此の御齡の十五六に坐ことを。即如此申せるあり。書紀には。此御髮の事は無くて。遣日本武尊令擊熊襲。時年十六。とあるにて知へし。

彼厩戸皇子に云るは。次文に作四天王傳。置於頂髮とあれば。其爲にまつ御髮のさまを云るに似たれとも。彼もなほ御齡をじらさむための文を御髮のこと。云。たかすともあるへければなり。と云り。○劍佩袖裏。記に以劍納于御懷とあり。玉篇に。袖近。身衣とあり。○川上梟帥感其童女容姿。記云。爾熊曾建兄弟二人。見感其孃子坐於己中。云々とあり。○舉杯。本に杯を杯とあり。集解本に依て改め訂せり。○弄の訓。和訓彙に間探の義あるへし。源氏にひきまきくり。又まきくりものを見えたり。とあり。後撰集に。手まきくり。何入て侍る。後拾遺集に。紅葉を手まきくりにして。蜻蛉日記に。手まきくりよし玉ふ。○更深夜闌云々。記には盛樂故臨其酣時とあり。此は傳の異なるにあるへけれど。まきはらひまきよしあり。其は記傳云。酣時は。多宜那波那流登伎爾と訓へし。まつ酣字の酒樂也とも。樂酒也とも。飲洽也とも注せり。俚語もて云は。酒宴の最中と云ことなり。甕粟宮段にも。盛樂酒酣とあり。其を書紀にも酒酣とありて。タケナハとを訓る。此

人關のヒトウスラキテと訓る如く。まことに關字の意にて。書れたるあるへし。然らば此記に。酣時とあるとは。傳の意の異なるなり。されどよく思ふに。若くは是も。古傳書には酣とありけむを。彼史記なる高祖本紀に。酒關とありて。注に關言希也。謂飲酒者半罷半在。謂之關。と云る酒關を酣と同意と心得て。人關とは書れたるにもあらむか。いと紛らはし。されど其は左まれ右まれ。酣と關とは意異なるなり。酣とあるに關く意は無きなり。おもひ紛ること勿れ。と云れたるなほよく考へし。

○被酒。通證に出漢書高帝紀注。爲酒所加也。とあり。

於是日本武尊抽袖中之劍。刺川上梟帥之胸。未及之死。川上梟帥叩頭曰。且待之。吾有所言。時日本武尊留劍待之。川上梟帥啓之曰。汝尊誰人也。對曰。吾是大足彥天皇之子也。

名日本童男也。川上梟帥亦啓之曰。吾是國中^{チカラヒトナリ}之強力者也。是以當時^{トキ}諸人不勝我之威力。而無不從者。吾多遇^{シカトモ}武力者。未有若皇子者。是以賤躬陋口以奉尊号。若聽乎。曰聽之。即啓曰。自今以後。号皇子應稱日本武皇子言訖。乃通胸而殺之。故至于今稱曰日本武尊。是其緣也。然後遣弟彥等。悉斬其黨類。無餘噍。

未及之死。記云。自懷出劍。取熊曾之衣衿。以劍自其胸。刺通之時。其弟建見畏逃去。乃進至其室之椅本。取其背皮。劍自尻刺通。爾其熊曾建白言云々。○且待之。又云莫動其刀。僕有白言。爾暫許押伏云々。○吾是大足彥天皇之子也云々。又云。爾詔。吾者坐纏向之日代宮。所知大八島國。

大帶日子淤斯呂和氣、天皇之御子。名倭男具那王者也。とあり。記傳云。抑此御名告は。當時の天皇に坐せは。後世の心以思へは。坐其宮と云こと有ましく。大御名をも舉申し賜ふましく。唯に天皇とのみ。申し給ふへきことの如く思はるれども。上代にハ殊更に。如此告舉賜ふと。優きあさなりけむ。と云れたり。○吾多遇武力者。本よ者字矣に作を。今は永享本に从て改つ。垂仁紀に。何遇強力者云々。とあり。○賤躬陋口。本に賤々陋口とあるは。謬なること灼然きを。活字本並河本永享本集解本には。賤賊とあり。此ハ宜しきよ似たれども。如何に自ら卑めたりとて。賊と名乗るへきよしなし。今は考本に據て躬字に改め訂せり。○以奉尊号。記云。爾其熊曾建白。信然也。於西方除吾二人。無建強人。然於大倭國益吾二人。而建男者坐祁理。是以吾献御名云々。○日本武皇子。記傳云。御名義上文に於大倭國云々。とあるを承て見へし。西方には。吾二人に

既而從海路還倭。到吉備以渡穴海。其處有惡神。則殺之。

並ふ建き人は無きに。吾等に猶勝りて。建き男は倭國に有けりと。云意以て辨申せるなり。又倭と云は。本よりの御名の倭男具那の倭に因れり。かとも見ゆれとも。なを然にはあらし。さて此御名の訓。信友と川上敷師に對へて。日本武皇と訓へしと。云れど。竟安歌に。也未度多介とあれは從へしと。○通胸而殺之云々。自今以後。應稱倭建御子。是事白訖。如熟武。振折而殺之。和名抄に熟瓜和名保曾知。或說極熟。熟落之義也。とあり。○弟彦等。彦下に中臣本本高校本公字あり。○無餘噍。本に噍字謬て。唯一ノ二字に作れり。今永享本考本集解本等に據て訂せり。通証に。齊書王融傳。衰黎餘噍。或能白推。さて此衆帥等。及其黨類をも。餘噍なく殺し玉へりとあれとも。此段三十七年。またし。倭國王師升と云もの。生口百六十人を漢に贈りて。見を請ひしと。倭漢書安帝永初元年の條に見えたり。されは日本武尊の殺し給へる川上衆帥とは。其一將なりけん。さて師升は。其王の名なりと。數國偽借考よ云り。れた

亦比至難波。殺柏濟之惡神。

濟此云和多利

既而云々。記云。然而還上之時。山神河神。及穴戸神皆言向和而參上。記傳云。山神河神は。下に山河荒神とある。同くして。山又河に在て。殘賊暴惡神を云。白檮原宮段ある。熊野山之荒神。此段なる足柄の坂神。信濃の坂神。伊服岐山神。走水渡神。柏濟惡神。又書紀此御卷に。山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。とある類あり。河神の荒ひたる事は。其と記せるは見えねども。其も有つらむ。仁德卷十一年。按田堤を築きたる處に。見えたる河神なせをも。此類むか。と云り。○還。古本にカヘリマサムトシテと訓るよろし。○穴海。下に吉備穴濟ともあり。備後國安那郡の海なり。通証。國造本紀吉備穴國。或曰倭名抄備後國安那郡夜須奈。按安那疑穴之訓。後人再譯爲夜須奈也。猶嚴河國益頭郡之例。とあり。なほ記傳にも。安閑紀に阿那國と見え。國造本紀に吉備穴國造と云るなとも是なり。さて是安那郡には。今は海無

二十八年春二月乙丑朔。日本武尊奏平熊襲之狀曰。臣賴天皇之神靈。以兵一舉。頓誅熊襲之魁帥者。悉平其國。是

けれども。其南なる深津郡は。養老五年に分れたるにて。舊は海までみな安那郡なりき。さて書紀此御卷に。吉備穴戸武媛と云名も見えたり。此吉備あるをも。穴戸とも云しなるへし。又神名帳に。備中國下道郡穴戸山神社と云もある。又別なるへし。和名抄に。同郡は穴田郷もありと云り。記に穴戸神とある。穴戸は長門國と。豊前國との海門にて。此とは異なり。○其所有惡神は。次なる柏濟之惡神と同く。穴海の渡に在て。荒ふる神なり。走水渡神。なると同類なり。○柏濟。仁德紀に葉濟とあり。名義も其處に見えたり。攝津志に。西成郡名柄川渡。有五柏濟在野里村とあり。續古今集家持。舟出せし沖つしほさる白たへに。柏のあたり波たかく見ゆ。

以西州既謚。百姓無事。唯吉備穴濟神。及難波柏濟神皆有
害心。以放毒氣。令苦路人。並為禍害之藪。故悉殺其惡神。
並開水陸之徑。天皇於是美日本武尊之功而異愛之。

西州。本に州を洲と作る。今永享本竟宴歌本集解本に據て改む。○穴濟神。
考本に穴海濟神とあり。また永享本に穴海神と作り。○皆有害心。本に有
字脱たり。今永享本並河本に據て補へり。○故悉殺其惡神云々。こは前年
の事を覆奏し玉へるなり。二度の事にはあらざ。○日本武尊。本に尊字脱
たり。今古寫本ともに據て補へり。○異愛之。本に之字なし。永享本に从て
補ふ。集解より馬字據。

四十年夏六月。東夷多叛。邊境騷動。秋七月癸未朔戊戌。天

皇詔群卿曰。今東國不安。暴神多起。亦蝦夷悉叛。屢略人
民。遣誰人以平其亂。群臣皆不知誰遣也。日本武尊奏言。臣
則先勞西征。是役必大確皇子之事矣。時大確皇子愕然之
逃隱草中。則遣使者召來。爰天皇責曰。汝不欲矣。豈強遣
耶。何未對賊。以豫懼甚焉。因此遂封美濃。仍如封地。是身
毛津君守君。二族之始祖也。

四十年。永享本に三十年とあり。此事下云へし。○東夷多叛。記云。詔後
建命言。向和平東。方十二道之荒夫琉神。及摩都樓波奴人等云々。東方十
二道の事は已に出。○戊戌。十六日なり。○封美濃。美濃。別と爲玉へる
なり。源字下。永享本國字あり。○身毛津君。記に大確命三野國造之祖。神

大根王之女第比賣に娶ひて。生子押黒第日子王。此紀四年には神大根王を神骨云。第比賣を第速子に作れり。さて此王の事はなし。即異なり。在四年の下見合すへし。即此者牟宜都君等之祖とあり。さて記傳云。押黒第日子王。舊事紀に天皇の御子たちの中に。第引命と云を奉て。牟宜都君祖とせり。引字を延佳本に別と作る。いゝあろかるのり。日子と比略と云へり。牟宜都君。和名抄に。美濃國武藝郡牟分これなり。氏人は。雄略卷に身毛津君大夫。天武卷に身毛若廣續紀に。牟宜都君比呂とある。此入に。都を省きて牟宜とも云しなるへし。續紀卅六に。牟義都公眞依。又釋紀に引る上宮記に。牟義都國造名伊自牟良君。など見ゆ。また東大寺正倉院文書に。文武帝時に。美濃本粟郡人牟義君族。氏爾志賣あり。東大寺奴婢籍帳。孝謙帝時に。美濃牟義郡稱可郷人。武義造宮盛あり。姓氏錄左京別牟義公。景行天皇皇子大碓命之後也。とあり。備書談云。主水式御生氣御井。祭儀に。冬の上王都首及水付司。擬供奉。一汲之儀。廢而不用。とあり。其牟義都首の御井の云と云ふ。あづかる義を。按するに。續紀養老元年九月丁未。天皇行幸美濃國。丙申

幸嘗者郡。寛多度山。美泉。十二月丁亥。令美濃國。立春。曉拒。禮泉。而貢於京都。爲禮酒也。などあり。此時牟義郡首。これらのこと。に預りたる故。其後。兼立春御井のこと。に預なるへし。故如何となれ。景行紀云。時大碓皇子云々。封美濃。仍如對地。是身毛津君守君二族之始祖也。とあり。美濃國武藝郡に。身毛津の君の住せし。とあり。○守君。記云。大碓命守君大田君島田君之祖とあり。記傳云。守は書紀に依る。美濃國の地名なるへけれと。物に見えそ。今時此名無きか尋ぬへし。和名。さて此氏人は。齊明卷天智卷。守君大石。抄信濃國佐久郡茂理郡あり。

持統卷。守君菊田など見ゆ。東大寺正倉院文書。聖武帝時に。山背愛宕郡人守君意由賣あり。また拾芥抄守宿禰あり。何族かしらそ。姓氏錄左京別。守公。牟義公同氏。大碓命之後也。又河内國守公。牟義公同祖大碓命之後也。さて記に見えたる大碓命の御末。大田君は。和名抄美濃國大野郡大田郷。安八郡大田郷あり。島田君は。尾張國海部郡島田郷あり。美濃に隣し。また姓氏錄に池田首大碓命之後也とあり。美濃國池田郡池田郷あり。又姓氏錄に。阿禮首大碓命之後也ともあり。又記に。大碓命娶兒比

賣生子押黑之兄日子王。此者三野之宇泥湏和氣之祖とあり。宇泥湏未詳。
さて集解云。延喜式參河國賀茂郡狹敷神社。相傳所祭大碓皇子。山有家
墓所并處云とあり。悵考に引る社記にも。狹敷神。忍代別天皇子大碓皇
子也。五十二年登狹敷山。中ニ蛇毒堯。四十在峯之宮。号ニ西宮東宮。とあり。
り。例祭九月九日。當國美尾より馬を献せと云れは。信に此皇子なるも
知たし。○也字。本になし。今中臣本考本集解本に據て補ふ。

於是日本武尊雄詔之曰。熊襲既平。未經幾年。今更東夷叛
之。何日逮于太平矣。臣雖勞之。頓平其亂。則天皇持斧鉞
以授日本武尊曰。吾聞其東夷也。識性暴強。凌犯為宗。村
之無長。邑之勿首。各貪封塚。並相盜略。亦山有邪神。郊有

姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東夷之中。蝦夷是尤強焉。男
女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住櫟。衣毛飲血。昆弟相
疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以箭
藏頭髻。刀佩衣中。或聚黨類。而犯邊界。或伺農桑以略人
民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。未染王化。今朕察汝
為人。身體長大。容姿端正。力能扛鼎。猛如雷電。所向無前。
所攻必勝。即知之形則我子。實則神人。是寔天慙。朕不厭。
且國不平。令經綸天業不絕。宗廟乎。亦是天下則汝天下也。
是位則汝位也。願深謀遠慮。探姦伺變。示之以威。懷之以

德不煩兵甲。自令臣順即巧言以調暴神。振武以攘姦鬼。於是日本武尊乃受斧鉞。以再拜奏之曰。嘗西征之年。賴皇靈之威。提三尺劍。擊熊襲國。未經浹辰。賊首伏罪。今亦賴神祇之靈。借天皇之威。往臨其境。示以德教。猶有不服。即舉兵擊之。仍重再拜之。

太平。本よ太を大に作る。今永享本に據る。○雖勞之。永享本之を身に作る。○斧鉞。倭名抄に廣額干鉞。鐵鉞也。鐵亦作斧。和名万佐加利とあり。名義真素則なるへし。さて職原鈔に。將帥有賜節鉞之制。斧鉞者所以專刑戮也。なとてあれど。神功卷。皇后親執斧鉞。權体卷。天武卷。此御世などに。さる事ありしに。いあらざ。史記。既本紀に。賜手斧鉞。使得征伐。爲西伯。また禮記にもあり。此は彼授

印綬なとて同じく。たゞ將帥に玉ふしるしの物を。漢文の潤飾に云る。また也。記に此時のことを。給比々羅木之八尋矛とあり。倭姬世記にも。此御矛の事と見えて。日本建尊以比々羅木乃八尋鉞根。天奉獻皇大神宮。留。即倭姬皇女被八尋鉞根波。納緋囊。天皇大神乃貴。財止爲天。八尋機殿。圓方機。隱叔天。爲皇大神御靈。五。奉崇祭留。とあり。比々羅木と。和名抄。小黃琴。和名比々羅木。楊氏漢語抄云。紅谷一云。巴。戟天。和名上同。とあるものなり。八尋と云は甚長き由なり。續紀二に。紅谷樹。八尋。梓根ともあり。播磨風土記にも見え。此時に給はせたる。い必此矛なり。記傳云。神代卷に。大穴牟遲神の國。避奉玉ふ時に。乃以平國時所杖之廣矛。授二神曰。吾以比矛。卒有治功。天孫若用此矛。治國者。必當平安。二神は。經津主神。神功卷に。即以皇后所杖矛。樹乎新羅王門。爲後葉之印。など見えて。古へは將軍なと。凡て矛を杖りしことなり。今此に。此比々羅木矛を賜へるも。此故なりと云れたるか如し。されと斧鉞とホコと訓むへくもあらねは。また本の

みては。かゝる所の。暫く音讀にして。見過とも宜しかるへし。○東夷
 也。永享本に也を者に作れり。○村の訓。フレはアレの寫誤なるへし。
フレの事は ○冬則宿穴云々。禮運。昔者先生未有宮室。冬則居營窟。夏則
神武紀に出 居橧巢。未有火化。食草木之實。禽獸之肉。飲之血。茹其毛。未有麻絲。衣
 其羽皮。と云るは漢土の古の俗なるか。蝦夷の風俗に異なる事なし。
且し漢土は。ハヤク開化して。さる風俗は改まりつるか。蝦夷はひらくる事遅うりしかは。後々まで此風のこれり。 ○昆弟相疑。通
 證に謂。善爭鬪也。とあり。○箭藏頭髻。通證云。結髮云。多久。見。方集。
 布佐攝也。今云。多布佐。神功紀髮中。崇峻紀頂髮訓同とあり。なほ此事記傳にも詳也。
 髻永享本に髮に作れり。さて通證に。今蝦夷人每持。弓矢。而藏。髮中。と
 云り。弦ならはさる事なれとも。箭を髮中に藏ひる事少しいかなり。
 もしくは箭の前の身はかりと云へるか。さて吾聞其東夷云々より。未深
 王化といふまで。上にも既に云る如く。みな蝦夷島人種の俗を詔へる

あり。記傳にも云れたる如く。こゝに伺。農桑略。人民。とあるにて。陸奥
 の人民は。蝦夷あらぬことを知へし。蝦夷は猛く強ければ。皇國の人を
 は略めて。其處々をうしはき居し者も多かりつらむ。然るを近頃の説に。
 此に蝦夷とあるもみな。太古陸奥固有の人民なるか。所謂天神の子孫と
 稱するものゝ化せられて。漸々良民となれるなど云る。甚しき曲言也。
 陸奥もとより美たき大八洲國なり。いかてかさる賤種のみならむや。此
 は蝦夷人種の雜居れるものを。云るにこそあれ。かへさくも思惑ふ事
 勿れ。○雷電二字。イカツチの訓の方宜し。イナツルキの。キはヒの誤あ
 るへし。倭名抄電和名伊奈比加利。一云伊奈豆流比とあり。名義稻交か。
 ○無前。の前永享本は禦とあり。○實。孝徳紀に田畝之實とあり。訓の意
 身實の幾なり。記に正身とあるをも。記傳にしかよまれたり。正身は正
 しき其身と云意の字なりとあり。これを假は音にカツシと呼り。此を假は音にカツシと云言ならむと。

記傳に云り。○不厭。の訓は幼稚の義なり。轉りて心の若輩なること。
 又ハ未熟の事にもなれる。或は無畏の義にて。物を取統る才のあきを
 云か本にて。幼稚を云るもそれよりうつる意ならんか。○示之以威云々。
 示字本に承に誤れり。今信友校本等に依て訂せり。さてこの八字。永享
 本に。以示威徳。四字に作れり。○令臣順。本に順を頻に誤る。今考本集解
 本本集解に依て正せり。信友校本には隸ともあり。○以調暴神。本に以字
 なし。今考本に依て補ふ。集解本には而字を補へり。永享本も同じ○皇
 靈之威。訓に據れば。天皇の靈威を申せるなり。永享本には。皇天之神靈
靈はとあり。さては天神等の御上を申せるよて差を處異なり。○未經
 決辰。左傳注決辰謂自子至亥。周匝十二日也。とあり。これも漢文なり。
 訓のよろし。○舉兵擊之。本に之字なし。永享本集解本に據る。○重再拜
 之。上にも再拜とあり。此ハ後ノ神社の奉幣などに。兩段再拜といふ事

あれば。こゝも其よて。古の禮なるか如くなれど。あは漢文の潤飾に添
 たるものとおほし。故舊訓ヲカムとのみあるは。其意を思ひての訓な
 るへし。上代拜の數の事は。持統紀一委く云へし。○記云。故受命罷行之
 時。參入伊勢大御神宮。拜神朝廷。即白其壞後比賣命者。天皇既所ニ以
 思吾死乎。何擊遣西方之惡人等而。返參上承之間。未經戰時。不賜軍
 衆。今更平遣東方十二道之惡人等。因此思惟。猶所思看吾既死焉。患泣
 罷時云々。記傳云。此時に皇子の天皇よ奏賜へる御言の趣は。記の倭比
 賣命に申給へる趣と甚く異あり。其の元よりの傳の異なりしには非て。
 撰者の強て漢めかされたる文なり。凡て舊記此段。殊に漢めきたり。上代
めかぬことをは省き捨て。漢さまの文を多めく潤色り添て。替れたり見えたり。彼記の此段の中には。臣則先勞
 西征。是役必大確命之事矣。と奏し賜へるのみぞ。此記の趣に近かりける。
 と云れたるは然る論なれど。撰者の強て漢めかされたる文なり。と云れ

たるはいかゞ。これも元よりの一の傳なることは更なり。それを撰者の採られたりしまてなり。潤色の多き。此記の例なれり。故に答ひへきに非ぞ。

天皇即命吉備武彦與大伴武日連。令從日本武尊。亦以七拘脛。爲膳夫。

吉備武彦。記云。副吉備臣等之祖。名御鉏友耳建日子而連。とあり。又下には吉備臣建日子ともあり。鉏友り。懿徳天皇の大御名の例なり。姓氏録左京皇列に。下道朝臣。吉備朝臣同祖。推武彦命之男。吉備武彦命之後也。右京。廬原公。笠朝臣同祖。推武彦命之後也。孫吉備建彦命。景行天皇御世。被遣東方。伐毛人及凶鬼神。到于阿倍。廬原國。復命之日。以廬原國給之。和名抄に。駿河國。また真髮郡。推武彦命男。吉備武彦命之後也。とあり。安倍郡。廬原郡。

推武彦命の孫とも男ともある中。男とある方正し。孝靈紀に云るを見る。へし。國造本紀。廬原國造。志賀高次。總朝代。以池田坂井君祖。吉備武彦命兒。意加那彦命。定賜國造とあり。此は景行天皇御世。既に吉備彦命。此國を玉ひしを。成勢天皇御世。國造は定め玉へるあり。備中風土記
1。賀夜郡伊勢御神社東有河。名宮瀬川。西者吉備建日子命之宮。造此三世王宮之故。仍名宮瀬。とあるにによる。賀夜郡は住坐せりしなり。○大伴武日連。垂仁紀二十五年に見えたり。今年まで百十五年なり。命長かりし人。こ。
て此後何の頃。見えず。三代實錄貞觀三年十一月。書博士正六位下佐伯直豊雄。效云。先祖大伴健日連公。景行天皇御世。隨後武命。平定東國。功勳蓋世。賜讚岐國。以爲私宅。健日連公之子。健持大連公子。室屋大連公之第一男。御物宿禰之胤。後故連公。允恭御世。始任讚岐國造。此氏の讚岐國造と任り。既とあり。性靈集。日本武尊率左右將軍武彦武日等征之。熱田祿起
2。熱田攝社龍神社。祭吉備武彦命。一、御崎社祭大伴武日連。などあり。○七拘脛。此は七を記されれども。記云。此後建命平國廻行之時。久未直

之祖名七拳脛。世為膳夫。以從仕奉也。とあり。久米直は。天津米日命。大
 米日命の後なること。神代紀また神武紀に出。其氏人なるへし。記傳云。
 尾張國氷上社の祠官。久米直氏にて。其系圖に。大久米命十世孫。久米直
 七拳脛ありて。彼祠官の祖也。其子に久米八麩あり。寛平縁起に。稻種公。
 備從久米八腹。と云あるに此人か。とあり。さて越後國風土記に。美麻紀
 天皇御世。越國有人。名八掬脛。其脛長八掬。多力太強。是出雲之後也。其
 屬類多。兼方衆之。七掬脛者。其脛長七掬。仍為名敷。と云り。脛の長きに
 よれる名なるへし。孝徳紀に。高田首根麻呂。更名八掬脛。姓氏錄に。竹
 田連祖八束脛命。などもあり。○膳夫の事既云。さて記傳云。膳夫と
 云へは。唯賤き職の如聞ゆめれと然らむ。上代には。凡て御膳を嚴重み
 せられつるからに。膳夫も其人を選はれて。輕からざる職こそありけむ。
 記傳八玉神の事。又書紀に。景行天皇の東の淡。水門にて。白蛤を得玉ひ

し時。磐鹿六馬の膳夫仕奉し事。應神卷に。吉備臣祖御友列か。兄弟子
 孫を以て。膳夫として。御饗奉りしことなどを思ふへし。此倭建命の御
 平國の時。諸の司々は多かるへき中に。此にかく殊に此職をのみ舉
 たるを以ても。其輕からざるほど知られたり。と云れたり

冬十月壬子朔癸丑。日本武尊發路之。戊午在道拜伊勢神
 宮。仍辭于倭姬命曰。今被天皇之命。而東征將誅諸叛者。
 故辭之。於是倭姬命取草薙劍。授日本武尊曰。慎之莫怠也。
 是月日本武尊。初至駿河其處賊陽徒之欺曰。是野也麋鹿
 甚多。氣如朝霧。足如茂林。臨而應狩。日本武尊信其言。入
 野中而覓獸。賊有殺王之情。放火燒其野。王知被欺。則以

燧出火之。向燒而得免。一云王所解無藥雲自抽之。燧王之傍。草因是得免。故號其劍曰草。草也。藥雲此云武。武。武。武。
王曰。殆被欺。則悉焚其賊衆而滅之。故号其處曰燒津。

癸丑は。二日○戊午は。七日○在道。万葉七。從何處將行。與奇道者無術。
十一に。公之來。曲道爲。古今集春。此一本はよきよといはまし。なとあり。行へき道路を避りてなり。○拜伊勢神宮。記云。故受命罷行之時。參入伊勢大御神宮。拜神。朝廷云々。○倭姫命。此姫命。垂仁天皇二十五年。はじめて大神に仕奉り玉ふ。今年まで百十五年なり。さるは二十年の庚に。遣五百野皇女。令祭天照大神。とある。其處にも云る如く五百野皇女の倭姫命に代り玉へるか如く見ゆれど。然しはあらざ。世記に。爰倭姫命云々奉日神祀。古止無倦。とあるを以て。二柱並坐て。大神に仕奉玉ひしものなること知られたり。されは此時。倭姫命は被宮に坐しけ

ること疑あし。なほ記傳に。儀式帳。大御神宮定奉給ひ。種々の事等定賜ひて。倭姫内親王。朝廷爾參上坐支。とあるは。倭比賣命の。當時即京に還坐し如く聞ゆれとも然には非ぞ。彼、其終の事を。一に一つとめて記せる文よて。實は京に還上坐しは。年輕て後のことなるへければ。倭建命の參入坐し時は。なほ被宮に坐るほとなり。と云れたる然る言なり。○解は。退出を申請の義なり。さて記に。此時倭姫命に申玉へる皇子の御言の趣。此紀と甚く異なるよしは上に云り。○草薙劍。此御劍は。神代より。天皇の三種の御寶の一として。御代々々大御許に在けるに。今如此伊勢神宮に在るまとは。如何と云に。古語拾遺に。至千磯城瑞垣朝。漸畏神威。同殿不安云々。就倭。笠縫。邑。殊立磯城神籬。奉遷天照大神及草薙劍。令皇女豐織入姫命奉齋焉。とある如く。此劍をも天照大神と共に。遷奉り玉へる故に。伊勢に坐るなり。此記崇神垂仁二紀に。此事見

たり。傳かくて記傳云。然ばかり重き御賢を。今倭比賣命の御心として。私
 倭建命に投渡し奉賜へること。後世の心を以て思ふなり。いと心
 得かたき事なれとも。然もあるへき所以あることあるへし。凡人心もて。
 みたりにい測りかたし。と云れたるはさる言なるに就て。或人云。古事記
 日本紀等の趣よては。倭姫命の御心より。授け玉へること聞ゆれと。到底
 倭姫命の御言は。都て大御神の託ましての御言なれば。神勅となく
 也。神勅なる事論なし。されは本宮の鎮坐記には。以吾劍可與とあり。
 また元亨釋書。神社考。三國傳記。太平記。盛衰抄。神明鏡。下學集。神道秘
 傳折中俗解等には。正しく神勅と記せり。と云り此説にてあきらけし。○
 慎之莫怠。此御言を味ふるに。此又大神の御教誨なること決し。雄略天皇
 の葛城山に御獵し玉ひし時。靈鳥忽來りて。努力努力と鳴て。眞猪の出
 るを。豫知らせまゐらせしと同じ心はへなり。然るにこれを。通証よ。

今按寶劍之所以爲寶劍。唯在此一句。讀者勿忽諸。と云れたるは漢風の
 論なり。記には。倭比賣命賜草那藝劍。亦賜御裳而語。若有急事。解茲
 裳。口とあり。この有急事と詔へるも。皇子の災を豫知しめ玉へる。大
 神の御心なり。○是月。本に月を歲とあり。考本に依て改め訂せり。○初
 至駿河國。本に國字なし。今永享本に據る。記ふはまつ。倭建命伊勢を發
 て。到尾張國。入坐尾張國造之祖。美夜受比賣之家。云々の事あり。縁起
 に。日本武尊乃受斧鉞。以拜曰云々。天皇勅吉備武彦與建稻種公。服
 從日本武尊云々。到尾張國愛智郡。時稻種公啓曰。當郡氷上邑。有桑梓之
 地。伏請大王親駕息之。日本武尊感其懇誠。踟躕之間。側見一佳麗之娘。問
 其姓字。知稻種公之妹名宮酢姫。即命稻種公。嫂納佳娘。合昏之後。寵幸周
 厚。數日淹留。不忍分手。既而與稻種公議。定行路之事。曰。我統海道。公
 向山道。當會彼坂東之國。言辭約束。各向前程。とあり。此記には漏され

たり。○駿河。永享本國字あり。和名抄須流加とあり。名義は万葉古義打
 縁流駿河國の下に引る大神景井云。まづ駿河と云國号の起れる本義を
 推て考る。此國大河ありて。甚疾水音の四方に動ユスり轟くより。動河國と
 そ負けんを。後に須留河國と記りつるにやとそおもひる。さて此統詞
 は。其本義を得て。打動動河ヒキユスと疊ねつらひと云り。駿河の名義右の如く
 動河ユスか。又薦河ユスの義にてあらむか。徳國風土記に。鶴河者。依其流。鶴々而
 不知。漢語也。所謂。通波他河。不二河。
 大堰河也。とあるか如し。既く諸國名義考にも。此國に駿河郡あり。もとは其
 地より出し名なるへし。すへて此國の川は山より落て海に入る。水の猛烈
 しきより。突河ユスと云なるへし。といへり。其はいつれにまゝとあり。さ
 して大河は依る号ユスして。打動る須留河とつひくへきものなり。とあり。さ
 て此時の事を。記しは故國到相武國之時云々とありて。相武國にての事
 と爲たれど。異なる傳にはあらざ。其の記傳云。此段の事。書紀よはかく
 駿河とありて。其跡の地名あるも。駿河國は現しくて在るを。此記に相
 武としもあることは。人の疑ふべきあれども。古語拾遺にも。倭武尊東

征之年到相模國。遇野火難。即以此劍薙草得免。更名草薙劍也。帝王
 記にも。此を相模國と見えたり。此の國の違へるには非ざ。たと古と後と
 記にの事とせり。名の變れるのみよして。實は一なり。上代には駿河國と云大名は無くし
 て。駿河と云は。もと一辨の名にして。駿河辨是なり。然るをや。其國の地ま
 てをわけて。大名をは相武と云て。此倭武命の時も。いまた駿河と云大
 名は無かりけむ。かの駿河風土記に。御間城入彦天皇三年。割伊豆國而爲
 分國と云へれども。例の信かたし。武辨云。國造本紀。珠流
 河國造。志賀高次總朝世云々。定賜國造。東田氏云。珠流河國と分れしは。本紀
 に志賀高次總朝とあるは。據は。かの定國々之。界とある時。事にやとあれ
 ど。いか。故此記などは。當時の隨の傳にて。相武と記し。書紀は後に分れ
 たる國名を以て。記されたる物あり。されは此倭健命を敷き奉りし。國造
 と云者も。今の相模國の國造には非ぞ。燒津の地名に因て思ふに。駿河の
 地の益頭有度安倍原原あたりの國造等なるへし。上代に。後には郡若く
 は。辨などになれり。は。其を領れるたぐひをも。國造とは云しなり。
 りの處をも。其國と云つれは。其を領れるたぐひをも。國造とは云しなり。此
 國造本紀に。珠流河國造云々。原原國造云々。相武國造云々。など書たれど。此

造は其には拘るへからず。其あたりは國○其處賊。記には其國造とあり誤なり。さるは駿河も相模も。其國の出來始れるは。此よりは後にて。成務天皇の御世の御事にし有ければ。其以前の事は。御紀の上文に。朕聞其東夷也。識性云々。村之無長。邑之無首。各食封膠。並相盜略。と見えたる是にて。右に謂ゆる賊帥と云者是なれば。國造など云へき者を。未置れざる以前に。然る者は有へくも非ざるを。自國造の号を僭キョロヒナに稱り居りけんか。今尊のおはし坐ては。其罪を亂彈され奉らむ事の心苦しくて。然る氣なき逆事を。成せるものありけらし。國造本記に。珠流河國造云々。蘆原十年よりは。二十年余も過て彼に置れたりし者也。○麋鹿。説文に麋鹿。屬とあれとオホシカのみをさして云きにあらねは。記傳にシ、とよめるに従ふへし。甚多を。二へるも。○茂林。雄略紀弱木林訓同。古歌も多しをもとよめり。倭名抄唐韻云。麋木細枝也。和名之毛止とあり。名義繁本シなり。信友云。若狹里人鹿

の多く居る事を。おどろの如くに居ると云事あり。よく似たる事あり。と云り○殺王之情。情の本に。王謂日本武尊也。の注あり。今削れり集解に此七字私記攙入として刪去れり。さる事なり。考本にはあし。永享本には王謂也の三字なし。それにて後人の書入なる事しられたり。○放火烧其野。記云。火著其野。風土記に。干時十月之旬。衆草枯死。而宜添火。恰如塗油とあり。此書はうけられぬものなれと。十月之旬衆草云々。はさる事也。此よても。是歲は是月の誤なること知へし。上は十月云々の文あれはなり。記云。其國造詐白。於此野中。有大沼。住此沼中之神。甚道速振神也。於是看行其神。入坐其野。爾其國造火著其野。とあり此と異なり。○以燧出火。記云。故知見敷而。解其燒倭比賣命之所。給囊口而見者。火打有。其裏。於是先以其御刀。刺撥草。以其火打而。打出火。著向火。燒退云々。和名抄燧和名比宇知とあり。古事記裏書よ。草薙劍事。無文紫

之。今世俗号「火打囊」。付于刀者。可爲「此因縁」也。有興事。日本武尊發「向
 東國」之時。先參「拜伊勢大神宮」之間。倭姬命被「投草薙劍」事。雖見「日本紀」
 給「囊事」。此書之外無「所見」歟。とあり。記傳云。此倭建命の故事に因て。古
 の旅行人に。火打を贈ることありしなり。武辨云。こゝは誤撰集。其他歌集
 へり。くはしくも本書に就て見る源平盛衰記四十に。日本武尊の錦燧袋
 の事を云る處も。今世まもも。人の腰刀に。錦の赤皮を下て。燧袋と云て
 とけ此故なり。新井氏の軍器考に。火打袋着ることは云々。寛正のころの
 記。足利殿の御腰物も。此物つけられしこと見えたり
 云々。織田殿のころまで。も。なほ此物の事見えなれど。今はかゝる物つくる
 ことは見えすと云へり。又或書云。採桑老の舞の圖に。老翁の面を被り。袴衣
 の如き物を服て。腰にはさすかと云む物の如きに。袋を結つけたるを。火打
 袋と云物のよし。伶人の家も云傳へたり。又天皇の御しるしの寶劍も。火打
 打袋とて赤地錦にて調たる。袋の如き物を。鞘に結付られたりと云々と
 云り。又或書云。今世も巾着と云物は。火打袋の變作なるへしとも云り。な
 とあり。さて今世にも。倭武尊の火打袋の形とて。傳へたる種々あり。其
 中に信に甚古き物のさまと見ゆるもあれと。其を即此命の御物の形と

云は信かたし。又中よは。近きふる古めかして。作れりと思ゆる形もあり。
 の火打を祭ると云とあり。○向焼而得免。記云。於是先以其御刀「刺」
 云々。著「向火」而焼退還出。記傳云。著「向火」とは。彼方より焼來る火も向
 ひて。又此方より火を著て焼を云。如此爲れり。彼方の火の勢弱りて。
 負くるなりと云り。通証に。今按逆「怒」曰「向火」出於此。とあり。さるを此
 に説あり。守部云。敵より火を著る。何れ風上より著て。風の隨及し。頓
 て後より廻り攻て。追討んの心組なりければ。其時あればまた。我後「の」
 方に火を放て。彼やかて後に廻り来ん敵等に。其火を向はしむるを。向火
 とは云しなり。是を以て。今此段も倭健命。まつ其火先の草を薙掃て。其
 を塞留め。さて活路のため。吾後の草に火を著て。頓て追廻りこむ賊等
 を。焚滅したまひし形状も。いとよく悟りしらる。かゝれば彼源氏物語
 等に云りしも。武辨云。源氏の
 文次に由たり其本義なり。よく心得つらめども。只詞は借

て云るのみなれば。其前後の差をことばるまではあらざ。始てなたを焚
 ひとして。著たる火のまた。此方よりも著たる後は。つひに其敵のうし
 ろに成て。不用イナクなりゆくを。人の腹立を消ク磨ク借たるなり。それはか
 の真木柱に。此みけしきも。よくげにふさへ恨みなどしたまは。中々
 ことつけて。我も向火うくりてあるへきを。また竹川に。いとうしろめ
 たき御心なりけり。向火つくれり。など云るには難もなし。以上守と
 云り。此は實にさる論なれとも。なほ向火と云名に叶はき。敵等其火
を向はしむるなと云るは。まこと。仍て思ふに。此時の形状は。記の神代段なる。大穴
 牟遲命の黄泉國に行坐ける時に。須佐之男命の。以火廻ク燒其野。於是
 不知所出。とあるに同じく。此面彼面より火を放て。ひとしく攻寄て。皇子
 の逃れ出玉のむ處を。立塞たりしなるへし。されは上風のみならず。左右
 より火の起れるうちに。まつ其近傍なる草を薙拂て。燒來る炎を避け。

て左右へ此方よりも火を放ちて。其方より襲來る賊を攻玉へりむなる
 へし。然見る時は。向火と云るは。風上のみに限らす。左右よりも火を
 著て。攻來る賊なれば。何方にても其一方に對ひて。火を對放つを。向火
 と云へりしものとさへし。和名抄に。野火字統云焰防野火也。又作變
 野人説云保曾分。孫愔切韻云變逆燒也。とあり。記傳云。保曾分は火退カクの
 意なれば向火あり。逆燒て彼方の火を退○薙撥王之傍草云々。記には皇
 子の御刀以て。薙撥玉へるを。此の傳は自抽出て。傍草を薙撥ひたるか異
 なるなり。信に神祇の靈異かくそ有けらし。此に彼方より燃來る火を。御
 傍に近づけさらし爲の御所爲なるへし。されは此文に。記傳にただ草を
 薙撥たるはかりにて。得免給ふ所由聞えかたし。是も草を薙撥へる故
 に。火近くなり燃來らる。故得免給へるなり。さて記には此草は因て。此物
見えざるは。傳の異な。か。はた何と神名帳に。駿河國有度郡草薙神社。
なく其文の漏たさ。快めかたし。

此の風土記云々。此神祠所祭天照大神之地也云々。鹿原郡久佐奈岐神社
 草奈岐と云地名。また草津山と云をも果したる。あり。風土記云。推足者天皇元年始祭之奉旨云々。重胤云。記に先以
 御刀薙撥草とあれども。此記の一云に。自抽之薙撥王之傍草とあるか
 如く。自然に抽出て。草を薙たる方なん。草薙剣と名に負る所由著く。且
 捷なる上に。縁起に計略難施。と見えたるか如く。進退共に此に極盡さ
 せ玉へる所にて。神劍の威靈を願ひして。皇子を助教奉らせ玉へる意味
 なん。甚深く所見たりける。然るは。此神劍の自然に抽出て。草を薙玉へ
 るは。皇子の近傍に枯草等の有ては。終に其爲に過またれさせ玉へらひ
 を。故奉らむとして。其草を賊黨の色さる方へ薙除けて。其向火を著させ
 奉りて。一時に滅ほし玉ひ神謀なるを。皇子忽に其意を得させおはし
 坐て。其御姨後姫命の御言を思ほし出させたはし坐て。忽に御裳口を解
 開かせ玉へは。其天火燄なん出現はれさせ玉ひける故に。火を打出て著

させ玉ひ。却らまに後賊黨をしも。悉くに焼亡ほし玉へるなり。故其次
 文に。王曰殆被敗。則悉焚其賊衆而滅之。故号其處曰燒津。と見え
 れは。記に焼退、還出。皆切滅其國造等。とは有れとも。實は刃に血ぬら
 させして。焼亡ほさせ玉へる事決なき者也。と云り○藝雲此云武羅玖毛。
 此訓注神代紀にあるへきなり。さて本云武を茂に作る。今は中臣本に依
 て訂せり。○悉焚其賊衆而滅。記云。還出皆切滅其國造等。即著火焼。と
 あり。此の其國造等を焼玉ふなり。然焼玉へることは。野に火を著て。玉
 を焼殺し奉りせしと。報い賜ふとなるへし。此を野に火を著く事と
 見らひかことなり。記傳に云れたり。○燒津。記に燒遣とあり。遣は津か道かの誤を
 らむと記傳に云り。記傳云。
 万葉三に燒津邊吾去しかり。駿河なる阿倍の市路に達し兒等も。神名
 式に。駿河國益頭郡燒津神社。今も燒津村と云あり。又野燒村と云もあり。
 野縣とも云。武羅云。此神社府中より南三里
 計ある所の海邊に。燒津村と云。和名抄云。同國益頭郡。野縣。益頭郡。万之。野

と見え。かの風土記にも。麻賤郡と書れど。益頭は音を取れる字にて
即焼津なり。谷川氏も云り。頭字音を取れば。益もヤの音を取れば。焼
と云ふこと。然る例他にもあるなりと云へり。

亦進相摸。欲往上總。望海高言曰。是小海耳。可立跳渡。乃
至于海中。暴風忽起。王船漂蕩而不可渡。時有從王之妾。曰
第橘媛。穗積氏忍山宿禰之女也。啓王曰。今風起浪必。王
船欲没。是必海神心也。願以妾之身。贖王之命。而入海。言
訖乃披瀾入之。暴風即止。船得著岸。故時人号其海曰馳水
也。

相摸。今の相摸の地是なり。さて記の真福寺本延佳本等には。相武と作

り。記傳にも其字は依りて云れける。元正紀に酒部、連相武と云人名
を見えたり。是此國名と。古は如此書たりし一の證なり。國造本記にも。
さて和名抄に相摸佐加三とあれども。元は佐賀半なり。下なる歌にも然
あり。摸字を寫るもムの假字なり。此字の假字は遠し。大隅國の郡名
り。東遊の一哥に。左加安元乃於補とあるは。相摸の茶と云ことなるへし。カ
蘇十四に。相摸補の字美禰とある。相摸なとをもサカムと訓へまなり。佐賀
美と云は。假に轉れも唱なるへし。上總國の郡名美禰も。と云り。名義は未
和名抄に。伊志美とあれども。此記には伊自半とあり。と云り。名義は未
詳ならず。○上總。後名抄上總加三豆不佐。名義古語拾遺に。好麻所生故
謂之總國。古語麻謂之總。今爲上總下總二國是也。とあり。名義明らかな
り。さて此國上下に分劃したるは。何の時なりや詳あらず。○望海高言。記
云。自其入幸渡。走水海之時云々。とあり。望の訓。神代下 記傳云。此は今
も相摸國御浦郡の海邊。浦川より三十 走水と云邑ありて。海邊の山
の觀音とて寺あり。諸國の往來も此前の海を。上總國に向へる地なり。

走水と云。今は其海は東之淡水門とある。其入海なりとあり。五十三
 年の處。淡水門。○立跳。字書に跳走也。とあり。萬葉五難波津爾。美松泊農等。
 吉許延許婆。紐解佐氣豆。多知婆志利勢武。○妾の訓。倭名抄にも乎無奈
 女。宇陀集。色無字類抄。類聚名。とあれとも。こゝはたゞミメと訓へし。妾、
 字もいかゝなるよし。記傳の記あり。次に出○弟橋媛。記には其後弟橋
 比賣命とあり。記傳云。后とは天皇の大御妻に限て申すことなる。此に
 かく申し。下にも坐。倭后等とある。此倭建命は。常中津日子天皇の大
 御父に坐。か故に。萬と天皇に准へ奉れる例なり。書紀にも御名に。尊字
 を書き。崩と記し段と記し。仲哀巻にも。母皇后倭建命のなどあるか如
 し。御名義。弟は上卷の歌に。淤登多那婆多とある。淤登と同じく。美た
 る橋なり。橋は此近き御世に。常世國より渡來てめつらしく。殊に世に
 實る物なるに依て。橋たる名あるへし。此比賣命の事。書紀ふ從。王之美。

法にては。記と云のかりの人を。妻とは云へき。非れはなり。且此記に。倭建
 命の御妻等五人の名を出せる中。三人はたゞ。果比賣と云る。れ。亦多連
 能伊理見賣命也。此比賣命と。二柱の御名。命と云ことを加へた。式に上
 る。こても。みく。ならす。此記に后とあるか。當ることを知へし。式に上
 總國長柄郡橋神社あり。若くは。此比賣命を祭るには非るか。和泉國大島
 賣命神社は。此比。さて古への軍行の旅にも。妻を率て行こと。常なりとお
 ほしくて。書紀に其事多く見えたり。とあり○穗積氏の事。崇神紀に出。
 ○忍山宿禰。地名に依れる名か。神帳名に伊勢國鈴鹿郡忍山神社。同國朝
總積神社さて記には志賀宮段に。天皇娶穗積臣等之祖。建忍山垂根之女
 名弟財郎女。生御子和阿奴氣王。とあり。依て按ふに。此記は弟橋媛の父
 を。此忍山宿禰とせしむ。枝成務天皇の忍山垂根の女弟財郎女を娶て。
 和阿奴氣王を生坐る。其弟財と弟橋と御名の似たるから。まかへるもの
 にて。弟橋媛の。記には御母を記さねは。もとより其傳あかりし方正し
 かるへし。なほ生坐る稚武彦王と申にも。疑はしき事あり下に云へし。

山と云入見たり。 ○是必海神心也。記云。渡走水海之時。其渡神興浪
 廻船。不得進渡云々。とあり。海神とはあれど。神代紀に見えたる正し
 き歸津見神にはあらざる。海路をうしりきとる邪神なるへし。○賈王之
 命。記云。妾易御子而入海中。御子者所遣之政。遂應覆奏。とあり。万葉に
 賈命者。妹之爲社。又安賀布伊能知毛。多我多末爾奈禮。安賀布と云言
 云。○披瀾入之。記云。將入海時。以菅疊八重皮疊八重。絶疊八重。敷千波
 上而下。坐其上。於是其暴浪自伏。御船得進。とあり。○船得著岸。房總志料
 に。尊相摸走水より。上總富津に渡りまほ。富津は古津の訛。邦音同とあ
 り。又云。鹿野山。軍陀利夜。又明王日本武尊を祀る。長柄郡本納村橋神社
 あり。橋婆を祀る。吾妻大明神といふと云り。○曰馳水。此地の事。上に云
 り。しか名つけし由り。記傳云。上文に可立跳渡。と譽言し賜へるに依て
 か。又思ふ。此時に浪の速かりし由の名にてもあり。さて此段の事。神明

鏡に云。それより相州へ越。上總へ渡給ひけるに。伏戸の渡りて。波荒て
 船已に覆ひとせしと。梶取申しけるは。船中の美人を。龍神の見たると
 おほえ候。と申しけれり。數百人の軍士を失はむよりはとて。最愛の橋姫
 と申さ夫人を。一人流し給へり。誠に忝し。さて船荒ることなくして。總
 州へ渡り云々。と云り。記云。爾其后歌曰。佐泥佐斯。佐賀牟能袁怒。毛
 由流肥能。本邦迦邇多知豆。斗比斯岐美波母。故七日之後。其后御柳。依
 千海邊。乃取其柳。作御陵。而治置也。記傳云。海邊とは相模國の海邊。さて
 か。上總國の海邊か定めかたし。さて
 此御墓も。相模か上總か知かたし。師の書入に。今相模國の梅澤のあたり
 に。吾妻森と云あり。是なりと云りとあり。梅澤は餘綾野なり。大道より。
 小田原と大磯驛との間なり。
吾妻山吾妻明神の社あり。此
 社に傳説ありや尋ねまほし。と云り。

飯田武彥謹撰

爰日本武尊則從上總轉入陸奧國。時大鏡懸於王船。從海
 路迴於葦浦。橫渡玉浦。至蝦夷境。蝦夷賊首島津神國津神
 等。屯於竹水門。而欲距。然遙視王船。豫怖其威勢。而心裏
 知之不可勝。悉捨弓矢。望拜之曰。仰視君容秀於人倫。若
 神之乎。欲知姓名。王對之曰。吾是現人神之子也。於是蝦
 夷等。悉慄則褰裳披波。自扶王船而着岸。仍面縛服罪。故
 免其罪。因以俘其首帥。而令從身也。

五千中

轉。詞林采葉鈔此文を引る。傳ツクよ作る。訓より移れるものあるへし。○
 陸奥。齊明紀に道與と作。又陸道とも作れたり。万葉に美知能久。倭名抄
 には陸奥三知乃於久とあり。記傳云。奥は口に對へ云稱にて。道、口道、後
 の後に同じ。京より行に初の地を道口と云。終、を後とも奥とも云り。此
 國は東北の極に在て。實に道の奥あり。筑紫もて。大隅陸奥を奥の國と
 云ふこと。皆垣家集にみゆ。又陸奥
 國よても。黒川郡より北を奥郡と云。大司五年の官符に見えたり。○大鏡
 源氏物語若菜卷には。播磨國內にて。此國の奥郡と云ふあり。○大鏡
 懸於王船。按。常陸風土記久慈郡條に。東山石鏡昔有。魁魁。率集龍見鏡則
 去。俗云疾鬼面。鏡自滅と云事あり。かゝる故にもや。通証に。今按此御夷
 虜制。大魚之神。泉と云り。御夷虜のさる有へし。制。大
 魚と云事はいかとあらん。又按に。土佐日記に鏡
 を海神に手向くる事見えて。ちはやふる神の心のあるへ海に。鏡を入れ
 て且見つるかな。と云歌あるなどよよれば。此も海神に手向る料の御幣
 の鏡かともおもはるれど。定めかたし。なほよく考ふへし。下總人清宮
 秀堅云。上總

天羽郡金谷驛。有。鉄製奇器。周圍一丈八尺。厚六寸許。中斷爲二。土人稱蓋蓋。又
 鉄算。或曰。古碗多用。鉄製是也。蓋日本武尊之遺物矣。云々。應。巨鏡於。龜頭蓋。或
 魚籠矣。云々。○葦浦。詳ならず。○玉浦。は。仙台封内名蹟志六云。名取郡玉浦。
 在下野。鄉村岩沼以東。曰。之藤曾根。往時之玉浦也。位蒲崎地而。潭是玉
 浦之邑也。御書。魂浦。とあり。秀堅云。安房有。太玉浦。上總有。玉前浦。本州
 房總邊海古時之總稱也。と云れたる説は信らたし。○竹水門。も未詳。集解
 云。按延喜式陸奥國名取郡有多加神社。又行方郡有多珂神社。類聚鈔亦
 行方郡有多珂。不知兩郡之中孰是。とあり。記傳にも葦浦玉浦竹水門な
 ど。みな陸奥なりと云り。さて此に境とあるも。陸奥にて蝦夷の住居近き
 域を云。未だ蝦夷の地に至り玉ひしはあらず。地圖を見る。今。牡鹿郡
 の海邊に西に向ひて竹
 浦あり。若くは竹水門かたつぬへし。或説。竹水門は。今の磐城若くは陸奥の
 海岸にあるへし。磐城は山嶺は幽邃にして。海濱等曲せす。良港なく。陸奥は
 牡鹿郡東方に斗出して。海海を懐き。盛産松島の景を綴りて。頗る舟船を泊
 するに適す。水門とは。かゝる便要の港をいふへし。竹水門の必此な
 るへし。蝦夷の酋長等。案を寢け浪を披き。王船を扶けて着岸。○蝦夷賊首。

蝦夷二字永享本になし。○島津神國津神。これは蝦夷賊首とは。又別よて。其めたりの島國に住て。荒ふる神等なり。上に云る穴海惡神。柏濟の惡神の類なり。○心裏。集解。裏字傍訓攬入として削れり。○現人神。通証。言神而現于人。匪直也人。也。此指天皇。孝德紀所謂明神御宇之意也。方葉集云。紫卷裳湯々石恐石。住吉。荒人神云々。とあり。雄略卷母。一言主。神長人と現れ坐て。現人之神と名乘玉へる事あり。また續後紀嘉祥二年興福寺法師長歌。我國之聖乃皇波云々。御世々々爾相承襲天。每皇爾現人神止成給御坐云々。とあるも此と同じ。記傳。現人神とい願れて人の体なる神と云事なり。大かた神の形は隱坐て。願には見え玉はさるを。是の御身の現しく見え給へるを申玉へるなり。と云れたり。さてかく答賜へる御言を思ふ。島津神國津神に對へて。かく現人神とは告玉へるか。また只何とあく。自らかく告玉へると見てもよろし。○悉慄の

下。永享本に其威二字あり。○褰裳。或人云。按上代は男女とも。裳を着し事。是にてしるし。猶云。は。記に伊弉那岐大神を授衣御裳云々。熱田縁起に。倭武尊褰裳跋涉懸度。など見るへし。以上男子の裳を着し例あり。と云りされどこゝのそれまてにも非し。まゝなるは褰衣とあるにも同じく。たゞ衣裳を褰けしなり熱田縁起なるも同じ。○俘其首帥。集解に首を會に改めて。會原作首誤。とあり。記傳云。俘其首帥云々。下文に以所俘蝦夷等獻於神宮ともあり。後の史どもに。俘囚とも夷俘ともある物。此類にて。俘よしたる蝦夷を陸奥出羽の内。又諸國にも安置れたるなり。其は子孫に至りても。良民と混よせせ。俘囚と云て。別よ一種なり。もと蝦夷の種なる故に。子孫までも。常に勇悍きあを好みて。やゝもそれ。反て亂をおこしたりきとあり。縁起に。倭武尊自。上總轉入陸奥。懸大鏡於和首。從海路廻於葦浦。橫渡玉浦。稻種公道有。來會。縷陳山

道消息。共向蝦夷之地。賊首島津神國津神等。屯於竹水門。欲拒之。遣望
大王之威勢。面縛首過。共拋弓矢。望持曰。仰視君容。秀於人倫。威猛若神。
欲知姓名。王對曰。吾現人神之子也。蝦夷等震慄歸德。故免其罪。自俘其
魁帥。令從身也。

蝦夷既平。自日高見國還之。西南歷常陸。至甲斐國。居于
酒折宮。時舉燭而進食。是夜以歌之問侍者曰。珥比麼利。菟
玖波鳩須擬氏。異玖用加彌菟流。諸侍者不能答言。時有秉
燭者。續王歌之末而歌曰。伽餓奈倍氏。用珥波虛々能用。比
珥波苦鳩伽鳩。即美秉燭人之聰。而敷賞。則居是宮。以勒
部。賜大伴連之遠祖武日也。

日高見國。已に出○西南。陸奥桃生郡あたりより。まことの方位を以て
いはく。常陸は正南にあたり。甲斐の常陸より。西南の方にあたるへし。
されど此の。大概を云るものなるへし。或人云。蝦夷の本土。日高見國已
を取り。西南とは磐城の山道を。經過せられしなるへしと云り。詞林采葉には。西南二字なし。○常陸。和
名鈔北太知。常陸風土記に。往來道路。不隔江海之津濟。郡郷境環。相經
山川之峯谷。取近通之義。以即名稱焉。此は常道の意なり。即古
事記には常道と作り。また倭武尊
巡狩東夷之國。幸過新治之縣時。遣國造毘那良珠命。新令掘井。流泉淨
澄。尤有好愛。時停乘輿。翫水洗手。御衣之袖。垂泉而沾。依漬袖之義。
以爲此國之名。國俗諺云。筑波岳。黑雲掛。衣袖漬國是矣。とあり。記傳云。
知に陸字を書は。陸奥の陸と同く。陸道の意なり。古今願註に。常陸はひ
たちを。ひたちとの申なり。陸をかちともよむなりと云るを。契沖が陸
をかちとよめること。未知。ひたちはひたみちなり。と云るまことに然

り。古歌に東路の道のはてなる常陸とよめるは、東海道の極なればなり。
と云り。信支云。日高の景行紀を思ふよ。今の蝦夷地にて。常陸は枝日高へ
通ふ道なれば。日高道なるへしと云り。されど。日高を今の蝦夷地と云る
は誤なり。○甲斐。倭名鈔實比。續紀歌斐。名義山の峽なる由ありと云
宜し。加比は間と同じ。今この國。山梨八代二郡の打開けたるありさま
をみれば。山峽の國といふかたきが如くなれど。此國は上古は入海にて。
今の山梨郡などは。後陸地となるものなれば。なほ其もとは。山峽の
のみ人の住てありしなり。今の都留郡あどそ。上古の甲斐國のありさま
なる。○記云。志言。向荒夫琉蝦夷等。亦平和山河荒神等而還。上幸時。到
足柄之坂本。於食神根處云々。故登立其坂。三敷詔云。阿豆麻波夜。故号
其國。謂阿豆麻也。即自其國。越出甲斐。坐酒折宮云々。とありて。此紀
と異なること多し。記傳に。其差と論らひて云れけるは。先其路次。記の

越の。蝦夷を言向て。還坐し。相摸より足柄山を越て。甲斐に到坐。其よ
り信濃を経て。尾張に還坐る國の次第。皆よくかなへるを。書紀には。歷
常陸至甲斐國とありて。後に自甲斐北轉歷武藏上野。西達于碓日坂
云々。進入信濃。とあるは路次順のそ。其故は。常陸より甲斐に對する間には。武藏もあり。或は相摸もあるを。其ま
云はて。直に歷常陸至甲斐と云るは。連きたる國のことくにいていかに。歷
常陸武藏。なとこと云へり。但し常陸をのみ。殊に云るは。御母に其國の地
名あるうためにて。甲斐より再ひ。武藏の路つかたを歴給へれ。前の方
武藏と云はさるは。甲斐より再ひ。武藏の路つかたを歴給へれ。前の方
は者かれし。其は。武藏の路つかたを歴給へれ。前の方
方へものせられし。其は。武藏の路つかたを歴給へれ。前の方
なまか故。武藏上野へ。轉歴むは。路次いたく違へり。と云れたる。いか。も
とより其あたり。昔ける者なとありて。故に言向に幸けんもしるへか
ら。また信濃の方。幸まらむには。上古にては。碓日坂にかゝらそ
は。えあらぬ道なりけん。今は甲斐國より直に。信濃國に通る道はあれ
ど。古なる道の未開けしにもあるべし。さて又御敷ありし地も。

足柄と碑日と傳の異なる何れ正しむらむ。決めかたきか如くなれど。上野國吾妻豆加郡あるを見れば。碑日の方を正しとせへきなり。但し下文母。号山東諸國曰吾嬬國と云ひ。記に号其國謂阿豆麻とあるは誤なり。阿豆麻と阿加豆木といふもより別なり。これを一になして語傳へし。古き世よりの事にはあれど。吾嬬はこゝに見えたる如く。此尊の御言より出て。吾妻郡一處の名となり。阿豆麻は東國の總名よて彼路の義なり。本は邊路をヒナと云ふも同じ。ヒナとアツマと對へ。路は橋の路。或いは云ふ言。記の雄略段の三重采女が歌に見えたり。此處彼處の都麻利。などの都米都麻と同じく。物の行止りの處を云ふに。東國は國の采なる故に。彼路と云ふなり。さればもとは異なる名義なれど。似たる稱なるか故に自一になれるなり。また記の文の次第よては。吾嬬の御歎時後れて似つかしからせ。と云れたるもいかに。いかに時後れたりとも。思。出て歎給はひは。いつと云事あるへからせ。なほ

いは。信濃の方へ碑日坂を越給ふに就て。今はと東國の方を見奉玉は九に就ては。ありし後のなごりおもほし出給はひは。殊にあはれある御意とも申をへしかし。かにかくに。上古の事なれば。此行坐の路次など。今より疑ふへきよしなきを也。○酒折宮。記傳云。今山梨郡に酒折村ありて。酒折天神と云社あり。甲府の東十町はかりなり。甲斐名勝志に。酒折留り給ひし處なり。祭神即倭建命なり。東夷征伐の時。此地に行宮を建あり。往昔の宮の跡を。今古天神と云りと云り。とあり。されど地形のさまを以て考るに。今の山梨郡酒折村あたりは。古へは入海の洲崎の處にて。往還ふへき道路あるへき狀ならせ。まして此尊などの。假宮作り玉ふへくもあらせ。此は後に好事のもの。つくりし跡なること。其國に至見て知らるゝあり。なほ次にも云事あり。此酒折宮に坐々しほどの事を。寛平縁起に。先是倭武尊。於甲斐酒折宮。有戀宮酢姫。即歌曰。阿由知何多。比加彌阿彌古波。和例許牟止。止許佐留良牟也。阿波禮阿彌古乎。

此數首歌曲爲此風俗歌矣。とあり。此風俗歌とは。甲斐國の風俗歌なる
 へし。○侍者サツロヒ。御前に伺候へる者を云。後には侍サツロヒと云名稱あり。縁起云。居
 干酒折宮。夜深入定。秉燭進食。此夜以歌問侍者曰。○珥比磨利句菟玖
 波鳩須擬氏。記傳云。新治筑波を過てなり。和名抄に。常陸國新治新治。波里郡
 新治郷。筑波豆久。郡筑波郷あり。式に筑波山神社もあり。仙覺石葉抄に。
 常陸國風土記には。にひりの國。つくはの國など云り。とあり。名義。風
 土記云。美麻貴天皇取宇之世云々。穿新井。其水淨流。仍以治井因。著郡
 号。又云。筑波之縣古謂紀國。美万貴天皇之世。遣采女臣支屬筑波命於紀
 國之國造時。筑波命曰。欲令身名者著國。而後世流傳。即改本号。更稱筑
 波者。風俗説曰。握飯筑波之國。とあり。石葉九よ。筑波嶺爾登而見者云
 々。新治乃鳥羽能淡海毛。秋風爾白浪立奴云云。なや筑波山の歌は。卷々
 多く。後の集にも多く見ゆ。筑波の波を常に濁りて唱るは非なり。
古書皆清音の波字のみかきたり。

て自日高見國還之。西南登常陸。至甲斐國。とある如く。是に武藏或は相
 模と云はす
して。登常陸と。隔たりたる國を云は。此御母は新
 治筑波をよみ給へる由を。願さむかためなるへし。常陸國を經て。來坐る
 なれば。其國ある新治及筑波を過てよりとなり。さて陸奥より甲斐まで
 の間に。過坐し地は。幾許もありけむに。取分て此二處をしも所念出で。
 よみ賜へることは。所以こそありけむ。其ゆゑは今
 知かたし。常陸風土記よ。倭武
 尊巡狩東夷之國。幸過新治之縣云々。○異政用加彌菟流。記傳云。幾夜
 か宿つるなり。抑幾日か經つるとは詔はさて。かく夜の御宿を以て詔ふ
 は。凡て日數を經ることを云に。幾夜宿てと云は。古も今も常なる兒童
 は。幾つ寝て
 なとも云り。中にも。旅にては殊に夜の宿りを以て。數ふることなり。
幾夜とまりに行。
 なと俗よも云り。さて幾夜宿ぬらむなと云は。みつから思ふ意なるを。都
 流と云は。人よ問かくる辭なり。さて如此よみ賜へるに。新治筑波あた
 りに。所思出る事の由そありけむかし。とあり。○秉燭者。記よ御火燒之

老人とあり。記傳云。美肥多伎能意伎那と訓へし。麩栗官段にも。焼火ヒキナ小子とあり。上代に。夜中の明りアキラは。多く燎火を用たり。後世もいはゆる衛士の焼火ヒキナ。門カド。皆衛士ミヅウヂ。凡ツラ。理門ツラ。夜焼火ヒキナ。と見え。凡ツラ。解ツラ。内ツラ。及ツラ。中外ツラ。三ツラ。衛士ミヅウヂ。亦ツラ。同ツラ。神社の庭火ヒキナ。云ツラ。も。あり。篝火ヒキナ。など。皆明りのためにして。古の爲の遣れるあり。上代ツラ。は。屋内ツラ。にて燎火を用じあり。故ツラ。うの麩栗官段なる焼火ヒキナ。小子ツラ。も。居ツラ。籠ツラ。傍ツラ。とあり。籠ツラ。とい其燎火ヒキナ。をす。爐ツラ。の如き物を云なり。飯ツラ。など。炊ツラ。く。尋常ツラ。の籠ツラ。に非ず。然ツラ。る。を。書ツラ。記ツラ。には。此ツラ。なる。を。も。か。の。焼火ヒキナ。を。共ツラ。に。乘ツラ。燭ツラ。者ツラ。と。書ツラ。れた。る。は。強ツラ。て。漢ツラ。め。か。さ。む。爲ツラ。に。段ツラ。め。ら。れた。る。文ツラ。を。し。て。實ツラ。に。違ツラ。へ。り。乘ツラ。燭ツラ。者ツラ。ふ。て。は。居ツラ。籠ツラ。傍ツラ。と。云ツラ。こ。と。由ツラ。○續王歌之末而歌曰。承享本には。之未而歌曰の五字あり。記にも續御歌とのみありて。末と云事なけれり。なくとも宜しけれと。ある方まされり。記傳云。續御歌とは。先三句ツラ。五ツラ。七ツラ。の哥ツラ。を。は。此次又高津官段に。片歌とも稱て。まことに半なるか如し。故書記にも。此を續王歌之末と云り。さて續たる歌と連合せて。全き一首の如くなるなり。ニッを合せて。旋頭ツラ。歌ツラ。と云物になる。殊ツラ。に。此ツラ。なる御歌は。

幾夜の宿つると人に對ひて。問賜へるをまなれば。末を續て御答とさるなり。麩栗官段にも。志昆臣歌曰。意審美夜能。表登都波多傳。須美加多夫。祢理。如此歌而。乞其歌。末之時。表祢命歌曰。意審多久美。表連那美許曾。須美加多夫祢禮。とあるも同じさまなり。此外にも。三句の哥を以て。問たる答たる。記中にもほ彼此例あり。○伽餓奈倍氏。記傳云。日々並てなり。迦は二日三日幾日などの日にて。日数を計へ云言なり。其を迦賀と重ね云り。日々夜々なと云と同じ。さて此迦は。氣長くなと云氣と通音にて同じことなり。其由り。上巻より日八日夜八夜とある處に委く云り。さて日数を計るに。幾日と云は。晝夜を合せて云なり。幾日の日。幾日の夜。を故あり。但し夜を伊久夜と云。對へては。晝を伊久迦と云。其は晝と夜を兼る。夜の内には。晝を主とする故に。もはら晝の方のみいふなり。那倍五とは。新治筑波を過給ひし日より。今日までの日を並へて。都と云ことあり。おしなへてと云も。凡てと云と同意に。なる。其も並へあけて都と云あり。とあり。さて其迦は。來經

の約れる古語にて。來經とは。古く年月日時の來向に經て往を云。美夜受
 比賣歌に。阿良多麻能。登斯賀波布禮婆。阿良多麻能。都紀波岐間由久。と
 ある是也。此來經の。氣と約れるを。如に轉して。經々とは云也。即恒に日
 數を計へて。幾日と云知も。此來經を約めて云言なるを。其如に日字を
 書は。本經采經日と云に訓つけたるなり。曆の許も。來經の約れるにて。
 月日の采經を。續計ふるよしの名なり。さて其日數の重るを。並ふと云
 は。万葉三に。氣並而。來經八に日並而。十一に夜並などよめるか如し。と
 守部云り。○用珥波虛々能用。句比珥波答鳩伽鳩。夜には九夜。日に十日
 をなり。結の鳩は余と云むかとし。記傳云。夜波日波と云へきを。通波と
 云る通。今世の心には總ならそ聞ゆれとも古は如此格にも云しあるへ
 し。さて晝の數十日ならひは。夜も十夜なるへきに。夜を九夜と云
 るは。此時いまた初夜なりし故に。當夜を九夜へぬなるへし。とあり○

教賞。上に諸侍者不能答言。とあるは。此老人を賞給ふあまりに。かく加
 られたるか如くなれど。さにあらず。此老人の歌。日數を以答奉れるのみ
 にて。かくれたる巧はなけれど。をりに臨みて。皆人の御答歌の。とみに
 出來さりけんに。かくとりあへそ。御歌を續つる意の聰きを。教く賞た
 まひしなり。さて記云。是以譽其老人。即給東國造とあり。記傳云。此は
 東の國々の中の。一國の國造に任し賜へるにて。其國名何國とも傳は
 らて。たゞは語傳へたりしなるへし。とあり。さて思ふに。此時
 いまた東國造に任し給ふへきよあらず。此紀に教賞とあるか當時の事
 にて。後に其功に據て。東方の國造に任し玉へるを。記には前へ廻らし
 て。書るものとさへし。○教部。本にユルシヒへ。またトモノへ。なと訓め
 と訓へし。通証。教部即教負部也。と云るか如し。神代に。大伴氏の遠祖
 天忍日命。天津久米命二人。取負天之石鼓。記また天忍日命。帥來目部。遠

祖天穗津大來目。背負天、誓教。如とあるか如し。大來目部の人等の。教を
 取帶て。朝廷の御守護仕奉る。教負部と云なり。万葉三に。大伴之名。教負部
 後等里於此。五。などある是なり。云。後。に近衛府衛門府を。共。由。比。乃。都
 加佐と云も。此の教負部より出たるなり。なほ姓氏録を引て次に云。○
 賜。教負部を武日に賜ふなり。姓氏録左京神別大伴宿禰。高皇產靈尊五世孫。
 天押日命之後也。初天孫彦火瓊杵尊。神駕之降也。天押日命大來目部立
 御前。降千日向。高千穂。峯。然後以大來目部。爲天教負部。天教負之号起
 於此也。雄略天皇御世。以天教負賜大連公。奏曰。衛門開闔之務。於職已
 重。若一身難堪。望與愚兒語。相伴奉。衛左右。勅依奏。是大伴佐伯二氏。
 掌左右開闔之縁也。とあり。此文に見えたる如く。天教負とは。大來目部
 を云來れるを。もとより此部は。大伴氏の帥來れるものにはあれと。其大
 伴氏の内の。氏長のものに。其時々朝廷の命を以て。賜ひしなるへし。

さて姓氏録よては。雄略御世に至り。此部を室屋大連に賜ひしとある。此
 と傳の異なるか如くあれと然らそ。此時武日大連に賜ひしも。後室屋
 大連に賜ひしも。みな其時々。其氏の長たる人を撰ひて。此部を屬玉ひし
 なれば。もとより事は一なれとも。後も此も。一度の事にはあらそ。なほ
 此外にも。必御世々々に有しなるへけれど。史は漏されたるにもあるへ
 七。

於是日本武尊曰。蝦夷凶首。咸伏其辜。唯信濃國越國。頗
 未從化。則自甲斐北轉歷武藏上野。西逮千碓日坂。時日本
 武尊每有願第橋媛之情。故登碓日嶺。而東南望之三歎曰。
 吾孀者耶。孀此。云。三。故。因。号。山。東。諸。國。曰。吾。孀。國。也。

信濃國。倭名鈔之奈乃。齊明紀古事記に。科野とあり。名義山國にて。級坂シヤクバある故の名也と。冠字考に云り。此國には更級シヤクシヤク。埴科倉科ハニシヤククラシヤク。穂科ホシヤクなど云名。倭名抄にも見え。猶其餘も此彼あり。みな國名と一なるへし。通記に。今按科木出於此國。其薄皮甚軟強。今用以飾馬綴ウマヅシ。蓋補設之類也。とあり。此木によれる名にもあるへし。國名風土記に。信濃國と云は。木の中に以。科方の御裝束前段に用るなり。依て名く。又級とも云義ニッあり。一には級ニッは白と云。此ニ義取合せて。品と云とあり。但し級と云はニ義ありとは級といか。又諸國名義考に。万葉に三鴈列。信濃今も此木皮よてつくれる鹿布カシマなどあり。記傳に。一説を奉て科と考と一物なるか如く云れたるは非也。も云へれば。此木を以て作りし布をも。古木綿と云りしなり。古信濃布と云もの。式を以し。其餘の音に見えたるも。其なるへし。古信

永享本に化。上王字あり。○北轉歴。永享本轉字なし。さて此路今は詳に知かたけれど。其國人の語るをきけは。今此國の山梨郡。栗原驛石和驛の間より。北の山路を経て。武藏國秩父郡の與なる。雁坂と云あたりに出。それよりなほ北の方。山深くか入りて。上野國甘樂郡に出る路ありと云り。此邊はいとも山峻く。容易く分通るへき路にはあらぬを。等の轉歴と云り。給へるは。荒ふる者などのありしを。對ち玉はむためなるへし。今秩父郡ふ。三峯山と云山あり。人のよくしる處なり。此等。さて甘羅郡より。碓氷郡へ出る路は。今もありて。人の知れるか如し。○西逮于碓日坂。西字詞林采葉には。而に作り。されと西とある方まされり。方位もよく。碓日は。倭名鈔上野國碓氷郡宇須比。万葉集歌に。山をも坂をもよめり。此山を打通れば。信濃國佐久郡も出るなり。淺間嶽の。名高き峠よて。たれもよく知れる域なれと。尊の打越させ給ひし嶺なり。今道の北の方にて。今も古道ありと云るは。さることなるへし。吾妻郡の境は近く。吾妻山な道は。其方そのかた。○三敷。記傳云。泥母許呂爾那宜加志豆と訓へし。三は字のま訓てもあるへけれと。古書には敷きなとふ然敷を云むこといか。漢籍には。何事ふまれ。丁寧反覆に物することを。三云々と云り。三思三省などの如く。三敷とは殊に多く。古言は三進敷くは。此にも其字を返そく敷き給ふを用たるよとあらめ。古言は三進敷くは。此にも其字を返そく敷き給ふを

出。それよりなほ北の方。山深くか入りて。上野國甘樂郡に出る路ありと云り。此邊はいとも山峻く。容易く分通るへき路にはあらぬを。等の轉歴と云り。給へるは。荒ふる者などのありしを。對ち玉はむためなるへし。今秩父郡ふ。三峯山と云山あり。人のよくしる處なり。此等。さて甘羅郡より。碓氷郡へ出る路は。今もありて。人の知れるか如し。○西逮于碓日坂。西字詞林采葉には。而に作り。されと西とある方まされり。方位もよく。碓日は。倭名鈔上野國碓氷郡宇須比。万葉集歌に。山をも坂をもよめり。此山を打通れば。信濃國佐久郡も出るなり。淺間嶽の。名高き峠よて。たれもよく知れる域なれと。尊の打越させ給ひし嶺なり。今道の北の方にて。今も古道ありと云るは。さることなるへし。吾妻郡の境は近く。吾妻山な道は。其方そのかた。○三敷。記傳云。泥母許呂爾那宜加志豆と訓へし。三は字のま訓てもあるへけれと。古書には敷きなとふ然敷を云むこといか。漢籍には。何事ふまれ。丁寧反覆に物することを。三云々と云り。三思三省などの如く。三敷とは殊に多く。古言は三進敷くは。此にも其字を返そく敷き給ふを用たるよとあらめ。古言は三進敷くは。此にも其字を返そく敷き給ふを

云ありと云れたる言なから。紀記とも三敷とあれい。なほ其敷と云しものなるへし。故字のまゝに訓つ。記上卷大一敷と云事もあれい。敷きに敷と云事も。古よりありをしけん。○吾嬬者耶。記には阿豆麻波夜と有り。此は仁賢紀の訓注に據て。本の如く訓へし。記傳云。阿賀都麻と云へきと。阿豆麻と云り。己か妻を云葉十四に於能豆麻他卷より自妻已妻と。書るをも如此訓へし。と云ると同じ云ふまなり。吾君を阿岐美と云なとも同じ。書紀仁賢卷に。弱草吾夫何怜矣とありて。吾夫何怜矣。此云阿我國摩捨耶。波夜は其物を思ひて。深く歎息解なり。書紀より者耶と書れたるは當らす。波も夜もは當らすれとも。波母と似て。波母よりも重く聞ゆ。但し波母はいつらと尋ねる意あるを。波夜は然る意と云ふ。と云り。○号山東諸國曰吾嬬國也。國字永事本になし。記と符は開えず。とあり。縁起は紀に因て記しなから。坂縁起に。號坂東諸國曰吾妻國也。公式令に。東海道、坂東、東山道、山東。義解に。謂信濃與上野、東山也。とあり。縁起は紀に因て記しなから。坂

東と書れたるいから。記には號其國謂阿豆麻也。とあり。此は足柄山にての事なれば。こと同じからぞ。

於是分道。遣吉備武彦於越國。令鑿察其地形險易。及人民。順不。則日本武尊進入信濃。是國也。山高谷幽。翠嶺万重。人倚杖而難升。巖峻磴紆。長峯數千。馬頓轡而不進。然日本武尊披烟凌霧。遙經大山。既逮于峯而飢之。食於山中。山神將令苦王。以化白鹿立於王前。王異之。以一箇蒜彈白鹿。則中眼而殺之。爰王忽失道不知所出。時白狗自來有導王之狀。隨狗而行之。得出美濃。吉備武彦自越出而遇之。先

是度信濃坂者。多得神氣以瘼卧。但從殺白鹿之後。踰是山者。醫蒜塗人及牛馬。自不中神氣也。

分道云々。今信濃國佐久郡連分。驛。東山道と北陸道と分る。衢なり。されど古の岐道。今小縣郡上田邊より。千曲川を渡りて。浦野驛ある其邊を。分ると衢なりけんとおほゆ。さて縁起に。倭武尊與稻種公更議曰。我欲山道。公歸海道。當會尾張宮酢姬之宅。とあるは再び東海道の方へも。此人をかへし遣し玉ひし也。此事此紀にも洩たり。○鑿察。永享本中臣本。鑿を監に作る。○山高谷幽云々。以下二十八字。信濃坂のありさまを。漢文に書るまでなり。注さへき事なし。縁起に。山高谷幽。人馬希通。導杖策蹇。跋涉懸度とあり。度は崖か。○大山。地名よはあらま。故本に三と訓るよろし。詞林采葉には。タと訓る。されど其指を

は信濃御坂なり。次に云へし。扶桑略記元孝天皇仁和三年七月廿日。地大震云々。信濃國大山頽崩。巨河溢流。六郡城廬拂地漂流。牛馬男女流死戒丘。とある大山も又異あり。其由り六郡城廬とあるにて知られたり。信濃御坂は。當國と美濃國との國界にて。巨河もなく。かつ川下に六郡なき處なり。おもふに此六郡。倭名鈔に見えたる。更級水内高井植科に小縣佐久の六郡を云。巨河は即世よ名高き筑摩川にて。其下は越國に入て信濃川と云る大河なり。さて其大山と云るは。淺間山なるへし。此山は佐久郡にありて。六郡はみゑ其川下なればあり。されは淺間をも御坂をも。尋常ならぬ高山なるを以。稱へて大山とい書れたりしものをもへし。
伊勢中鈴鹿山を。伊勢大山と云しこと。天武紀越大山。記云。自其國越。伊勢鈴鹿。また自伊勢大山。越之向倭。とあるなと此例也。 記云。自其國越。科野國。乃言向科野之坂神而云々。記傳云。萬葉社に。信濃國防人歌に。知波夜布留。賀美乃美佐賀爾。怒佐麻都里。伊波負伊能知波。意毛知我

多米。とよめるも此坂なり。此の古の官道として。美濃國惠奈郡より。

信濃國伊那郡に越る國塚の坂也。推古、卷三十五年五月。有廻聚淨産。以越信濃、坂、鳴音、如音、則東至上野國而自

載。本明、卷六年。科野國言廻聚淨産。天延三年七月廿九日。東國民烟爲風多損。信濃、御坂、路、壞、なとあり。神此山なり。

今惠奈か嶽と云て大山なり。○武野云。た、一惠奈か嶽と云ては聊たかへり。惠奈か嶽の讀みの山なり。式、一美濃國惠奈郡惠奈神社。坂本神社あり。坂

本は古の驛にして。此驛より御坂を越て。信濃國伊那郡。驛後、吉蘇路開けて

も。中書まてのなほ此御坂の道を往來しを。何時のほとよりか。此道の

絶て。もはら吉蘇路とのみ。往來ふこととなれり。古の御坂の道也。吉蘇

路。經道險阻。往還艱難。仍通吉蘇路とあり。經道險阻云々とは。此の御坂の

なり。○經本に徑に作る。今詞林采葉に據て改む。○逮于峯而飢。緣起に

逮于山椒。進食療飢。とあり。○將令苦王。本に將字なし。今考本に从て

補ふ。緣起に發、國王。とあるに因ても。必あるへき文字なり。○白鹿。本

にシロキカセキと訓れたれと。記傳に斯漏伎加と訓へし。和名抄に鹿和

名加。仁徳記白鳥陵守目杵と云者。忽化白鹿以走。と云事も見えたり。白

鹿の常には希見物とせり。とあり。なほ鹿をば。志加とるかせきとも。○

一箇條。記、一は、唯、遺、之、絲、片、端、とあり。絲は和名抄類聚に。唐韻云、絲、

葉也。和名比流。揚氏漢語抄云。絲、顯比流佐木。小頭也。また大絲和名於保

比流。小絲和名古比流。一云米比流。獨子絲和名比止豆比流。澤絲和名彌

比流。など見えたり。○得神氣以瘦臥。和名抄瘦臥。私記云、宇江不世利と

あり。宇表通音なり。此言の意は。神武紀人物成瘁。とある下に既に云り。

○醫絲。今信濃國伊那郡阿智神社の邊に。醫絲村と云あり。此は信濃國

の方より。御坂に登らむとさる山口の處なれば。今尊の絲を打かけし所

にあらざめれと。上古山に登らむとするもの。この麓の里にて。絲を人

また牛馬に塗たりしなこりの地名にもあるべし。

日本武尊更還於尾張。即娶尾張氏之女宮簀媛而淹留踰月。

於是聞近江膳吹山有荒神。即解劍置於宮實媛家。而徒行
 之。至膳吹山山神化大蛇當道。爰日本武尊不知主神化
 蛇之。謂是大蛇必荒神之使也。既得教主神。其使者豈足求
 乎。因跨蛇猶行。時山神之。興雲零水。峰霧谷曠。無復可行
 之路。乃棲遑不知其所跋涉。然凌霧強行。方僅得出。猶失意
 如醉。因居山下之泉側。乃飲其水而醒之。故号其泉曰居醒
 泉也。

遷於尾張。緣起云。倭武尊還向尾張。到篠城。進食之間。稻種公備殺久木
 八腹。策駿馬馳來啓曰。稻種公入海亡沒。倭武尊乍聞悲泣曰。現哉々々。
 此。今稱天神。在春日。亦問公入海之由。八腹啓曰。度駿河海中有鳥鳴

聲可聞。毛羽牙麗。問之土俗。稱鳥鳴。公謂曰。捕此鳥獻我君。飛悅連
 鳥。風波暴起。舟亦傾沒。公亦入海矣。倭武尊性後不甘。悲悔無已。と云
 事あり。此時の事なり。稻種公の事次云。此紀また記には漏たり。○娶
 尾張氏之女宮實媛。記には。先に尊の發跡し玉ふ時。到尾張國。入坐尾
 張國造之祖美夜受比賣之家。乃難思將婚。亦思還上之時將婚。期定而幸
 于東國。とあり。縁起には。既に此時婚玉へ。さてここに。入坐先日所期
 美夜受比賣之許云々。とあり。尾張氏の事は。神代記云。國造は。記傳
 云。國造本紀に。尾張國造。志賀高穴穗朝。以天別天。火明命十世孫小止與
 命。定賜國造。とあり。小止與命は。美夜受比賣の父。と云。姓氏録河内神別。
 尾張連下には。火明命十四世孫小豐命とあり。又舊事記五に。此氏の世
 々を記せるには。小止與命は。鏡連日命十一世孫なり。其は鏡連日命の
 子天。村雲命。亦在天。五多底。其子天。忍入命。其子天。戸日命。其子天。建斗米命。其子
 建宇那比命。其子建。諸爾命。其子建。得玉彦命。亦名市。大船日命。其子建。第彦命。其子

子淡夜別命。其子乎止與命なり。さて結祖を曉連日命と云ふは。天火明命を
 ること既云ふか如し。さて此氏人の尾張國に住しは。此小皇命や初なり
 て。尾張連と云はを賜ひしなり。美夜受比賣の。熱田大神縁起と云物に
 日本武尊云々。側見一佳麗之娘。問其姓字。知稻種公之妹名宮酢媛。即命
 稻種公。傳納佳媛。合香之後。寵幸周厚。數日淹留。不忍分手とあり。神皇
 正統記にも。日本武尊は。信濃より尾張國に出賜ふ。彼國に宮酢媛と云女
 あり。尾張の稻種宿禰の妹なり。と見えたり。稻種宿禰は。舊事記に乎止
 與命。尾張大印岐女子真敷刀婢爲妻。生建稻種命と云り。然れども舊
 事記には乎
 止與命の子は一男とありて。建稻種命のみを美夜受比賣の母也。此真敷刀
 婢にやありけむと云れたり。さて宮酢媛は御合坐りし程の事。記また縁
 起に見えて。其贈答の御歌ともあり。○淹留踰月。縁起云。倭武尊淹留之間。
 夜中入廁。と。邊有一桑樹。解所帶綯。掛於桑枝。出廁忘綯。還入。覆殿。到
 曉。寤寤。使取掛桑之綯。滿樹照曜。光采射人。然不憚神光。取綯持歸。告

以桑樹夜光之狀。答曰。此樹甚無怪異。自知綯光。然寢息。其後語宮
 酢媛曰。我歸京華。必迎汝身云々。尾張風土記にも。御有光如神。不把握之。
 形影。因以立社。由。即謂宮酢媛曰。此綯神氣。宜奉養之。爲香
 拜爲名也。とあり。此淹留玉へるうちの事なり。○近江膳吹山有荒神。記
 傳云。此山。近江國と美濃國との塚にありて。西は近江坂田郡。東は美
 濃の不破郡池田郡也。
 神名帳に。近江國坂田郡伊夫伎神社。美濃國不破郡伊富岐神社あり。
 今坂田郡にも。不破郡にも伊吹村と云あり。三代實錄卅三に。詔以近江國坂田郡伊吹山護國
 寺。列定額。沙門三修。申牒。備云々。此山。即是七高山。之其一也云々。
 源平盛衰記に。寶劍の由來を云ふ處云く。素盞鳴尊。即天照大神に奉る。大
 神大に悦ばし。て。吾天。眉戸に閉籠りしとき。近江國膳吹か敷ふ落たり
 し劍なりと云仰せける。彼大蛇と云は。膳吹大明神の法鉢なり云々と云り。
 さて伊富岐と云名の義は。山の神毒氣を吹くよしなりと。谷川氏云り。とも
 ある。○解綯置宮酢媛家。縁起。語宮酢媛曰。我歸京華。必迎汝身。即解綯
 授曰。寶持此綯。爲我床守。將近習之人大伴建日臣諫曰。此不可留。何者
 承聞。前程氣吹山有暴惡神。若非綯氣。何除暴害。日本武尊高言曰。縱有彼

暴神。暴足踏殺。遂留綯上道到氣吹山。とあり。此御綯を解置玉へるこ
と。次に云り。○徒行。本にカチヨリイテマスと。タムナテともよめるう
ち。タムナテは。記によれるなり。記云。詔此山神者。徒手直取而騰其山
之時云々。とあり。記傳云。徒手ハ天武紀に何無一人兵。徒手入東。とあ
る。とはタムナテと訓めり。手空手の意か。又は上の刀牙などを執らざ
空き手にて也。俗言に徒手と云ふなり。持統紀に徒踏をス
空手とあるは。得へき物を得ず。手の空きを云り。さて此は如此詔へ
るは。御刀を美夜受比賣の許に置て。來坐るによりてなり。○山神化大
蛇。記には白猪逢于山邊。其大如牛。とあり。化下承身本爲字あり。○主
神。記に正身と作り。記傳云身賣の意なり。此御卷に。形則我子。實則神人。
孝徳紀に僧尼奴婢田畝之賣。などある訓によれり。此らの賣字は。正身
の義には非れども。訓の意ハ身賣なれば。正身にもかなへり。身を牟と

通し云り古の常なり。書紀に主神とありて。カムヤマトと訓り。然るに主神
意を聞えたれば。カムヤマトと云訓の賣りかたし。其故は。中昔の物語書なと
に。客さね。使さねなどあるを見るに。客の中の主たる人を云り。されは神さ
ねと云時は。諸神の中の主たる神と云意を是はなり。但し客の中の主たる
人を客さねと云類は。役に意の轉れるものにて。本は某さねと云は。其身賣
の字にはあたらすとも。其神の正身と云意は。はるなふへし。主神さて正身と
なり。正しき其身と云意の字なり。と云り。○使也。記に使者とある。此にも
使者とを。記傳に都加比母能と訓へし。遣る使を添て書るは。其意なり。物へ
非し。さて今世俗にも。某神の使者と云物あり。春日の鹿。熊野と云り。されと
の鳥。石清水の鶴。山王の猿などなり。是心はへは古きこと也。と云り。されと
都加比とのみよみて。其意に相通ゆるあり。今世俗にも某神の都加比
とのみ呼めり。竹取物語に。君のつかひと云ことあり。○山神之。集解に
之を行なりと云て削れり。されと上も。若神之乎。と云る意もあれば
ありても妨なし。○興雲零氷。本に氷を氷に作れり。今永身本集解本に
依て改む。記云。於是零大冰雨。打憲倭武命。此化白猪者。非其神之使者。當
其神之正身。因言舉見感也。

とあり。記傳云。大氷雨オホヒヤメ速飛鳥宮段イササキより。零大氷雨とあり。和名抄云。文宇集略云。霽大雨也。日本紀私記云。火雨。和名北左女。雨氷同上。今按俗云比布留。と見え。書紀に大雨甚雨淫雨などみなヒサメと訓り。武野云。ヒサメの事。神武紀に出で。記傳の説とこれ委しく引け。又和名抄に霽ヒサメれは今霽ヒサメひり。さて右に引く私記の火雨も。大雨の異なり。又和名抄に霽をも比左女と注し。書紀に大雨甚雨などを。然訓るも是なり。かくて是なるは。記に打感とあるを以て見ればヒサメ也。大といふは其降氷の。大なるよしなるへしと云り。○失意訓オロケの義神代紀に出○山下之泉側。記に故還下坐之。到玉倉部之清泉。以息坐之時。とあり。玉倉部は。天武紀に。近江放精兵。忍衝玉倉部。邑とある地なり。美濃國不破郡にて。氣吹山の連からぬ麓也。其在處は次云。○居醒泉。記に居寤清水とあり。記傳云。居寤清水イダシヅメ。諸印本延佳本に。居寤と作れども。其は。在所玉倉部の下に云るか如し。書紀に山下の泉とあれば。伊吹山の麓なるへし。其の其

次の文に。還イダシ於尾張とあれば。山下はイダシは非イダシす美濃の方の麓なり。記に還下坐とあるも。もと登坐し道イダシを還り降り坐りと聞ゆ。此次に當藝野。尾津前とつゞきたる路次も。此清水の地。美濃ならずはかなはる也。式は美濃國多摩郡。此山。伊吹山より遠し。なほ不破にて居寤。破郡にて。彼の山。近き地と尋ぬへし。今も遠れることもあるへし。不破にて居寤。てふ名義の。息坐としてしはし居て。寤坐る由あるへし。其は道行坐をほとなる故に。行に對へて居ると云なり。古今六帖に。東路のあさめの里は初秋の。長夜を稱。明を我。名を。吾のみと思ふは山のあさめ里。のさめに君を戀ひ明しつる。あさめを。夜も眠らす起居て。目の簾なり。此のあさめの里。此清水の在地なるへし。其故は吾のみと云々の歌。初句のとは。そを誤れるにて。吾のみと思ふと云を。不破山イダシ云。かけたるなり。然らば。初句。聞きて不破山。万葉二の卷八にも見えて。美濃の不破。群ある天武紀の趣。玉倉部邑は。不破。行宮に遠からぬ地と聞ゆればなり。天武天皇

あるまては。里の名を玉倉部と云ふを。そのと云れたる。さる事なるに
 後清水の名に因て。居醒里と云ふなるべし。と云れたる。さる事なるに
 就て。こゝに信濃入滋野貞融が不繫舟と云書に。この居醒泉の事と。今
 の美濃國垂井驛なる。一宮南宮仲山神社の邊にある。清水の事也として。
 騰吹山にほと遠からそ。尾張國にかへりたまはむ路次よろしく。古歌に
 東路の居醒のさととよみ。たもふ山のもさめさと。不破郡をいひか
 けたるをも合せて。東路の不破の中山あたり名高ければ。居醒泉なら
 むこといちらしるし。此清水玉倉部にあれば。上世にはさなはち。玉倉部
 の泉といひ。日本武尊のあさめ玉ひしより。居醒泉といふ名のみ高く聞
 えて。即て其里をも居醒里とよひにしを。中世よりこなた。垂井の泉と
 いへるは。したとる水のさまをもていひをめぐめけんを。後遂に里の名も
 れほせつるなるへし。と云り。此説實に然るへし。さて其泉の在所をな
 ほ探るに。垂井泉は。仲山神社鳥居を入る事半町斗。右の方山の麓に在

り。と里人云り。決く此處なるへし。縁起云。到氣吹山。々神化大蛇當
 道。倭武尊不知主神化蛇。謂是大蛇。必暴神之使也。若殺主神。其使豈怒
 乎。因起蛇行數里。暴風零雨。山谷杳冥。乃棲違不知所為。跋冒雨強行。
 懂得出山脚。失意如醉。居山下泉側。乃飲其水而覺醒。故号其泉曰居
 醒泉也。とあり

日本武尊於是始有痛身。然稍起之。還於尾張。爰不入宮簀
 媛之家。便移伊勢。而到尾津。昔日本武尊向東之歲。停尾
 津濱而進食。是時解一劍置於松下。遂忘而去。今至於此。劍
 猶存。故歌曰。鳥波利耳。多陀耳霧伽帶流。比苔菟麻菟阿波
 例。比等菟麻菟。比苔耳阿利勢磨。岐農岐勢摩之塢。多知

波開摩之場。

精起之。記云。自其發到當藝野上之時。詔者。吾心恒念自虛翔行。然今吾足不得步。成當藝新形。故號其地謂當藝也。本にこゝに杖衝坂の事あり。三に入へし當藝ハ。美濃國多藝郡なり。此野を經て尾張方に到りませるなり。○還於尾張。此は尾張に還坐むとして。其道に越坐しを云なり。既より入坐さるし事。明らかにならざり。又母不入宮筭媛之家とあるにて。尾張には還欲歸尾張。便移伊勢とあり。これ其意なり。○到尾津。緣起に。移伊勢到尾津。濱とあり。記傳云。尾津前。此なる御歌に依るに。津は清て讀べし。和名抄に伊勢國桑名郡尾津村。神名帳に同郡尾津神社とあり。此地なり。今は地の名も社の名も遺らざり。たゞ戸津村と云あるを。其と語り傳へたり。今桑名より二里計西北方。多度神社より廿町をかり東南方に。海野村戸津村と云ありて。東西に並ひたり。其間に八船宮

と云社のあるを。尾津神社なりと云。武野云。集解に以村中八船宮尾津神社。據兼盛草則古之尾津是也。戸津を尾津なりと云。此なる後。健命の御故事の多藝郡より。石津郡を經て至る處よし。美濃との國界より。一里あり。美濃南なり。此あたり今は海邊より。傳はれり。古はやかて海邊にて。尾張の津前より。渡る治ありしよし。云傳たり。まことにさそありむ。凡て今の桑名郡の長島あたり。の地より。尾張の海西郡海東郡の地なるとは。古は多くは海にてありしを。やうく。に南の方へ地を廣げて。今の如くにはなれるなれば。尾津崎は。此戸津村のあたりにて。上代に尾張の年魚市縣に。直に向へる地にありけむかし。内山の眞體云。此あたりは。多度山の尾崎の長引。延たる地にて。其山崎を。里人は鼻長と云り。まこと崎と云へき地形なり。又今は海は遠けれとも。入海のさまして。古海へたなりけむこと。若く見ゆると。尾津とは云し。もやあらむ。又今。世桑名郡に尾津と云名は。遺らざるに就て。前に思ひけらくは。今尾張の海東郡。小津村と云あり。此あたり延喜式和名抄のころまては。伊勢の桑名郡。尾津と云名は。もとより海邊なりけむ。其處の崎ならむ。於是始有痛身然精起之。還於尾張。爰不入宮筭媛之家。便移伊勢。而到尾津とあり。まことに伊吹山より下坐て。當藝野のあたりいませまては。なほ尾張の美夜受比賣の許に。還り坐むと所念つらむと。御身の疲勞。まご／＼堪。かたきま／＼に。國戀しく所念看む

御心の起りて。あるは國の御歌の。尾張へは還坐さす。倭は還坐さす。所
 還て。伊勢へは還坐るなるへし。伊勢より伊賀を記にも。尾張に還り
 坐さきて。伊勢へ還坐る。其所以とは記されざれとも。必き右の故あり
 けむ。と云れたる言なり。○停尾津濱進食。記云。到坐尾津前、一松
 之許。先、御食之時云々。記傳云。先、ついでの倭姫、命の御許を發して。東、
 國に趣き坐さきて。此地に來坐し。時と云。古の伊勢より東、國へ物さる
 大道の。今の如く。桑名より熱田。此尾津のあたりまで來て。吉蘇川の川尻
 を渡りて。古尾津は。此川の海に。尾張の津島のあたりを登て。年魚市縣よ
 至りしなり。其間凡て南は海邊にそありけむ。今津島より。甚目寺まで云
のあたりと。古の大道なりけむ。古は其甚目寺の門前まで。浪うちよせつな
と云。里人の語傳もあり。今は其あたりより。南へ海邊まで。二里はかりな
あるへし。古は其間の地。進食は。紀中食飲食など。みなミヲシスと訓り。
 記に訓、食云、表須。と見え。息長帯比賣命の大御歌に。表勢などあり。○

解一劍。置松下。記に一松之許とあり。記傳云。許は下也。今俗言に一本松
此尾津前なるは。今もかの八劍宮と云。○鳥波利珥。尾張になり。○多陀珥
地に。劍舞のねと云て。其蹟とのあせり。○鳥波利珥。尾張になり。○多陀珥
霧加幣流は。直に向在なり。此地のさま上に云るか如し。万葉四に夷乃
國邊爾。直向。六に淡路乃島二。直向。三大女乃浦能などあり。記よは。此
下に表都能佐岐那流の一句あり。尾津之崎在なり。上二句よりの連き
有方勝れり。○比答菟麻菟阿波禮は。一松可憐なり。記には阿波禮を阿勢
表とあり。記傳云。吾兄よなり。朝倉宮、段の哥にも阿世表とあり。又同
段の大御哥に。此記には。波理能記能延陀とある句を。書紀には。波利我
曳陀阿西鳩とあり。さて吾兄とは。松を賞愛親て詔へるなり。とあり。○
比答珥阿利勢磨。人にて在せり也。○岐農岐勢磨之鳩は。衣著せまじを
り。○多知波開摩之鳩は。大刀佩せまじをなり。波氣は令佩を切めたる
にて。令海を宇氣。令閉を伎氣。令向を牟氣と云と同例也。此格なほ

記云。此二句下上に替りて。太刀の方上た。衣の方下よあり。さてまた記には。此下は比登都麻都阿勢表の下句あり。記傳云。一首の意は。聞えたるまゝにて。御刀を失はせ。今まで存せたる功を賞てよみ賜へるなり。さてふと思ふには。此御刀は。此松の枝に掛置賜ひつらむと思はるれど。記にも所起其地と云ひ。香紀にも置於松下とあり。然には非ず。松下の地に置賜へるなり。然るを此松をかく置賜へるは。其木下に在る物なれば。松の守備りたるか如くなればなり。

速千能褒野。而痛甚之。則以所俘蝦夷等。献於神宮。因遣吉備武彦奏之於天皇曰。臣受命天朝。遠征東夷。則被神恩。賴皇威而叛者伏罪。荒神自調。是以卷甲戢戈。愷悌還之。冀曷日曷時。復命天朝。然天命忽至。隙駟難停。是以獨卧曠野。無誰語之。豈惜身上。唯愁不面。既而崩于能褒野。

野時年三十。

右の尾津の續き。記云。自其地幸到三重村之時。亦詔之。吾足如三重勾而甚疲。故号其地謂三重。とあり。其地は此次に自因甚疲。故号其地謂杖衝坂也。の二十四字も。此に在へき事上に云り。しか見されり。路次叶ひさる事。延佳頭書も。記傳にも云り。さて其より能褒野也。○能褒野。記に能頰野とあり。記傳云。伊勢國鈴鹿郡あること。諸陵式に見えて下に引けり。頰濁音也。書記には。能字を作られたれ。此野は。今其地形を見るに。大かた鈴鹿郡の北方半よも過て。皆野なる。其内に村里も數多あり。田畠なる地も多かれども。又遠々と廣き曠野なる處も多し。そへては一連の大野にして。上代のさまに當郡の東西の極までわたる。西方は漸に高くして。所は低き方より望れば。山の如く。内て。登れば上は又平なる野なり。方葉は山。海の五十餘原とある地も。此野の内。東方にて。東より登る處は山にて。上は平にて。西へ廣き野あり。なほ其

地之事は別に漸に登る地なれば。名義登り野なるへし。かくて西の極
 の高山並連きて。近江國の其中に野登山と云ありて。最高し。是も野と
 漸に登る故の名なるへし。さて此野の名。今は各所にて。或は廣瀬野
 と云ひ。或は鞠の野とも云て。これらは總ての名とも聞えぬを。古に能
 煩野と云しは大名よそありけし。此名は主人などあり○痛甚之。記云。
 自其幸行而。到能煩野之時。思國以歌曰。夜麻登波云々。又歌曰。伊能知
 能云々。此歌者思國歌也。又歌曰。波斯夜斯云々。此者片歌也。此時御
 病甚急とあり。此記にては右の御歌。御父景行天皇西國にての御歌と
 して。十七年の處に出せり。守部右の御歌を解て云。此時の皇子尊の御
 心の中を。何くれと想やり奉れば。真袖もぬると斗也。されど。天皇の大
 御歌とせしは。誤れる也。彼御時天皇御病の事もあらざるよ。命の真幸け
 ん人はなど。詔ふへきに非ぞ。其他も天皇には似つかぬ事多かりと云れ

たり。此事なほ故大御歌の下に云るを考合せへし。○蝦夷献神宮。神宮
 は伊勢大神宮なり。さて蝦夷と此宮に献らせ玉へるは。いがある御心に
 かあらん知つたし。集解に。按授草薙細於神宮。遂有成功。故至是献俘奏
 捷也。と云るは漢風の論なるへし。○愷悻還之。は古事記序にも。愷悻歸
 於華夏とあり。通證云。爾雅愷悻發也。註發、發行也。詩曰齊子愷悻。疏謂
 發、明行也。武野云。此意にして見るとまは。訓に今按。悻字疑行。字書軍勝
 之樂曰。愷悻周禮愷樂獻于社。左傳愷以入于晉。杜註愷、樂也とあり。されど
 縁起に。此事を凱歌而歸とめれば。古くは此記もまか有しものなるへし。
 凱歌、得勝、回軍、之歌とあれり。イタサトケテとあるに叶へり。されは悻
す。又可なりと云○冀曷日曷時復命天朝。此九字集解本よ。古本に據て移
 して。次乃唯曼不面の下に置れたり。されど本のまゝにてよろし。○是
 以獨卧。是以二字集解に。古本に先として削られたるはよろし。是以曼甲云

なり。○曠野。訓アヲノヲ。万葉集に荒野等とあり。等は用云。倭名抄引ニ私
記。曠野安食乃良。○愁不面。の愁集解に。古本に據て。憂字に改めたり。
 不面マナタリ云々。マノアタリの略なり。眼前の意なり。○崩記云。此時
 御病甚急。爾御歌曰。表登賈能。登許能辨爾。和賀於岐新。都流岐能多知。
曾能多知波夜。歌竟即崩。爾貢ニ上驛使。守部か此處の支意を解て云く。如
劍を忘れて。伊勢まで還らせ。今崩りまさんとして。思出玉ふやうに開ゆれ
とも。然ににはあらず。御劍の御心として。留らせ玉ひたるあり。御歌に其太刀
はやと。室はせしも。忘れ玉へるを歎きまし。禍はあらず。彼御太刀はれ其
にたひ玉はよ。こ。に。して空しく。命死やうの禍はあらず。彼御太刀はれ其
太刀はやと。今はの御歌なり。其もく。此神劍の。つひに熱田に鎮ら
へきよし。是も神代よりの御契也。けらし。既に伊勢神宮に坐し。ける程
り。此地に送りまさん神座の中。其一と坐て。皇子に從て東方には幸したれ
さもあらす。三種神寶の中の。其一と坐て。天皇の最重き天つ御重也。け
るに。後姁命の御心一つ。以て。いか皇子に授け玉ふへき。其以前に皇子
の帯也。此故に書記古事記は。ふむに安く。心うるは。縁起にも。既過鈴鹿山
いと。かたきにてありける。と云れたる。さる言かり。縁起にも。既過鈴鹿山
 病痛危迫。故歌曰。速登賈能云々。渡鈴鹿河中。瀨。忽隨逝水。時年三十。仍

號其瀨曰能知瀨。能知者命。終之詞也。今改爲長瀨記也。とあり。延喜式伊勢國鈴
 鹿郡長瀨神社あり。搦鴨曉筆に。近江國千松原といふ所に。はかなく
 成給ひ。白鳥と成て西を指て飛去給ふ。又三國傳記に見ゆ。とあるは異貌
なり。山根記に。近江風土記を引て云。大松原小松原在志。○時年三十。通證
賀。松原倉三代格第八。弘仁十三年大政官府にみゆ。○時年三十。通證
 或曰。恐脫ニ字とあり。二十七年の下に十六とありて。崩は四十二年
年連へり。なほ此神子の御
年紀の事後にも申すへし。

天皇聞之。寢不安席。食不甘味。晝夜喉咽。泣悲標擗因
 以大歎之曰。我子小碓王。昔熊襲叛之日。未及捻角。久煩征
 伐。既而恒在左右。補朕不及。然東夷騷動。勿使討者。忍愛
 以入賊境。一日之無不顧。是以朝夕進退。佇待還日。何禍

分何罪兮。不意之間。倭亡我子。自今以後。與誰人之。經綸
鴻業耶。即詔羣卿。命百寮。仍葬於伊勢國能褒野陵。

標擗。集解に。擗標に改めて云く。原作標擗誤。仁徳天皇即位前紀亦同。
文選長笛賦曰。擗擗擗。善曰毛詩寤擗有標。毛萇曰擗心貌。翰曰撫心
也。又七命曰。敦履爲之擗標。向曰驚心也。と云り。○未及擗角。元恭紀に。
自改歲至於總角云々。通證に。擗。俗總字。倭名抄總角和名阿分萬岐。今
按擗擗也。崇峻紀曰。古俗十七八間分爲角子。角子即總角。字出詩齊風。
疏云。總角其髮以爲兩角。字典曰。男女未冠笄曰總角。とあり。なほ總角
の事は。神代紀伊弉諾尊の。また此卷の解髮作童女姿。の下に云る事とも
見合すへし。○不意之間の訓。雄略紀に不意をユクリニと訓り。土佐日記
に。ゆくりなく風吹て。夕顔巻にさまよふ月に。ゆくりなくあぐかれん

事などあり。ゆくりなくのなくは。つれなく。まじりなくなどのなくに同
しくて。たくと云へるに同じ解なれば。ゆくりと云も意は同じきあり。○
倭亡。倭本本傳倭。字典に倭。本字とあり。神代。續紀光仁紀詔に。安加良米
佐須如事。久云々。とあるを。詔詞解に。此は思ひ掛す倭なる事なり。中昔
の物語書などに。あからさまに罷出。なと有る。卒に忽と少か物する事。
借暫時も目を離たぬ事を。あからめもせと云も。倭に忽と。少く他へ目
を移さず。あからめと云なり。此にあからめとあるも。爲と云に同
し。目を指り。物を見違る事也。然れば此言の。物を目を着て守居る程。倭に
忽と他へ目を移さ如くと云事也。とあり。是にて心得へし。類聚名義抄。眞
と訓。此も倭に御子を見失ひ玉へるよしの。御言として叶へり。○能褒野陵
は。諸陵式に能褒野墓。日本武尊在伊勢國鈴鹿郡。兆域東西二町。南北二
町。守戸二烟。續紀に。大正二年八月。倭後建命墓。遺とある是なり。此御陵

は近き頃まで。さたかならざりしものと。記傳に。龜山驛と荏野驛との間。大道の北方。名越村近き地に。丁子塚と云あり。周社文許なる圓き山にて。東方へ長く引たる尾あり。此形を以て。丁子塚とは云なるへし。内に石構あり。土物を掘出ることありと云。又其山の廻りに。やう離れて小丘五ありと云り。此冢の未。行て見されとも。其形状を聞に。是も上代の陵墓のさまよてはあるなり。と試よ云たかれし。まことに。此尊の御陵ありとて。此名越村なるに定まりつときければ。なほ其委しき事ともは。其證を得て載せへし。○葬の事。次よ云。

時日本武尊化白鳥。從陵出之。指倭國而飛之。群臣等因以開其棺櫬而視之。明衣空留而屍骨無之。於是遣使追尋白鳥。則停於倭琴彈原。仍於其處造陵焉。白鳥更飛至河内。留

舊市邑。亦其處作陵。故時人号是三陵曰白鳥陵。然遂高翔上天。徒葬衣冠。因欲錄功名。即定武部也。是歲天皇踐祚四十二年焉。

化白鳥從陵出之云々。記云。於是坐倭后等。及御子等。諸下到而。作御陵。即匍匐廻其地之那豆岐田。而哭為歌曰。那豆岐能。多能伊那賀良通。伊那賀良通。波比母登富呂布。登許呂豆良。於是化八尋白智鳥。翔天而向濱飛行。爾其后及御子等。於其小竹之荊拔。雖足踏破。忘其痛。以哭追。此時歌曰。阿佐士怒波良。許斯那豆牟。蘇良波由賀受。阿斯用由久那。又入其海塩。而那豆美行時歌曰。宇美賀由氣婆。許斯那豆牟。意富迦波良能。宇惠具佐。宇美賀波。伊佐用布。又飛居其磯之時歌曰。波麻都知登理。波麻用波由迦受。伊蘇豆多布。是四歌者。皆歌其御葬也。故至今其歌者。歌天

皇之大御葬也。とあり。記傳に。白知鳥は。記には白鳥とありて。此記にも御陵の名。白鳥とあり。仲哀巻に詔曰云々。父王既崩之。乃神靈化。白鳥上天云々。とも見ゆ。何鳥ならし詳あらざる。通証熱田縣起日。白知鳥。不食白鳥。又云。横岐國高松有白鳥。明神相傳。祭式集。土俗不食。鶴。などあれと定められたし。万葉四に。白鳥能。鳥羽山松之。尤。白鳥。鷲坂山。などともあり。さて其を此に白智鳥としも云る由も詳ならざる。化は葬奉りし倭建命の御屍の。化鳥たまへるなり。○指倭國而飛。記には翔天而向濱飛行。記傳云。向濱と指倭國とあると異なるに似たり。倭國は西方なるに。鈴鹿野より。されと回流行坐むには。方にも拘るへきにあらざる。鈴鹿野能。須野より。波に向ひ往き坐むには。老。野河曲。海に亘りて。此三野並て。と云り。さてまた鈴鹿なる石藥師。寺と。高寄山と号く。高寄は高飛にて。此あたりの舊名にて。石藥師。野も。舊名は高飛と云り。其の倭建命の白鳥に化て。飛去坐しより。起れる名ありと云傳

ふと。是も記傳に云り。○槻。類史本作檜。○明衣は。儀禮士葬禮に。明衣裳用布。賈公彦曰。所以親身爲主潔。又論語註に。被土にて。死者の衣服を明衣と云けるを。假て書るまでなり。本にミソと訓るよろし。○屍骨無之。漢土にもかゝる類の事あり。通に有て。これを尸解と云ふよし。平田翁の説あり。○倭琴彈原は。原永本本琴に作る。されと原の字なるへし。六帖歌に。ぬ。記傳云。允恭巻に琴引坂とあると。同地にやあらし。其御陵は。今葛上郡富田村と云に在て。今も白鳥御陵と申となり。彼仲哀紀に。陵城之池に。白鳥を養て親つと慰むと。詔ありし。此倭なる御陵にやありけん。○白鳥更飛至河内留舊市邑云々。河内下永本。本國字あり。記よは琴彈原の事はなくして。直に能夜野より。故自其國飛翔行。留河内國之志幾。故於其地作御陵。鎮坐也。即号其御陵。謂白鳥御陵也。然亦自其地。更翔天以飛行とあり。記傳云。河内之志幾は。和名抄に河内國志紀郡志紀鄉あり是へ。神

名帳は同郡志貴縣主神社。また志紀、長吉神社ナカニなどあり。さて是を記し留舊市村と有。其の和名抄河内國古市郡古市郷ある是也。古市郷は志紀郡の南に連きて。今も古市と云地。志紀郡の郷より遠からざれり。上代には其あたりまでかけて。大名を志紀と云けん。されり舊市邑とあるも。志紀の内にて。異地には非し。熱田社寛平縁起には。更飛至河内國志紀郡。留古市邑とあり。さて舊市と云も。一邑の小名にて。本よりありし以て記されたるに非ず。又は其はヤ、復の名なるを。記は復の名を以て記されたるに非ず。古へは志紀郡なりしか。復には隣郡に屬たる地。を得彼此あるへし。舊市は本は志紀の内をりけん事決し。○作陵。此御陵今も古市郡古市にあり。河内志云。陵上有祠稱伊岐宮。泉州大鳥神社統紀曰。石津者孝德天皇造伊岐宮之日。其石從讚岐國。運置此津。仍名。と云り。さて仁德紀六十年。差白鳥陵守等。充役丁云々。於是天皇詔之曰。是陵自本空。故欲除其陵守。而甫差役丁云々。無動陵守者。則且授土師連等とあるは。此なる陵なるへし。○白鳥陵。記傳云。白鳥は讚岐國乃地名は和名

抄に之曰止利とあれと。昔記万葉などの國に依て。斯も登理と訓つ。万葉九なるは。今本にレロトリとあれと。其も大帖にはレウとあれは古は然と讀む。河内の古市なる御陵。今も白鳥陵と申なり。号是三陵云々とあるは。能煩野のとも。琴彈原のとも。舊市のとも。皆白鳥陵と云となり。然れとも。記の趣はたと河内國なるをのみ。白鳥陵とは云如く聞えて。能煩野なるをも然云りとの聞えと。傳の異なるにやとあり。○高翔上天。記には翔天以飛行とあり。古語に天翔と云る。みな天路を高く翔る事也。此に上天とあるも。同じく大虚に上りゆくさまを云るなり。天上へ登り坐るにはあらず。貴人のみまかりたるを。神上りと云るも即是なり。是縁起よ。舊市天とあり。○徒弄衣冠。記傳云。此はいかなる事にかあらむ。白鳥に衣冠あるへくも非れは。此命の衣服などを將來て。琴彈原又舊市の御陵に埋收しにやあらん。○定武部は。記に此尊の御子稻依列王者。建部君等之祖。とある記傳に。出雲風土記。出雲郡建部郷。所以号健部者。遷向槍

代官御宇天皇。勅不_レ忘_レ朕御子倭健命之御名。健部定給。爾時神門臣古禰
 健部定給。即健部臣等。自古至今。猶居_二此所_一故云_二健部_一。此神門臣古禰は。建部に定られたる中の一人なり。建部此一人に限れるとある是なり。建と云は。即倭建命には非ず。國々に多く定められたり。の御名を取れる稱なり。さて稻依列王は。御子に坐故に。其御子孫。此建部之輩を帥掌り玉ふに因て。建部君と云姓を負玉へる。かくて諸國に建部と云地の多き。此建部の部の住居るより負へる名。右に引る出雲風土記にて。皆建部へし。和名抄に伊勢國安濃郡建部。此建部を太介無倍とあるは。多禰流倍を。流を音便し無と云るなり。記にもタケル。神名の使徒も多禰と唱へ來つれ。凡てのタケルへと訓へき。似たれども。美濃國多藝郡建部。石津郡建部。出雲國出雲郡建部。美作國真島郡建部。備前國津高郡建部。神名帳に。近江國栗太郡建部神社。など見ゆ。此外にもと云り。○是歳の下。類史に也字あり。此十一字行なり。と云る説もあり。なほ考へし。或人云。これは征伐の間をあらしめたるなり。然見されは是云々は徒なる文なり。と云れたれど。いかいあらん。

五十一年春正月壬午朔戊子。招群卿而宴數日矣。時皇子
 稚足彦尊。武内宿禰。不參赴_二于宴庭_一。天皇召_レ之問其故。因以
 奏之曰。其宴樂之日。群卿百寮。必情在_二戲遊_一。不存_二國家_一。若
 有_二狂者_一。而伺_二牆閣之隙_一乎。故侍門下。備_二非常_一。時天皇謂之
 曰。理灼然。灼然此云。以耶知果。則異_二寵焉_一。秋八月己酉朔壬子。立稚足
 彦尊爲皇太子。是日命武内宿禰爲棟梁之臣。
 戊子。七日也。○招群卿。招熱田本作詔と。集解に云り。さて類史校異よ。
 蓋類史古本作群臣卿。後人據_二本史_一。注_二同異_一。而錯誤撓入也。今定以_二卿爲
 行_一。とあり。○灼然の上。考本又信友校本理字あり。然るへし故今補ふ。○
 棟梁之臣。當時の_二名目_一あるへくもあらざ。たゞ臣等の上と定め玉ふ

を。後よりかく書るものなり。棟梁は群下を總へしむるを釋私記に可謂大臣之始一殿と云るもたかへり。大臣オホウラキになり給へるは。成務天皇の御世の事あり。さて棟梁を。本にム子マチキミ。ム子トルマチキミ。あとよめる。ム子の約なるへし何れも棟梁の字によりて。訓るものにて。古言にめらそ。音讀にさるより外。叶へる訓あるへからそ。

初日本武尊所佩草薙横刀。是今在尾張國年魚市郡熱田社也。於是所獻神宮蝦夷等。晝夜喧譁出入無禮。時倭姫命曰。是蝦夷等。不可近於神宮。則進上於朝庭。仍令安置御諸山傍。未經幾時。悉伐神山樹。叫呼降里而脅人民。天皇聞之。詔群卿曰。其置神山傍之蝦夷。是本有獸心。難住中國。故

隨其情願。令班邦畿之外。是今播磨讚岐伊豫安藝阿波。凡五國佐伯部之祖也。

初日本武尊云々。通證に。以下三節疑前年錯簡と云り。此に在てはけに不類なりかし。されと善本を得るまでには。本のまゝにてあるへし。○草薙横刀の。熱田社に鎮り坐る事は。已に神代記に云り。なほ此時の事は。縁起云。倭武尊奄忽遷化之後。宮酢姫不違平日之約。獨守御床。安置神劍。光彩亞日。靈驗著聞。若有禱請之人。則應感同於影響。於是宮酢姫會集新舊。相議曰。我身表蒼昏曉難期。事項未暇之前。占社奉遷神劍。衆議感之。定其社之地。有楓樹一株自然炎燒。倒水田中。光焰不銷。水田尚熱。仍号熱田社。また尾張風土記に。日本武尊謂宮酢姫曰。此劍神氣宜奉齋之爲吾形影。因之以立社。熱田。鄉爲名也。伊弉本に因以立。また鎮坐記云。四十三年。一云四十九年。社由野爲名也。

己未。經菅大宮。又按曰。合祭素盞烏尊。分二種寶物。宜奉織土之御管。木之御管。又卜定宮地者。以大神之勅。造宮之制者云々。按舊記。以寶劍奉祀。為四十一年辛亥。非也。などあり。參考の頭書に。此二種寶者。蓋指劍燧。鼎謹按。武尊凱旋。神劍留在尾張。蓋在景行天皇四十一年。此時宮姬年十七八。少則不嘗也。其後姬身衰耗。始建社藏之。已曰。衰耗。年可五十。多則不嘗也。通而計之。建藏應在成務天皇十六七年。疑不能定也。故今姑以留在之日。為鎮坐之年亦可矣。とあり。○宣辭。私記に奈利止與久とあり。舒明紀にも諛謹をしう訓たり。トヨキはトヨミと通はしても。古く云しなるへし。○無禮。通證に。宇夜敬之謂。宇與為通とあり。類聚名義抄。禮代をウヤシロと注せり。○倭姬命。本に姬字を脱せり。今古寫本ともに依て補ふ。○不可近於神宮。本に近下就字あり。集解に。熱田本無。傍訓接入。とあり。○神山。神名帳大和國城上郡大神大物主

神社是なり。万葉二。神山之山邊真蘇木綿云々。また七三辨帛取神之祝我鎮齋志原。なとみな美和と訓り。○播磨讚岐伊豫安藝阿波凡五國佐伯部。本に伊豫を伊勢に作る。大日本史に。伊豫諸本作伊勢。今據無永本訂之とあるに從る。永本并河本は預に作れり。伊勢とあるをたすけて内山氏云。久爾津は人名也。景行紀日本武尊東征。國津神を伴にして。都へ上る其伴を令班拜敷之外。是令播磨讚岐伊勢云々。これふよるに。伊勢國へも。班ち置し事ありけん。姓氏錄。依は。伊勢は伊豫國の誤と聞ゆれとも。一偏には定かたし。久爾津神社は。蝦夷の首。國津神と聞ゆと云へりされとも。よく考へし。まつ佐伯は。釋紀公望私記曰。祭歷錄。其毛人等旦夕咩咩。其聲嚴厲。故倭姬號為佐祢毗。今謂佐伯是也。とあり。されと佐祢毗の義とさるはよからき。此は蝦夷人のさはめきしより。名れしなり。應神紀三年。處々海人訕詭之不從。王命。訕詭此云々。諺曰。佐磨阿摩者。其是緣也。とある訕詭。訕。詭也。難。と。同し。また鳥の轉と云も同し。谷川氏云。日本紀に。韓語をからさへつりとよみ。源氏に海人の物いふを。聞し

らぬ事さへつりてと云り。今も開分かたき人のよとはをぞへつるとい
 おめり。侏儒鳩舌の意也。万葉に言さへくとも。韓ことさへくとも。見え
 たるこれなりと云れたるか如し。按。韓ことさへくと云詞は。万葉よみし。さ
 へつるやからと。枕言につひけたるはあ
 り常陸風土記。昔在國粟。俗語。都知久母。又
 云。夜都賀波岐。山之佐伯。野之佐伯。とあるも
 是なり。さてまた姓氏録に。右京皇別佐伯直。景行天皇子。稻昔入彦命之
 後也。男御諸別命。稚足彦天皇御代。中分針間國給之。仍号針間別。男阿
 良郡命。一名伊許自別。伊許自別命以狀復奏。天
 皇詔曰。宜汝為君治之。即賜氏針間。別佐伯直。直者。伯直者。前姓也。直者。爾
 後至。庚午年。脫落針間列三字。偏為佐伯直。とあり。素より俘囚なりしを。
 上。于時青葉葉。自尚邊川流下。天皇詔應川上有人也。仍差伊許自別命。
 往問。即答曰。已等是日本武尊。平東夷時。所俘蝦夷之後也。散遣於針間
 阿藝阿波讚岐伊豫等國。仍居地為氏也。後改為伊許自別命以狀復奏。天
 皇詔曰。宜汝為君治之。即賜氏針間。別佐伯直。直者。伯直者。前姓也。直者。爾
 後至。庚午年。脫落針間列三字。偏為佐伯直。とあり。素より俘囚なりしを。

佐伯と云ひは論なきを。其佐伯等を掌る人よも。佐伯の姓を玉ひしゆ
 系。夷種の外に。皇別の佐伯もあるなり。さて讚岐伊豫よりは考なし。安藝
 なるは。倭名抄安藝國佐伯郡佐倍木あり。此國の佐伯郡の事。仁徳天皇
 三十八年に見えたり。阿波は。神代紀に粟國とあり。此國なるも考なし。
 初日本武尊。娶兩道入姬皇女為妃。生稻依別王。次足仲彦
 天皇。次布忍入姬命。次稚武王。其兄稻依別王是犬上君。
 武部君凡二族之始祖也。又妃吉備武彦之女。吉備穴戸武
 媛。生武卯王與十城別王。其兄武卯王。是讚岐綾君之始祖
 也。第十城別王是伊豫別君之始祖也。次妃穗積氏忍山宿
 禰之女第橘媛。生稚武彦王。

兩道入姫皇女は。垂仁天皇の御女日本武尊の御姑に座にて。御母の大国之淵之
 女。第新羽田刀辨ハヤヒなるよし。記に見えて。已に垂仁紀に注せり。此紀は。後記は。漏たれど。仲哀 ○妃。仲哀紀には。母皇后曰。兩道入姫命。とある。後記に追
 尊したる稱なり。○稻依列王。記には。又娶近淡海之安國造之祖。意富多
 半和氣之女。布外遲比賣。生御子稻依列王。一とあり。記傳云。名義稻は字
 の如くなるへし。依り宜あり。舊事紀よ。別に稻入列命と云もあれど。別
 よはあらし。さて紀よは。兩道入姫命の御腹にて。御長子とせるは異な
 る傳へなり。御母は。其御名は依て。まされつるなるへし。其は實は別なるが
 御名の似たるに依て。混て。記の傳の方は。一になれるか。はた
 なるか。まされし此記の傳の方は。別。但し御腹は如何まれ。帶中津日子
 命の御名に依に。此王は必御長子に坐せむ。とあり ○足仲彦天皇。記
 云娶伊弉米天皇之女。布多遲能伊理比賣命。生御子帶中津日子命。一とあり
 御名義足は字の如し。仲彦は。第二御子に坐し故の御名なり。仲哀紀
 に。しか

見たり。○布忍入姫命。記には此皇女なし。景行天皇御子に淳熨斗皇女あり
 ○稚武王。記云。又娶其入海第橋比賣命。生御子若建王。一とあり。此紀に
 は。第橋媛の生ませるは。稚武彦王として。別よ舉たり。異なる傳なり。
 舊事紀に。稚武王。近江建部君。官道君祖。とあり。建部君の事は次よ云。官
 道君は。記に建貝兒王者。官首之別等之祖。とある。官首の官道にて。例の
 御兄弟の間の傳の紛れにて。官道君祖は。武貝兒王なるへし。さて其地
 は。和名抄に參河國寶飯郡官道美也。辨ある是あり。官道山と云。も此地なり。と記傳
 よ云れたり。氏人。續後記三代實錄新國史等出たり。 ○犬上君。犬上り。和名抄近江國犬上以
 三郡。万葉十一に。狗上之。鳥籠山爾有。不知也川。記に。此王の御母。近江
 國人なれば。此姓由縁あり。天武紀十三年十一月。犬上君賜姓曰朝臣。姓
 氏錄左京別犬上朝臣。出舟。謚景行皇子日本武尊也。氏人は。齊明紀に犬
 上君白麿。孝徳紀犬上健部君あり。この健部は名か。姓にあらす。聖武孝謙間に。左京人

夫上朝臣真人。東大寺古文書に見ゆ。桓武紀に。夫上朝臣望成。光孝紀近江檢非違使權主典前夫上郡大領夫上春吉見えたり。○武部君。武部の事は上云云。記傳云。建部君氏處々に有りつとれほしき。書事記に。桓武王に。阿努建部と云も有り。此は伊勢のなるへし。又同書五中に。此の建部君は。何國のならむ定めかたし。武部云。通證に。神名帳近江國栗太郡建部神社。今在武部近江の。姓氏録に。皇別建部公。夫上朝臣同祖。日本武尊之後也。と見ゆとあり。なほ上の定武部の下也。記云。稻依列王者。夫上君建部君等之祖。氏人は。辨德紀近江志賀國大毅建部公伊賀磨賜朝臣。とあり。日本後紀弘仁六年正月。外從五位下建王部公豐益あり。王はもし外記日記朱雀帝時。右近衛將監建部春則。除日大成鈔後冷泉帝時。攝津大目建部宿禰久武あり。後に宿禰を賜へるなりけり。氏族志に。建部氏族居大隅者。曰。彌腹氏。近衛帝時。有國人建部宿禰親助。即其先也。 彌腹氏書島津文書。按彌腹家譜爲平重

盛之後とあり。○吉備穴戸武媛。記には。娶吉備臣建日子之妹。大吉備建比賣とあり。女と妹と異なり。穴戸は式備中國下道郡穴門山神社また上備以渡穴海と云るもあり。和名抄備後國安那郡是なり。 ○武卵王。本に卵を鼓に作る。鼓ハ鼓の誤にて。字書ハ卵甲と注せる字なれば。卵と同く。加比古に用たるあれば宜しけれと。次ハ武卵王とあれば。なほ卵字の方勝れり。故今中臣本永享本集解據熱田本段 本ともハ從ハ。又信友校本には。二處とも鼓に作れり。とれもあしからず。記には建貝兒王一とあり。舊事記ハ。別に武菴命と云をも奉。名義。記傳に卵或は 蓋あどに由ありしかと云り。此王の御墓。また其外の御事蹟とも次に云○十城列王。記には此御子なし。さて建貝兒王者。讚岐綾君。伊豫之別。登表之別。麻佐首。宮首之別等之祖。麻佐首未詳。宮首の事は右に云り。とあるに依て。記傳云。書紀に武卵王の同母弟に。十城列王ありて。是伊預別君之始祖也。とあるは。此記と傳の異なるにて。其は此記に依て云は。武卵王登表之別。伊豫

列君とありしを。書紀は誤て。登表之別を。別に一柱の御子の名別王として。伊豫列君を。其未とせるなり。若然らば。登表は必地名なり。其地を得よ考ふへし。若又書紀に依て云ひ。十城列王を。記には誤りて。登表之別と云姓として。伊豫列君をも。共に建貝兒王の未とせるなり。若然らば。登表は御子の名なり。必地名とも決めたし。此は何れか正しからむ。決め難けれど。何れにまれ。彼御名十と。此登表と元一こととそおもはるる。と云れたる。後の考の方宜しかるへし。神名帳頭注に。肥前國松浦郡田島神社。仲哀帝弟推武王也。號上松浦明神也。志々岐神社。推武王第十城列王也。號下松浦明神也。一説に。神功皇后新良より還幸の比。從ひ奉る。イチハヤ丸と云ふ人の靈を。神島に祭る。神島明神と云。此人の兄を。トヲキワケ命と云ふ。志自岐神社は。其靈をまつれる也とも云へり。と云り。されど田島神社家説に。宗像同体云々。和名姫社と云へれば。此説はいかゞあらむ。誤なるへし。○讚岐綾君。和名抄讚岐國阿野綾郡これ也。今は綾北條綾南條とて。二郡に分てり。天武紀十三年十一月。綾君賜姓曰朝臣とあり。姓氏

録には見えど。松岡調云。此氏人は。續日本紀に。延暦十年九月戊寅。讚岐國阿野郡人綾公麻呂等言。已等祖庚午年之後。至于已亥年。始蒙賜朝臣姓。是以和銅七年以往。三比之籍並記朝臣。而養老五年造籍之日。速校庚午年籍。削除朝臣。百姓之憂無過。此甚。請據三比籍及舊位記。蒙賜朝臣之姓。許之。庚午年は。天智天皇九年。已亥年は。文武天皇の三年に當れば。當時在京の一族に賜はりしにて。綾君の總て賜はりしに非ず。其は已亥年始云云とあるにて知るへし。次に引る始細武主等も。いまだ公の姓なりし由なれば。同姓にありても。外にある者は。功勞ある。また續日本後紀に。其一族々々へ。殊に朝臣の姓は許されしものならむ。また續日本後紀に。嘉祥二年三月戊申。讚岐國阿野郡人。内膳掌膳外從五位下綾公始繼。主計少屬從八位上綾公武主等。改本居貫附左京六條三坊。と見えたるに。姓氏錄左京皇別に。綾姓を載せざるは如何あらむ。綾公系圖に。日本武尊。次武卯王。号讚次爾彌麻命。次奈思爾麻命。次竈王。次多富利別命。一本は多富利と。太次日向王。始賜綾次多郡君。次依志君。又曰。依志之古別命の二人とす。

一本の意之古を次奴乎古君大人古一本の意之古次墜石七尺強力次大山麻呂。
 依志君の子とす。次業長。次捨一本に載次季世。次百行。次能
 臣。臣を一本に作る。日と見ゆ。されと是も亦。いつれの御代の人とも記され
 されの詳ならず。全史史記、君、世記に。綾氏曰。靈王子曰。彌摩。其子曰。素鬼。爾
 於城山北邊。而壯麗也。國人辨之曰。城山長者云々。真玉亦有二子。長曰。益甲。爲。嗣
 次曰。黑丸。卜居於乘。限。釀。小。麥。爲。酒。其味甘烈。自以爲美。獻之。允恭天皇。天皇賞之。
 賜。其。枝。一。日。鶴。以。足。踏。其。地。頃。刻。清。泉。涌。出。夜。中。星。照。燦。々。如。玉。因。名。其。泉。曰。玉。井。
 又。名。其。野。曰。鶴。足。其。里。曰。粟。限。亦。此。緣。也。多。富。利。則。子。曰。日。向。王。其。子。曰。多。那。君。天
 雨。火。民。作。石。室。是。時。也。其。子。曰。依。志。君。其。子。曰。志。之。古。君。其。子。曰。奴。古。君。勅。定。封。境。
 是。時。也。其。子。曰。堅。石。麻。呂。舒。明。帝。嘗。巡。行。於。此。邦。陪。臣。堅。石。麻。呂。家。其。子。曰。大。山。麻。呂。
 是。時。孝。德。帝。諸。國。置。國。司。大。山。麻。呂。卜。居。於。林。田。鄉。以。爲。居。於。國。司。其。子。曰。圓。呂。
 麻。呂。天。武。帝。賜。姓。綾。公。其。子。業。長。是。時。元。明。帝。勅。建。一。官。於。香。川。郡。大。野。鄉。田。村。其
 子。曰。兼。拾。時。聖。武。帝。勅。建。國。分。寺。及。尼。寺。於。阿。野。郡。新。居。鄉。其。子。曰。季。世。其。子。曰。百
 行。弘。仁。九。年。九。月。多。度。郡。産。一。身。二。頭。牛。其。子。曰。能。以。云。々。此。れ。も。諸。書。に。載。在。せ
 る。を。拾。ひ。聚。て。配。り。當。たり。と。見。ゆ。爰。に。益。甲。黑。丸。と。兄。弟。二。人。と。爲。る。は。い。か。か
 三。代。物。語。に。酒。部。益。甲。黑。丸。所。謂。城。山。長。者。是。也。云。々。益。甲。釀。爲。酒。味。甘。烈。黑。而
 清。名。之。曰。黑。丸。酒。以。獻。允。恭。天。皇。天。皇。嘗。之。大。喜。因。賜。姓。字。曰。酒。部。益。甲。黑。丸。云。々
 又。大。公。傳。記。に。も。此。緣。に。記。た。れ。は。此。傳。七。正。し。ら。む。日。向。王。と。綾。公。系。譜。に。賜。
 綾。大。領。と。あり。僅。馬。樂。我。門。に。安。也。女。乃。已。保。利。乃。大。領。乃。云。々。と。見。ゆ。は。た。る。此。

氏人をさしたるか。他國に安也といふ。郡名の無れはなり。今阿野郡國分村綾
 坂と。額坂との追分の田間に日向孫といふかあるは。此王の墓ならむといへ
 り。爰に日本靈異記に。聖武天皇御代。讚岐國香川郡坂田里有二富人。夫
 妻同姓綾君也云々。と見え。まに全讚史に。讚州十一郡戸主。阿野郡綾君
 足部。城山長者亦綾氏。など云事もありて。其後裔數多に支別たり。抑此
 武寂王の本國に任られて。綾君の始祖となり給へりし事。讚留靈公記。
 この記全略の二本あり。然るに讚留靈公は。綾君の始祖武寂王なるに。彼書
 にいたりて。酒部和氣の兩祖にかけたるは。いみまき非親なり。其は此記の
 奥書に。酒部。益。甲。或。得。寶。珠。記。等。の。數。々。の。舊。記。あり。ま。に。據。て。記。せ。し。由。な。れ
 は。其。時。誤。り。つ。く。れ。る。者。な。ら。ん。か。し。と。本。書。は。真。の。舊。記。と。見。ゆ。れ。は。是
 非を辨へ見ば。抹る。また讚留靈記と云書にもくはしく記したり。此記は。圖
 へき所も亦多し。 又。中山。友。安。秋。山。增。田。津。田。堀。原。等。の。數。本。そ。の。景。行。帝。二。十。三。年。南。海。有。大
 魚。恒。居。土。佐。海。南。時。出。游。于。阿。波。鳴。門。讚。岐。推。門。伊。豫。水。碕。之。間。突。兀。起
 濤。覆。舟。食。人。於。是。乎。舟。行。殆。絕。矣。南。海。刺。史。請。闕。奏。帝。延。命。播。磨。武。夫
 曰。汝。往。矣。惟。時。懸。我。武。夫。護。倭。武。尊。曰。神。武。雄。略。臣。不。如。皇。子。帝。曰。俞

延命倭武尊曰。往哉其能有勲。越明年春正月。尊步自京師。至吉備穴海。而暇大魚之動靜。時大魚居椎門。現尊舟將吞之。遠遁避之。於是尊造臛臛。設兵刃。具火功。而待之。大魚入南溟。不知其所在。延命諸州。察其去來。尊次于穴海以待之。吉備武彦女穴戸武媛。寵於尊。而生武鼓王。秋八月大魚出于鳴門。為暴已甚。是時風惡湓流雷响。波濤山頽。不可以舟矣。二十五年春三月。大魚至椎門。尊聞之來次于綾川上。延率壯士八十人。乘臛臛。又潛匿猛火於舟中。誘使大魚吞之。火炎腹中。腸胃俱焚。且刺以兵刃。大魚遂漂。至安益郡福江浦。八十人者皆觸毒。如醉如死。尊獨自若也。有童子持瓶水來獻尊。尊飲之。身神愈精明。使八十人者飲之。則須臾咸蘇。因名曰八十蘇水。在于天王。向童子蓋地主橫潮神也。延使人馳奏捷。帝聞之而大喜。尊遂讓功於武鼓王。使之留而守是邦。々々人稱之曰讚留王。二十八年詔封為讚岐國造。改曰武卯王。實綾公之始祖也。壽一百二

十五號。葬于玉井。南海之民立廟。歲時祀之。號曰綾讚留王大明神也矣。
上に云る如く。此記數本傳れる。皆大同小異ありて。讚留王の事を。或は神
 神王なりとも。又は大確命なりとも傳へたれど。綾公之始祖とあれど。此指田
 本を正傳と爲すべし。されど本文に。封爲讚岐國造と見え。さて此大魚の暴害
 えたるはいか。中山本に封以綾郡とあるに據るべし。
 を爲し事。日本紀に。景行天皇二十七年十二月。日本武尊の熊襲と平定
 て還給ふ段に。到吉備以渡穴海。其處有惡神則殺之云々。また二十八
 年三月乙丑朔。日本武尊奉平熊襲之狀云々。是以西州既證。百姓無事。
 唯吉備穴濟神。及難波柏濟神。皆有害心。以放毒氣。令苦路人云々。故悉
 殺其惡神。並開水陸之徑。天皇於是美日本武尊之功。而異愛焉。とあり。又
 古事記同段には。還上之時。山神河神。及穴戸神皆言向和而。參上云々と
 もありて。紀の傳を記傳よかく同所の惡神の事同さまに。二度見えた
 るは。一事の紛れて。二よなれるか。はた前なる穴海は。此記の如く。長
 門のなりけんか。後なる穴濟と紛れて。吉備といなれるか。何れよまれ

紛れあるへし。と見ゆ。其のとまれかくまれ。此椎門の大魚も。其惡神或
 は穴濟神と云内の一なるを。本國にては。如此委しく傳はりたるあり。
 さては年紀も大かたよかなへり。紀の放毒氣。令苦路人。また殺惡神。
 並開水陸之徑。なとあると。本文の趣とを考合せへし。爰に武鼓と武卵
 とを。別名とせるに。殺字を古く鼓と誤り來れるに據りての訛傳にて。
 殺も卵も共よカヒコなり。又まの讚留王の名義詳ならず。記傳にさるれ
 いと云は。いかなる由の辨にかあらむ。讚留靈と書は。後人の當たる文
 字なるへし云々。西讚府志に。留ハ奴ヨリ轉リタルニテ。讚岐ノ岐ヲ略
 キテ。シカ呼ナラヒシニヤ云々。と云るに竹取物語に。さるきのみやつこ
 云々。と云事もあれば。由あるか。此物語の解にさぬきと改たるはいか
 と。尚考ふへし。又八十餘水。今ハ八十八の水と云ふ。白峯寺縁起に。野
 澤井として。清水のあるに。玉體をひやし申云々。とある即是なり。横瀬神

は今も横瀬明神とて。福江村の山上に在り。又玉井とは。玉藻集に玉井
 村と有て。井上郷の舊名なりとぞ。元玉井と云井あるより。出たる郷名
 にして。此井の事も。公胤記に見えたり。又友安本等に。仲哀帝八年九月十
 五。日。餘百二十五而覺。と記せるは
 神齡を。城山神社の社傳に。神神玉よかけたるは妨なかるへし。如何。此年月及
 然れハ武殺王に。直に綾の氏を賜へるよめらて。讚留靈記等も傳はり
 たるやうの。緣由有しまよと。綾郡を封せられて。住居給ひて後。皇族
 にて代々まします間に。其居所の地名によりて。綾の姓氏を賜はれる
 なるべし。さるからに。紀にも綾君之始祖。とは記されたり。上に引る全
 麻呂。天武帝賜姓綾公。と云るは。紀の十三年に綾君賜姓曰朝臣。と有を誤り記せ
 るなり。始て綾氏を賜へるは。是より以前の事なりしに。論ふまてよも非ず。公
 胤記。また重記中尾本等に。藍子胸間點同耶。故考るに綾君の祖。武殺王の御
 字。故以綾爲氏姓。と有は。佛意の俗傳なり。故考るに綾君の祖。武殺王の御
 代に。専ら養蠶の業のひらけて。綾絹と織出しならん。郡名の阿野と
 云るも。是より負るなるべし。故武殺王の殺。また卵も。又貝兒も借字に

て。舊事紀に武養靈命と云を。別は載たれど。此武敷王の御名の。外の古
 書に傳れるを。字の違ひたるより。別王と思ひて。擧たるものあらん。如
 此て養靈は正字よて。敷卵及貝兒も借字なる事。又郡名阿野といふ事を
 も思ふへし。和名抄本國郡名の段。阿野綾と有にても著し。既に讚陽
 簪筆録に。延喜式。讚岐貢物有二窠綾。七窠綾。小鷗鷗綾。舊綾綾云々。郡
 所以得綾之稱。蓋有以也。また全讚史にも。延喜式讚岐國貢物有二窠綾
 云々。皆此地工人所織出也。郡名從是出也。なともいへり。今郡内鴨村
 云有は。其綾細を始て織出し者の塚な。かくて住居給ひし所。何處そと
 らんと。或人の云るも。郡よし有て開ゆ。かいて住居給ひし所。何處そと
 いふに。靈記秋山本に。故國人稱讚留王。然而築城郭於綾城山。居焉久矣。
 また全讚史も。眞玉稱靈於城山北邊。而社置也。國人稱之曰城山長者云々。とあ
 り。眞玉は武敷王より三世寵王の二子なり。三代物語も。酒部益甲黒丸所。謂城
 山長者是也。武敷王四世孫。眞玉子也。云々。なともあり。とありて。今も城山
 の北嶺。長者屋敷と云。やと平けたる地ありて。礎など存在せり。必此

所なるへし。城山神社の舊地なりと云説もあれど。於是この王甚壯健
 おはしとかは。上なる靈記の。大魚に吞れたりと云段に。八十人者皆。公胤
 記大日記等。仲哀天皇八年九月十五日。齡百二十五而薨。讚岐府志。仲
 足郡井上。と見えたるか如く。いみしき長壽にはおのまけり。上は引る府
 志に。御墓は。井上郷下法敷寺村あり。今
 此は。井上郷にも。別館の有しか。又は。御墓は。井上郷下法敷寺村あり。今
 御墓所より混ひたるにも有へし。御墓は。井上郷下法敷寺村あり。今
 村内に。法敷寺と云寺跡あり。三代物語に。法敷寺在法軍寺村。舊名玉井村。井
 上郷有讚留王墓云々と見え。又全讚史に。法敷寺在法軍寺村。舊名玉井村。井
 行基法師立魚重堂於福江浦。又建寺於玉井。以爲魚追福。謂其寺曰法敷寺。延
 十三年春正月。弘法大師移寺於讚留靈王塚側云々。とある寺にて。東鑑も。建長
 二年五月に。此法敷寺の地頭職の事見ゆ。かくて今。さても神籬王の舊墓
 此寺跡の異方。玉井と云噴水ありて。舊に存せり。さても神籬王の舊墓
 とは。まよなう勝りて。其御墓の形状は。南北に横り。官車も象りて。
 環に溝あり。溝外に陪冢三所ありて。當時の陵墓の數にかなひて。往古
 よりまかひなき御墓所に在ける。靈記中山本に。仲哀八年九月十一日。葬。
 今阿野郡岡村。嶺尾といふ所に。眞玉墓と云あれど。共にたがつかなし。眞玉は
 府中村にありて。崇徳天皇の行宮の跡なり。とは白峯寺縁起も。保元元年七月

廿三日。新院讚岐國へうつし奉る云々。其後國府甲知辨鼓丘の御堂にうつし奉る云々。とある所なり。然るからに。守部をも置れん事を。村人より縣廳に願白せる事の度々なれと。今に官よりの御處分の無きは。いきとほろしき事になむ。如斯て此武彥王の神靈を禊れる神社は。此墓前なる讚留王神社を始め。この郡内には。所々に齋祀れり。賜足郡東坂東村に讚王神。社と云ふあるも其一なり。と云れたるは。いと委しき考証なれば。其全文をここに出さ。○伊豫列君。記に建貝兒王者。伊勢之別。とある勢は豫の誤にて。君を脱せるものなるへきよし。記傳に云れたり。建貝兒王の未とせる事のよし。其故は。和名抄に伊豫國に和氣和氣計郡あり。姓氏錄右京別公。建部公同氏。又皇別。和氣公。犬上朝臣同祖。倭武尊之後也。なとあれり也と云り。さて君字並河本に。イ本元と云り。されと舊事紀にも。十城列王伊豫列君等祖とあれば。ある方正し。なくては別と云こと戸になりて意異なるなり。○穂積氏忍山宿禰の事は。上にも云る如く。此媛命の御父

と云はまかひたる傳なるへし。そのよしに次に云。○推武彦王。上に推武王ありて。又ここに推武彦王あるゆゆか。一柱をか二に混へしなるへし。彦字の副はれるは孝靈天皇の御子に。推武彦命あるに混ひたる傳へあるへし。さて思ふに。橋媛の生坐る御子は。記に若建王とある。それ正しくて。此に穂積忍山宿禰女橋媛とあるは。上にも云る如く。成務天皇の妃。穂積臣之祖。建忍山垂根之女。第財郎女の御名。似たるよりまかひつるものなるへし。さて生坐る推武彦王とあるは。和野叔氣王の事なるを。此又誤傳へしなるべし。さらし此一條は。記よなき方正しく。此記の方いあやまりとせへし。さるを舊事紀にも。推武王。推武彦王二柱を。列し奉て。推武彦命。尾津君。揮田君。武部君等祖とあり。此等は推武王の御裔なるへきを。此命の方よ語り傳へしなるへし。さて尾津君揮田君のこと。更し考なし。記よ。足院別王小津石代之別とあり。御兄弟の傳まかひしにや。尾津は。式近江

國野洲野小津神社ある。此地なとにやと記傳に云り。神名帳頭注。尾張國年
日本武尊第七男推
武彦王也。ごあり 揮田のをへて群なりと。通証云。據古事記舊事紀及
仲哀紀考之。此下蓋有闕文。と云れたりとる言なり。記云。又娶山代之
我々麻毛理比賣。生御子足鏡列王。注。一又一妻之子息長田列王。凡是倭建命
之御子等拜六柱。また足鏡列王者。鯨倉之別。小津石代之別。漁田之別。祖
也。次息長田列王之子。杖保長日子王。此王之子飯野真黑比賣命。次息長
真若中比賣。次第比賣。註。故上云若建王。娶飯野真黑比賣。生子須賣伊呂
大中日子王。此王娶淡海之原野入許之女原野比賣。生子迦貝漏比賣命。下
下。などあり。舊事紀には。右の稚武彦命の次に。次稻入列命。此は稻依別
い。次武養慈命。波多。臣等祖。此は。次筆敷電見列命。何波者。次五十日彦王命。
新羅。次伊賀彦王。次武田王。尾張國。丹波。次佐伯命。參川。御使。とあり。足
鏡列筆敷電見列王相同し。此王の事は。仲哀紀の首に出てると云へし。

五十二年。夏五月甲辰朔丁未。皇后播磨大郎姬薨。秋七月
癸卯朔己酉。立八坂入姬命。爲皇后。

丁未ハ。四日也。舊事紀には辛未とあり。廿八日なり。○播磨大郎姬薨。こ
乃皇后本國播磨よて。薨給ひし事。また其御墓の事と。己に云へり。見
合をへし。○己酉は。七日なり。○八坂入姬。姫守並河本に依る。入を本よ
ハに記る。今訂せり

五十二年。秋八月丁卯朔。天皇詔羣卿曰。朕願愛子。何日
止乎。冀欲巡狩小碓王所平之國。是月乘輿幸伊勢轉入東
海。冬十月至上總國。從海路。渡淡水門。是時聞覺賀馬之
聲。欲見其馬形。尋而出海中。仍得白蛤。於是膳臣遠祖

名磐鹿六鴈。以蒲爲手纒。白膾爲蛤而進之。故美六鴈臣之功。而賜膳大伴部。十二月從東國還之。居伊勢也。是謂綺官。

小碓命所平之國。高橋氏文にもかく書り。信友云。御功名以て記せるに。父天皇の愛子とおもほせる御情より。詔給へる御詞を。感深く聞へく。語傳へたる言の遣れるものなるへし。と云り。○轉入東海。高橋氏文には。海を國と作り。集解に東海國。謂志摩以下國也。とあり。○淡水門。記し定。東之淡水門とあり。記傳云。淡は安房國なり。東之と云は。四國の阿古語拾遺に。神武天皇の御世の事。又令天宮命。太玉命。率齋部諸氏。作云々。木綿麻等云々。仍令天宮命。率日鷲命之孫。求肥鏡地。遣阿波國。殖設麻種云々。天宮命更求沃壤。分阿波齋部。率往東土。播殖麻穀。好麻所生。

故謂之總國。古語麻種。今爲上總下總二國是也。阿波忌部所居。便名安房郡。今安房國是也。天宮命即於其地。立太玉命社。今謂之安房社。房郡。安房國坐神。月次新嘗。續紀八に。養老二年五月甲午朔乙未。到上總國之平群。安房朝夷長狹四郡。置安房國。十四に。天平十三年十二月丙戌。安房國并上總國二十に。天平寶字元年五月乙卯。安房國依舊分立とあり。さもく此時。淡はいまた一國の名は非也。上總國の内にて。其水門と云は。安房と相摸國。御浦郡の御崎。今も御崎との間を。大海より入海に入る海門なり。此海も。東は上總。西は武藏。北は下總にて。是れなり。淡水門は。其南方の口なり。さて。今天皇の此水門を渡り坐し。とあるは。還り上坐道。上總より相摸方。渡り坐し。とあり。○武藏云。記傳に。此を還上坐と。坐の事とせられたるは。あらし。これに得始て。至り坐る時の事とすへし。また此水門の事を。清宮秀堅云。房總志料。以爲天示。上總。平群等。此地。此處。舊任。岩津。其内。幾如湖水。故名。淡水門。復。淡。波。野。際。野。渡。非。必。因。以。湖。名。也。小。淡。古。淡。訛。古。人。往。來。大。抵。自。小。淡。上。陸。是。武。尊。往。飛。也。則。知。武。尊。征。美。自。小。淡。渡。海。也。さて此に定と云は。天皇の渡。坐し。つきて。

始めて此名を定賜へりといへ。又始めて此海路の開けしを云にもある
 へし。○覺賀鳥。高橋氏文に。冬十月。到于上總國安房。浮島宮。爾時磐鹿六
 獨命從駕仕奉矣。天皇行幸於葛餅野。令仰獨矣。太后八坂塚。彼借官爾
 御座。磐鹿六獨命亦留侍。此時太后詔磐鹿六獨命。此浦聞異鳥之音。其鳴
 駕我久久。欲見其形。云々。とあり。倭名抄鴨鴉美佐古。按古語用覺駕鳥
 三字。云加久加乃土利。見日本紀私記。夫說美佐古。師說鴨鴉不見其名也。安大
 古。とあれと。美佐古にはあらざ。其鳴聲加久々と聞えられたれば。加久加
 鳥と呼しにて。世に見なれぬ異鳥なり。高橋氏文なる覺駕鳥々々を。カカ
 カカ。鳥々々々を書たらは。さも訓へし。駕我と文字を替て書れたる。よ。カカ
 カカ。たきを知へし。万葉十四歌歌に。筑波彌爾。可加奈久和之能。補乃未乎可
 加。カカ鳥の例也。また熱田縁起に。亦問公入海之由。補種公の入海を傳
 へ腹啓曰。度駿河海中。有鳥鳴聲可伶。毛羽奇麗。問之土俗。稱覺駕鳥。
 公爾曰。捕此鳥獻我君。飛帆連鳥。風波暴起。舟船傾没。公亦入海矣。云

々とあるは。此より爾の事なれとも。一鳥と通えたり。毛羽奇麗と有に
 也。其時は形の見えたりし事知られたり。○欲見其鳥形。氏文に鳥字な
 し。さて氏文には。太后の命以て。六雁命の覺駕鳥を捕へむと。進行ける
 事に記したり。信友云。紀に天皇御自御船にて。覺賀鳥を覽なはした。出
 ませる趣に。記されたるは。此氏文はかり委しからぬ一傳なり。○得白
 蛤。又云。即磐鹿六獨命。以角弭之弓。當游魚之中。即著弭而出。忽獲數隻。
 仍名曰頑魚。此今諺曰堅魚。今以角作鉤柄。約。船過潮涸。天。渚。上爾居奴。
 掘出止爲爾。得八尺白蛤一具。磐鹿六獨命。持二種之物。獻於太后。云
 々。とあり。白蛤は。倭名抄に。本草云海蛤一名魁蛤。和名宇無。蘇敬注云。亦
 謂之狹耳蛤也。とあり。記傳にも宇无伎は蚌蛤あり。と定められたれど。
 こゝに黒川春村説。前載。淫羊藿を植て。つくく思ひけるや
 乎。此草の和名あまたなる中に。宇無伎奈とも云は。何かなる由にか。宇

無伎の蚌蛤の類と見ゆれり。もし其蚌蛤は所據など有てや。さは名つけたりしならむと。猶よく見れば。此葉の形状は。石決明の貝に似たるやうよかもはる。是に依て是を思へり。宇無伎は蚌蛤ならせして。石決明の古名なるへき事を。ゆくりなく思ひ得たり。此草の一名を。久波奈と云ふ。かく葉形を以て。和名としたるは。奈葉宇無伎茶同し例なり。又俗名さてを疾草と呼ひ。又千鳥草と云ふ。一種あるは。共し花形も似れるなり。なほ石決明の証をいひむ。景行天皇紀五十二年得白蛤云々。此事は。姓氏錄膳大伴部條にも見え。又高橋朝臣條にも見えて。それよはまた大蛤とあり。又高橋氏文よは。八尺白蛤とあるを見るべし。八尺の蚌蛤は。あり難かるべく。よしやありとも。其肉堅くて。食用よは充かたかるべし。石決明は又八尺ならむも有べく。かつ東海よ。勝るものあらねり。延喜式よも。東瀛と見えたりしのみならず。淡水門の。即安房國なるを。當國に産するもの。他國に勝る事。其大なる事。世人よく知所なり。かこれ

は宇無伎の石決明にして。蚌蛤に非る事。いよ／＼まさ／＼明らかなりかし。借此名義を稽ふるに。宇無伎は宇無賀比の約言にて。出雲風土記。神祇命神子。宇武賀比々賣。味貝の義あるへし。さるはあらゆる亀貝の中。石決明はかり。美明ものはさらにあらされりそかし。記傳には母貝ならむといはれたれど。恐くは失考なるへし。後名抄に。純耳蛤と見字なり。を。腹ならむには。純耳よも似たり。またるは。純は純の俗名。さらむ。蚌蛤よては。さもかもはれず。となほ記の文をも引て。種々云れたるに。さる事とれもはるれば。其説に従ひて。白蛤を石決明と定むへし。○膳臣の事は。孝元紀に已に出。氏文云。自纏向朝廷歲次癸亥。始奉貴詔勅所賜膳臣姓。天津御食乎。伊波比由麻波理天。供奉來。姓氏錄右京別高橋朝臣條。景行天皇巡狩東國。供獻大蛤。于時天皇喜。其奇美。賜姓膳臣。天淳中原瀧真人天皇十二年。改膳臣賜高橋朝臣とあり。○盤鹿六馬の。同書右京別膳大伴部條に。大彦命孫。磐鹿六馬命とあり。河内阿皇別

問臣條に。大彥命男。彦瀨立大稻越命。石京村問臣とありて。其子六鴈命なり。高橋祖とあるは誤れる傳へなるべし。此命の事は。高橋氏文に委く見えて。さて六雁命七十二年秋八月。受病同月薨也。時天皇聞食而大悲給。准親王式而賜葬。於是宣命遣藤河列命武男心命。宣命云。王子六鴈命。不思保佐々流外爾。卒上太利止。聞食米之。夜晝爾悲怒給川々。大坐須云々。十一月乃新嘗乃祭毛。膳職乃御膳乃事毛。六雁命乃勞始成流所奈利。是以六雁命乃御魂乎。膳職爾。伊波比奉天。春秋乃永世乃。神財止仕奉志迷牟。子孫等乎波。長世乃膳職乃長止毛。上總國乃長止毛。淡國乃長止毛定天。餘氏波。方今太麻波天。乎佐女太麻波牟云々。此文は古へは以下は今とありて。功績高き人なり。名義は詳あらそ。○以蒲爲手綴。倭名抄蒲和名加末。唐韻云蒲草名。似蘭可。以爲席也。手綴の事。神代記に云り。天武紀に膳夫采女等之手綴着巾。などありて。古膳部に預る

人の。必掛しものなり。氏文よは。以蒲葉美頭良乎卷。採麻佐氣葛天。多須岐仁加氣。とありて。聊異なり。其全文は次に引く。○白蛤爲膾。倭名鈔飲食部魚鳥類。繪唐韻云膾奈万須。細切完也。箋注。靈異記景行紀雄略紀同訓。新撰字鏡膾肉乃奈万須。紀親宗曰。奈万須去魚皮肉。爲片疊盛也。非今俗酢和造者之類とあり。言義生聶なり。肉を薄く切を須久と云。通証に生酢也。と云るは俗意なり。雄略紀。使膳夫割鮮。また膳臣長野。能作實膾。なともあり。備氏文云。磐鹿六獨命。捧件二種之物。獻於大后。即大后譽給比悅給豆詔久。甚味清造。欲造御食。爾時盤鹿六獨命申久。六獨命料理天。將供奉止白天。遣喚無邪志國造。上祖大多毛比。知々夫國造。上祖天上腹。天下腹人等爲膳。及煮燒。雜造盛天。見河曲山。柁棄天。高次八枚爾刺作利。見真木葉天。枚次八枚刺作天。取日影豆爲纒。以蒲葉。美頭良乎卷。採麻佐氣葛天。多須岐仁加氣爲帶。足纏乎結天。供御雜

物乎結飾天。乘輿從御獨還御入坐時爾爲供奉云々。○美六馬之功。功本に
切に誤り又云。此時教久。誰造所進物問給。爾時太后奏。此者盤鹿六獨命所
今訂せり獻之物也。即欲給比舉賜天教久。此者盤鹿六獨命。獨我^⑤耳波非。斯天坐
神乃行賜倍留物也。大倭國者以行事負名國奈利。盤鹿六獨命波。朕我王
子等爾。阿禮子孫乃八十連屬爾。遠久長久。天皇我天津御食乎。齋忌取持
天。仕奉止負賜天。則若湯坐連等始祖物部意富貴布連乃佩大刀乎。令腕
置天副賜支。とあり。○賜膳大伴部又云。又此行事者。大伴立雙天應仕
奉一物止在止教天。日登日橫陰面背面乃諸國人乎割移天。大伴部止號天。
賜於磐鹿六獨命。又諸氏東方諸國造。十二氏乃枕子各一人令進天。平次
比例給天依賜支云々。記にも又定膳之大伴部とあり。記傳云。大伴部と
云は。膳夫とも多く。其伴の廣き由の稱なり。賜とは大多く乃膳夫部
を。悉く率掌らしめて。其部の帥と爲給ふを云なり。膳大伴部と云。姓を賜
ふには非也。此事よく

世とは混ふへし。然るに姓氏録に。別は膳大伴部と云姓の有りて。彼故事を
舉たるはゆかへし。然るに。此姓は膳臣氏より分れたる姓にて。彼の率なるを。
先祖六雁の膳大伴部を帥し由縁を以て。其を姓に買ひたるなり。さて此氏
の下に。彼故事を舉たるも。膳大伴部と云こと。の由縁を顯せるあり。さて此氏
なほ此事。境原宮段膳臣の下と考合そへし。眞視膳式神今食膳に。膳大伴造
膳大伴部氏
あるへし。定とい。枝多くの膳夫等を。此時に始めて。膳之大伴部と號
けて。磐鹿六雁命に屬賜へるを云なるへし。と云れたるにてあきらけし。
さて此盤鹿六雁命か。此時仕奉りし行事を以て。神嘗大嘗等也。供奉り始め。
また安房大神を。御食津神と爲て。大膳職に祭り。内膳職にて。忌火御飯を供
ふる事の姓など。みな此時より起れ。○綺宮。詳ならず。通證よ。今按疑是飯
高郡川俣村也。今猶有二大和道とありなほ考へし。又員辨郡美耶也。三郷。鈴
鹿郡高宮郷美耶などあり。そのあたりをもたつぬへし。内山眞龍か官所
記よ。伊勢國入云
綺宮の蹟は。鈴鹿郡能登野の北。白鳥陵に近き處にあり。土人加牟婆多の宮
と云。古の驛路なりと云り。此は何れの村なりや。詳ならず云。後云。今鹿
氏文云。同年十二月。乘輿從東還坐於伊勢國綺宮。川俣神社。報考云。今鹿
伏見村乎。世記。川俣縣造祖大比古命。味酒餘鹿。續後紀。鈴鹿郡故田郷。主
川俣縣造藤原。鹿伏見郷。鈴鹿川と。加太川との枝合也。仍其處を川俣を云。今

轉じて加太と云ふとあり。是等よしなきか考へし。

五十四年。秋九月辛卯朔己酉。自伊勢還於倭。居纏向宮。

己酉。十九日。○氏文云。五十四年甲子九月。自伊勢還坐於倭纏向宮。

五十五年。春二月戊子朔壬辰。以彦狹島王拜東山道十五

國都督。是豊城命之孫也。然到春日穴咋邑。卧病而薨之。

是時東國百姓悲其王不至。竊盜王尸。葬於上野國。

壬辰は五日也。○彦狹島王。國造本紀に。上毛野國造。瑞籬朝皇子豊城入彦命孫。彦狹島命。治平東方十二國爲封。とあり。彦狹島命は。垂仁紀に上毛野君。速祖八綱田。此人の事は。とある人の子にやあらむ。此紀にも國造本紀にも。たしかに子といふはねと。豊城命の孫と云ひ。姓氏録に。

垂水史。豊城入彦命孫八綱田命と。記したるを以て。まか推量らるゝなり。君義記傳に。倭名抄下總國後島郡佐之とある地名を以て。後に稱へたるか。○東山道十五國。或説云。按るに十五は十二の誤なるへし。十二國の。記崇神段。又景行段に十二道とありて。記傳に。十二道は十二國を云なり。國造本紀に。東方十二國とあり。上の高志道も。下には高志國とあり。又孝徳紀に。前以良家大夫。使治東方八道。既而國司之任。六人奉法。二人違令云々。とある。此に國司八人の事を云へるにて。八道は八國なる事明らかし。八國は。此の十二國の。さて國を道と云は。朝廷より其國を治めに。人を遣さしめて云稱なり。後に東海道東山道と云名を建て。天下を總て。畿外を七道と分ち定められたるも。まづは漢國唐太宗の時分て初て十の制にならひ。且は上代より云來つる稱にも。沿給へるものなるへし。武辨云。高橋氏文にも。東方諸國造十二氏とあれば。さて此十二

は。何れの國々を合せたる數にか。今さたかに知かたし。されと試みに
 いひ。伊勢伊賀志摩は此國に屬し尾張。參河。遠江。駿河。甲斐。伊豆。相模。武藏。
 總上總下總より分たり。安房は後常陸。陸奥此國は後東海道に入らされと
も。下文に往遇千在津とあれは。此十
二國のうちなり。又後建命段にも。東方十二道とありなるへきかど云るに
て。神皇を言向玉ひしことの見えたるをも思へし。なるへきかど云るに
 付て。伴信友かまた。十二國々造の。景行より上代に聞えたる人名を尋
 試みたる。其考に。國造本紀に。神武御世。天日彥命アマノヒコノミコトと伊勢に。美志印命
 を素賀スガカに定玉ひ。崇神御世。知々夫彥命チチフヒコノミコトを知々夫チチフヒに武藏國定玉ひ。彥狹
 島王命を。上毛野國造に定玉ひ。景行御世。塩見足屋シホミタシヤを甲斐國造に定賜と
 みえ。常陸風土記に。後建命巡狩の條に。新治國造毘奈良珠命ヒナラタマノミコト。また崇神
 御世に。築篁命ツクハシノミコトを紀國造紀は常陸國に任されたり。とある此二説を合せ
筑波縣ありて。吾の大かたに考ふへし。と云れた。今按よ此説宜しからき。ことに
 東山道十五國とある道は。國の事なるは。記傳の説の如し。東山とある

り。後に云る東山道の事なりあらで。なほ山東と云か如し。たよに。山の
 東の義なり。已に上に山東諸國曰吾嬌國。ともあり。さてそれは何れの
 山と云と云た。公式令に。東山道山東云々。とあるを。義解は謂信濃與
 上野取山也とも。三代格七。弘仁十年五月廿一日太政官符に。東山道山
 東ともある。山東の義は同じく。上野國碓日山より。東南の諸國をさし
 て云るに。近江以東の。今いふ東山道と。指を所異なり。さて十二國
 とも。十五國とも云る。續紀神護景雲二年正月寶龜五年八月延暦二年
 四月に。坂東八國曾我物語にも八國とあり。續後紀嘉祥元年十一月に十國とも見は
 たるよて。山東の國に付て。其の中の十二國とも。十五國とも云るか如き
 義なれり。強ち其數に拘はるに足らき。其時々の數へかたにて。何とも
 語傳へしなるへし。されり此の本のまゝにて。大らかな山東なる諸國と
 も。心得てあらん方。當時のまゝあるへし。さて都督は他に見え。都

の字は、後より充たし、上古より國造の外に國司あり。臨時に命を受けて、其國の政を執行ひたまなり。又、東土の都督は、子孫の其國にあるを見れり。國司とは又異れり。按ふに此の。此御世に皇子等を。國々に封したまへる列といへると。一つなるべきか。あはよく考へし。○拜。中臣本並河本傍書。領し作る。また都督を永享本に攝政と作り。何れもよるしからず。○春日穴作邑。春日は大和添上郡なり。穴作は神名式に。添上郡穴作神社と。兼俱本に。次は穴作と云れたる宜し。此社今古市村にありて。穴作明神といふ。に記れり。上田百本も。景行紀に春日穴作邑とあり。續紀延暦七年八月。對馬守正六位上穴作。皆磨。賜姓奏忌寸。とありと云り。○竊盜王尸。永享本に王尸二字を屍に作れり。○葬於上野國。於字永享本になし。栗田氏云。かく東國の民とも。此命を慕ひまつれる。いかなる故にか今詳ならねと。崇神御世に。東方十二國の荒ふる者を。平治

置編入者命の既く東方をたりしか。景行の御世に後命白し。其功烈を治へき記ありしを。おもへたりしか。國造本紀に。尊崇神の御世に。かけていへるなるへし。武野云。國造と云はれしは。さてかく東國に功勳ありし王の早薨て。其任所に至り給はるるを。當昔其國人の横直なる心に。深く悲みまつりて。御屍をも窃し持來て。其國に葬めたりしものと思ゆる。と云れたり。さることなり。

五十六年秋八月。詔御諸別王曰。汝父彥袂嶋王。不得向任所。而早薨。故汝專領東國。是以御諸別王。承天皇命。且欲成父業。則行治之。早得善政。時蝦夷騷動。即舉兵而擊焉。時蝦夷首帥足振邊。大羽振邊。遠津間男邊等。叩頭。

而來之。頓首受罪。盡獻其地。因以免降者。而誅不服。是以東國久之無事焉。由是其子孫於今在東國。

御諸別王。名義御諸山に據れる御名なるべし。豊城命の此山に登玉ひし

なるべし。さて此王。姓氏録皇別葛原部條。大御諸別命とあり。皇別韓

矢田部造條には。彌母呂別とあり。共に豊城入彦命三世孫とあり。さて

彦狭島王の子なるよしは。津父とあるにて明らかなり。さて神功の朝に

見えたる。荒田別鹿我別と。此王の子なるへきよし。そまに云へし。或書

御入安渡。但生曰。同國出河。清河村。々社五所。王子社と傳來る山の麓。其御墓を愛て。津作らんと。入夫數百人を使ひて。其後に當る。際し。五六活となりて。恒生彼地に到り。其神主に面し。古書多取。出さしめたり。明に。御諸王とあるを見たり。か。れは。五所は御諸の字音より。誤たりと語れり。と。○專を。本にタツメとあるは非訓なり。專を訓るより。モハラと。訓

へし。○時蝦夷騷動。此蝦夷も本國の内にあらて。陸奥の内なり。陸奥も

東山道のうちなればなり。○首帥を。集解には會帥とあり。私に改めら

れたるものなれば従かたし。足振邊。大羽振邊。遠津間男邊。名義未詳。

邊は男の名も云る事已よ云。此名をもを以て。本國の夷にあらざる

こと知へし。○東國久之。本に國字なし。久を契沖本に方とあり。さらは

之の行字にて。東方無事とあるへし。記傳に引れたるにりしかあり。さ

る本もありしにや。されと信友校本に。東下に國字あり。集解にも前後

の例に據て補れたり。さては久之は。本のまゝにてよろし。今それに據

て國字を補へり。○在東國。在本よ有とあり。さらは有東國と訓へし。さ

れと考本に在とあり。其方おたやかなり従ふへし。

五十七年秋九月。造坂手池。即竹蔭其堤上。冬十月令諸國